

高山市中心市街地活性化基本計画

岐阜県 高山市

令和6年4月

(令和6年3月26日認定)

目 次

1	中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1]	高山市の概況	1
[2]	地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析	6
[3]	地域住民のニーズ等の把握・分析	35
[4]	これまでの中心市街地活性化に関する取り組みの検証	49
[5]	中心市街地活性化の課題	62
[6]	中心市街地活性化の方針（基本的方向性）	66
2	中心市街地の位置及び区域	68
[1]	位置	68
[2]	区域	69
[3]	中心市街地の要件に適合していることの説明	70
3	中心市街地の活性化の目標	73
[1]	中心市街地活性化の目標及び目標指標	73
[2]	計画期間の考え方	73
[3]	基本方針ごとの目標指標及びフォローアップの考え方	74
4	土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供 する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	82
[1]	市街地の整備改善の必要性	82
[2]	具体的事業の内容	83
5	都市福利施設を整備する事業に関する事項	95
[1]	都市福利施設の整備の必要性	95
[2]	具体的事業の内容	96
6	公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給 のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関 する事項	110
[1]	まちなか居住の推進の必要性	110
[2]	具体的事業の内容	111
7	中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性 化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	125
[1]	経済活力の向上の必要性	125
[2]	具体的事業の内容	126

8	4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	149
	〔1〕公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性	149
	〔2〕具体的事業の内容	149
○	4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所	153
9	4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	154
	〔1〕市の推進体制の整備等	154
	〔2〕中心市街地活性化協議会に関する事項	156
	〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等	161
10	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	166
	〔1〕都市機能の集積の促進の考え方	166
	〔2〕都市計画手法の活用	166
	〔3〕都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	166
	〔4〕都市機能の集積のための事業等	167
11	その他中心市街地の活性化に資する事項	168
	〔1〕基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	168
	〔2〕都市計画等との調和	169
	〔3〕その他の事項	171
12	認定基準に適合していることの説明	173

様式第4〔基本計画標準様式〕

- ①基本計画の名称：高山市中心市街地活性化基本計画
- ②作成主体：岐阜県高山市
- ③計画期間：令和6年4月から令和11年3月（5年）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

〔1〕高山市の概況

(1) 位 置

本市は、岐阜県の北部、飛騨地方の中央に位置し、周囲を飛騨市、下呂市、郡上市、大野郡白川村、長野県、富山県、福井県、石川県に囲まれている。
本庁所在地は、東経137度16分、北緯36度09分、海拔573mに位置している。



(2) 地 勢

本市は、東西に約81km、南北に約55kmあり、面積は2,177.61km²の日本一広い市である。面積の約92.1%は森林で占められ、山や川、溪谷、峠などで地理的に分断され、標高差も2,000mを超えるなど、地形的に大きな変化に富んでいる。

北東部には槍ヶ岳、乗鞍岳、穂高連峰などの飛騨山脈（北アルプス）を擁し、中央部には宮川が南から北へ流れ、南部には飛騨川が北から南へ流れ、南西部には庄川が南から北へ流れている。

標高の最高は奥穂高岳の3,190m、最低は上宝町吉野の436mである。

(3) 気 候

本市の気候は、海拔高度の高い所が多いため、東北地方北部や北海道南部と似て夏は涼しく、冬は雪が多く厳しい寒さとなる。全体的には内陸気候であり、特に高山地域は盆地のため内陸性が顕著にあらわれる。飛騨山脈（北アルプス）をはじめ標高の高い山岳地域の気候は、山岳気候となる。

平年の年平均気温は11.4℃、8月の最高気温の平均は31.0℃、2月の最低気温の平均は-4.9℃である。過去の最高気温の極値は令和元年8月13日の37.7℃、同じく最低気温の極値は昭和14年2月11日の-25.5℃となっている。平年の観測日数は、最高気温25℃以上の夏日は110.5日、最低気温0℃未満の冬日は112.5日で、最高気温0℃未満の真冬日は7.7日に及ぶ。なお、最低気温25℃以上の日数は0.0日である。

風速は年平均1.7m/sで、一年を通じて風の弱い地域である。

降水量は年1,776.5mmと、飛騨地方の中では比較的少ないところとなっている。

平年の年最深積雪は55cmであるが、積雪の最深は128cm（昭和56年1月8日）である。

※上記のデータは、高山特別地域気象観測所（高山市桐生町）のもの。

※平年値は、1991 年から 2020 年の統計によるもの。

※極値は、1899 年 5 月からの統計によるもの。

(4) 高山市及び中心市街地の沿革（まちの成り立ち）

本市には、市内を流れる宮川や川上川などによって形成された沖積世の平地や、河岸段丘に面した山麓の緩斜面、扇状地などに、縄文・弥生・古墳の各時代の遺跡が多数存在する。それは古くから人々がこの地に住みつき、豊かな自然の恵みを受けつつ暮らしてきたあかしである。

飛騨地方が大和朝廷へ服属したのは諸説様々だが、5 世紀以降のことと思われる。奈良時代の国府は高山盆地にあり、国分寺（総和町）と国分尼寺（辻ヶ森三社）が建てられた。天平勝宝元年（749）大野郡大領正七位下飛騨国造高市麻呂（ひだのこくぞうたけちまろ）が国分寺へ知識物を献じて外従五位下を賜ったとあり（続日本紀）、国分寺と大野郡の名が初見される。養老賦役令に「凡ソ斐陀国ハ調庸俱二免ゼヨ。里ゴトニ匠丁（木工）十人ヲ点ゼヨ。…」とあり、飛騨国は、匠丁を出すことによって庸調が免ぜられていた。それは「今昔物語集」での飛騨匠と絵師百済川成との腕比べの話や、「万葉集」に詠まれた「かにかくに物は思はじ飛騨人の打つ墨縄のただ一道に」のように、黙々と働く「ひだびと」の姿を通して今に伝えられている。

「高山」の地名は、永正年間（1504～21）に守護代多賀氏の一族高山外記が、現在の城山に城砦を築いた頃にさかのぼる。城内に近江の多賀天神を祀り、天神山・多賀山と称したことに由来するともいわれている。

後に京極氏の被官で、守護代多賀氏を祖とするとも伝える三木氏が益田郡に勢力を伸ばし、大永の頃（1521～28）大野郡にも進出し、多賀氏をしのいで実権を握った。三木自綱は斎藤道三の娘を迎え、信長美濃入国後は信長に近づき、天正 7 年（1579）松倉城を築城して本拠とし、天正 10 年（1582）江馬輝盛を破り、白川郷を除く飛騨を平定した。

自綱は、秀吉に対抗した佐々成政と結んだが、天正 13 年（1585）秀吉の飛騨平定の命を受けた金森長近が越前大野城から兵を進め、自綱を滅ぼした。翌天正 14 年、飛騨に封ぜられた金森長近は鍋山城に入り、天正 16 年天神山に築城を開始、松倉・鍋山城下の商人を移し、白川郷の照蓮寺と和親の誓約を結び、城下に寺地を設け、城下町の形成に着手した。

城下町は武家屋敷、町人屋敷、寺院群に区分され、武家屋敷は城下江名子川左岸、南は大隆寺下まで、城下西麓から中橋までの宮川右岸、北麓空町一帯、江名子川北岸に及ぶあたりに配置されていた。三代重頼の弟重勝が分家して江名子川北岸に左京屋敷を建て、重頼は娘のために宮川左岸に向屋敷（今の高山陣屋）を建てると、そのあたりまで町家が広がった。

町人屋敷は、一番町・二番町・三番町が宮川右岸に南北に、それを東西に横切る形で安川町・肴町がそれぞれつくられ、南北方向に通りを発展させた町並であった。城下町によくみられる見通しがきかない道筋は、町の南部と北部に設けられた。

城の北方向には白川郷から照蓮寺 13 代明了を迎えて、照蓮寺を建てた。その周囲に寺内町が発達して照蓮寺がこれを管轄した。東山一帯には寺院が集められ、大雄寺・素玄寺・天照寺・宗猷寺といった金森氏にゆかりのある寺が建てられた。金森氏が出羽上ノ山に移封されるまでの金森 6 代 107 年間には、京文化および江戸文化を受け入れて、今日の高山の基盤が形成された。

幕府は元禄 5 年に飛騨を収公したあと、金森氏の向屋敷に代官所を設立し、関東郡代伊奈半十郎忠篤を初代の代官として兼任させ、徳川幕府直轄の天領として高山陣屋において代官・郡代が 25 代 177 年間にわたり治めた。

高山陣屋に代官が常時在勤するようになったのは、享保 13 年（1728）長谷川忠崇からのことであった。高山城は、加賀藩主前田綱紀の家臣永井織部に守らせていたが、元禄 8 年幕命により取り壊された。「飛騨の高山御城の御番つとめかねたよ加賀の衆が」といまでも高山盆踊りの歌詞に残されている。この時代には江戸文化の影響を強く受けるとともに、その名を広く知られる高山祭が盛んとなり、屋台が造られ、市が行われるなど、社会的、文化的な基盤が確立された。



高山陣屋

人口は元禄 8 年（1695）1,259 軒 3,757 人、延享元年（1744）1,513 軒 7,212 人、天保 13 年（1842）1,671 軒 9,237 人で、これは当時の岐阜町より人口が多く、有数の都市であった。

明治維新により東山道鎮撫使竹澤寛三郎が入国し、高山陣屋に天朝御用所の高札を建てた。慶応 4 年 5 月に飛騨県がおかれ、同年 6 月高山県となり、明治 4 年筑摩県に移管されるまでの 3 年 6 か月間、梅村速水、宮原積の二人の知事により治められた。

明治 8 年に高山一之町村・二之町村・三之町村が合併して高山町となり、また、大野郡片野村ほか 22 か村が合併して大名田町となった。翌明治 9 年に高山町は岐阜県の管下となり、明治 22 年に 15,385 人で新しい町制を実施し、大正 9 年の第 1 回国勢調査の人口は 16,344 人であった。その後大正 15 年に灘村を合併、昭和 9 年にはその後の高山および飛騨の発展に大きく寄与した高山本線が開通、昭和 11 年 11 月 1 日に大名田町を合併して市制を施行、「高山市」として発足した。昭和 18 年上枝村、昭和 30 年大八賀村を合併した。

平成 17 年 2 月 1 日には、丹生川村、清見村、荘川村、宮村、久々野町、朝日村、高根村、国府町、上宝村と合併し、日本一広大な面積を有する新しい高山市が誕生した。

現在、平成 27 年度からスタートした高山市第八次総合計画に基づき、「人・自然・文化がおりなす活力とやさしさのあるまち飛騨高山」を都市像に掲げ、多様なまちの魅力や財産を活かしあうことにより、新たな活力や元気が生まれるとともに、やさしさがあり、幸せが感じられるまちの実現を目指している。



(5) 高山市における中心市街地の歴史的・文化的役割

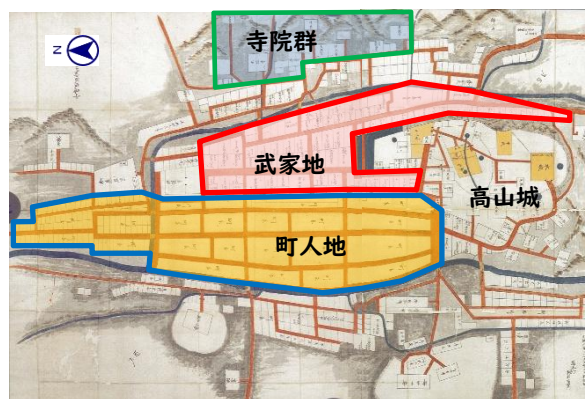
① 金森氏の飛騨入国と城下町の形成

越前大野城主であった金森長近は、天正 13 年（1585）に豊臣秀吉の命を受けて飛騨の三木氏を攻略し、飛騨を平定した。翌年 8 月 7 日、長近は飛騨国 3 万 3 千石の国主として入府している。入国した長近は、当初、漆垣内町^{うるしがいのち}の鍋山城に城を構えたが、土地条件が整わず天神山古城（現在の城山地区）に高山城を築くことにした。

高山城の建築は天正 16 年（1588）から始め、慶長 5 年（1600）までの 13 年間で本丸、二之丸を完成させ、以後 3 年かけて三之丸が築かれている。そして、城と同時に城下町の工事も行なった。城を取り囲んで高台を武家屋敷、一段低いところを町人の町とし、この町人地の一部が現在の重要伝統的建造物群保存地区である。

城下町は、武家地、町人地、寺院群に区分される。

武家地は城郭下方の江名子川左岸に広がる空町^{そらまち}と呼ばれる高台一帯から江名子川北岸に及ぶあたりまで、東西約 500m、南北約 600m の範囲に配した。町人地はその高台の下である武家地の西側に配置され、城に近い方から一番町、二番町、三番町（後の一之町、二之町、三之町）が宮川右岸に南北方向に長くつくられた。それを東西に横切る安川通や肴横丁などがつくられ、梯子状の条筋で区画された町並みであった。寺院群は、^{はしご}武家地の東側に連なる山裾に配置された。これは、平湯街道が通るこの地域において防衛の要とするためであった。



江戸時代の高山城下町の配置

高山城下町の町人地は武家地の 1.2 倍と広く、全国の城下町の平均が武家地 7 割、町人地 3 割であることから考えても、町人地の広さに特色がある。商人の経済力を重視した金森長近の姿勢が現れている。また、越前大野や縁のある滋賀県矢島町などから商人を招き、城下町に集約される東西南北の街道も整備し、飛騨における政治、経済の中心としての機能を持たせて飛騨国の繁栄を図った。金森氏が出羽上ノ山に移封されるまでの 6 代 107 年は、京文化、後には江戸文化との交流が図られ、今日の高山の基礎がつけられた。

② 町並みの形成

町人地には敷地間口いっぱい町家が建てられ、街路の両側に建物が隙間なく建ち並ぶ濃密な町空間が形成されていった。近世を通じて町家の普請には厳しい建築規制が敷かれ、普請に際してはその種類、規模にかかわらず高山代官所の許可を必要とした。建物の外観に関しては、規制が明文化されていなかったものの、軒高を揃えることなど、町並みを意識した不文律が存在していた。現在の町並みの統一感は、この「町並」の語に象徴されるような不文律の存在によって形成され、保たれている。

江戸期から明治初期にかけては度重なる大火があり、それゆえ江戸中期以前に建てられた町家の遺構は一つも現存しない。現存する町家の多くは明治 8 年（1875）の大火以降に建築されたものであり、それ以前の町家の棟数はごく限られている。

明治期の高山の町家は、意匠的にも技術的にも江戸期の町家の延長上にあるものと考えられている。しかし、大正時代頃から交通網の発達などを背景に社会構造の変化が現れ、それに伴って町家の形式も変化していった。とりわけ昭和9年（1934）の高山本線開通により、鉄道駅が立地する宮川西部の開発が進み、その一方で川東の旧城下町は都市開発からとり残された。商業の中心も宮川西部の本町へと移動したため、旧城下町の店舗併用住宅だった町家は店じまいをするところが増え、かつて全面開放が可能な建具「シトミ」が入れられていた町家の正面に格子がはめられて、非開放の形式に移っていったと考えられている。

しかし他面において、都市開発から取り残された旧城下町の伝統的町家は保存状態がきわめて良好で、城下町時代以来の短冊形の地割が現在に至るまで継承されており、昭和54年（1979）、旧城下町の南半分の一部が三町伝統的建造物群保存地区に選定され、さらに平成16年（2004）年には、北半分の一部が下二之町大新町伝統的建造物群保存地区に選定されている。

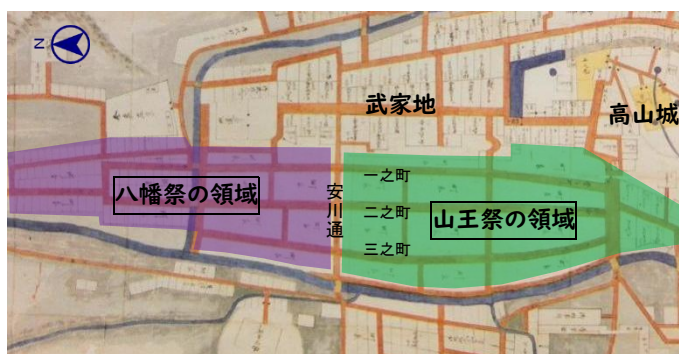


三町伝統的建造物群保存地区（古い町並）

③ 旧城下町で営まれる人々の活動（二つの氏子領域と高山祭）

飛騨が幕府直轄地となると、武家地は陣屋とその周辺の地役人屋敷のみとなり、高山は町人中心の町となった。町人地の行政区画は、一之町、二之町、三之町を中心としてそれぞれ周辺の町場を含め、一之町村、二之町村、三之町村の三村にまとめられており、各村は更に細分化したいくつかの「町組」に分けられていた。町政においては、金森時代の町代が引き続き町年寄と名称を変えて各村を束ね、その下位の町組頭が各町組を統括した。

このように、高山の町政は一之町村、二之町村、三之町村の区画に従って運営されていたのだが、町人生活の実態は、これとは少し様相を異にしていた。安川通りを境に南が日枝神社の氏子領域、北が櫻山八幡宮の氏子領域であり、地域のコミュニティはむしろそのくくりでまとまっていた。日枝神社の氏子は春の高山祭である山王祭、櫻山八幡宮の氏子は秋の高山祭である八幡祭のそれぞれ主体である。この二つの領域は、お互いが対峙しつつ、それぞれに地縁的結合を育んできた。そして江戸時代山王祭や八幡祭の発展とともに、祭りと町組とが結びつき、やがて町組ごとに屋台を所有するようになって、「屋台組」と通称されるようになった。二つの地縁的結合が、互いに意識しながら幕領時代の高山の二つの核をなすとともに、屋台組がそれぞれのコミュニティを支えてきた。



八幡祭と山王祭の領域（金森時代）

昭和17年（1942）に、一之町、二之町、三之町は安川通りを境にそれぞれ「上～之町」^{かみ}、「下～之町」^{しも}というように分離され、ここにきて地縁的結合と行政区画とが一致することとなった。旧城下町は現在、安川通りを境として上町^{かみちやう}・下町^{しもちやう}と俗称されており、山王祭と八幡祭の競い合いを中心に、互いに意識し、そして高めあいながら文化的伝統を継承している。そして代々受け継がれた屋台を守り続ける屋台組は、日常生活の中での助け合いや共同作業、町並み保存活動など、祭りの枠を超えたコミュニティを今も保持し続けている。

[2]地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

(1) 人口動態

① 中心市街地の人口

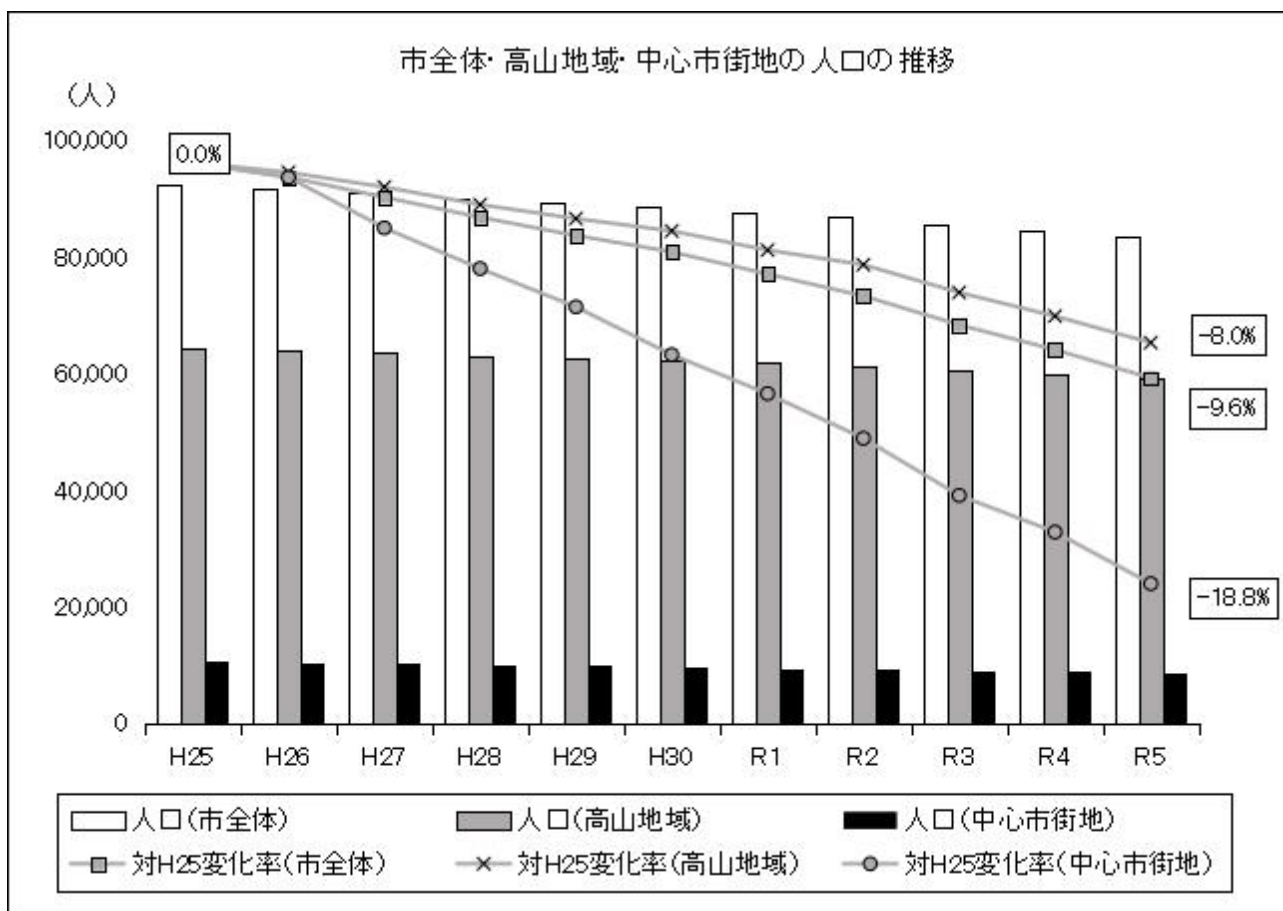
市全体の人口は平成25年から令和5年の10年の間に8,867人、9.6%減少し、高山地域（※）の人口は5,162人、8.0%減少、中心市街地の人口は1,999人、18.8%減少している。中心市街地の人口は、市全体や高山地域と比較しても減少率が高く、これは、少子高齢化の進行に加え、核家族化や生活様式の多様化に伴い郊外への転居が進んだことが主な原因であると考えられる。

※高山地域：平成17年市町村合併前の高山市のエリア

○人口

(単位：人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
市全体	92,328	91,729	90,904	90,077	89,328	88,655	87,740	86,838	85,649	84,626	83,461
高山地域	64,290	64,011	63,590	63,085	62,685	62,331	61,782	61,363	60,566	59,890	59,128
中心市街地	10,648	10,578	10,338	10,145	9,963	9,736	9,551	9,339	9,068	8,894	8,649



資料：高山市「住民基本台帳（各年10月1日現在）」

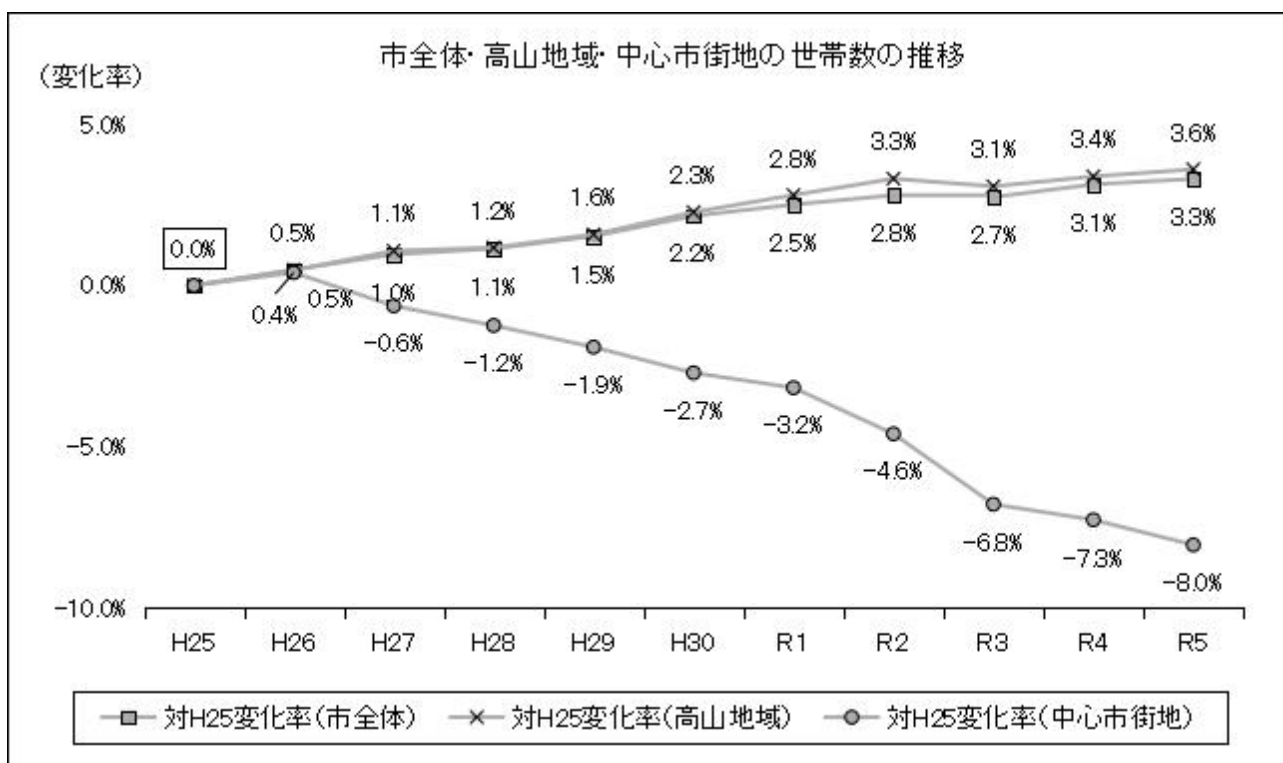
② 中心市街地の世帯数

市全体、高山地域では世帯数は増加しているが、中心市街地の世帯数は人口同様に減少傾向にある。中心市街地では、平成 25 年から令和 5 年の 10 年の間に、世帯数が 383 世帯、8.0%減少している。

○世帯数

(単位:世帯)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
市全体	34,913	35,084	35,249	35,312	35,446	35,666	35,789	35,890	35,870	36,007	36,067
高山地域	25,770	25,893	26,047	26,072	26,178	26,356	26,492	26,623	26,562	26,641	26,698
中心市街地	4,763	4,782	4,733	4,704	4,672	4,634	4,612	4,544	4,440	4,417	4,380



資料：高山市「住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）」

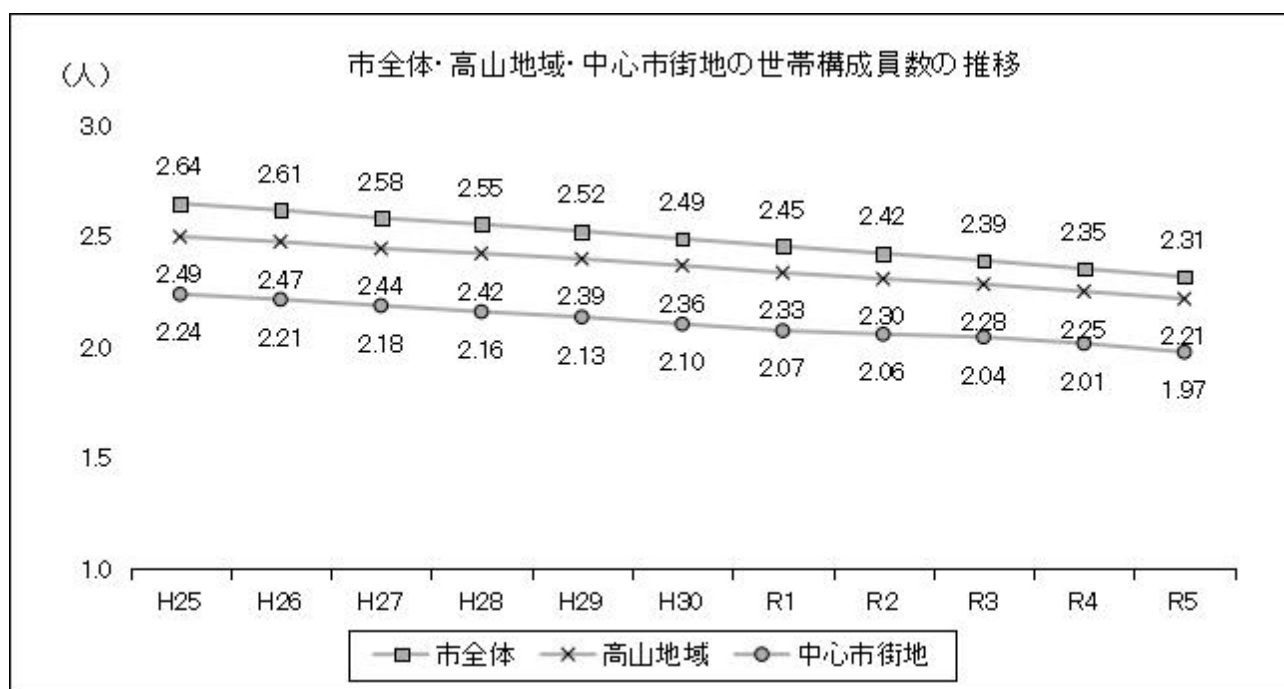
③ 中心市街地の世帯構成員数

世帯構成員数は、市全体、高山地域、中心市街地ともに減少傾向にあり、減少の進行速度に差は認められない（H25～R5 間で、市全体では 0.33 人減少、高山地域では 0.28 人減少、中心市街地では 0.27 人減少）。ただし、市全体よりも中心市街地のほうが世帯構成員数は少なく、世帯が小型である。

○世帯構成員数

(単位:人)

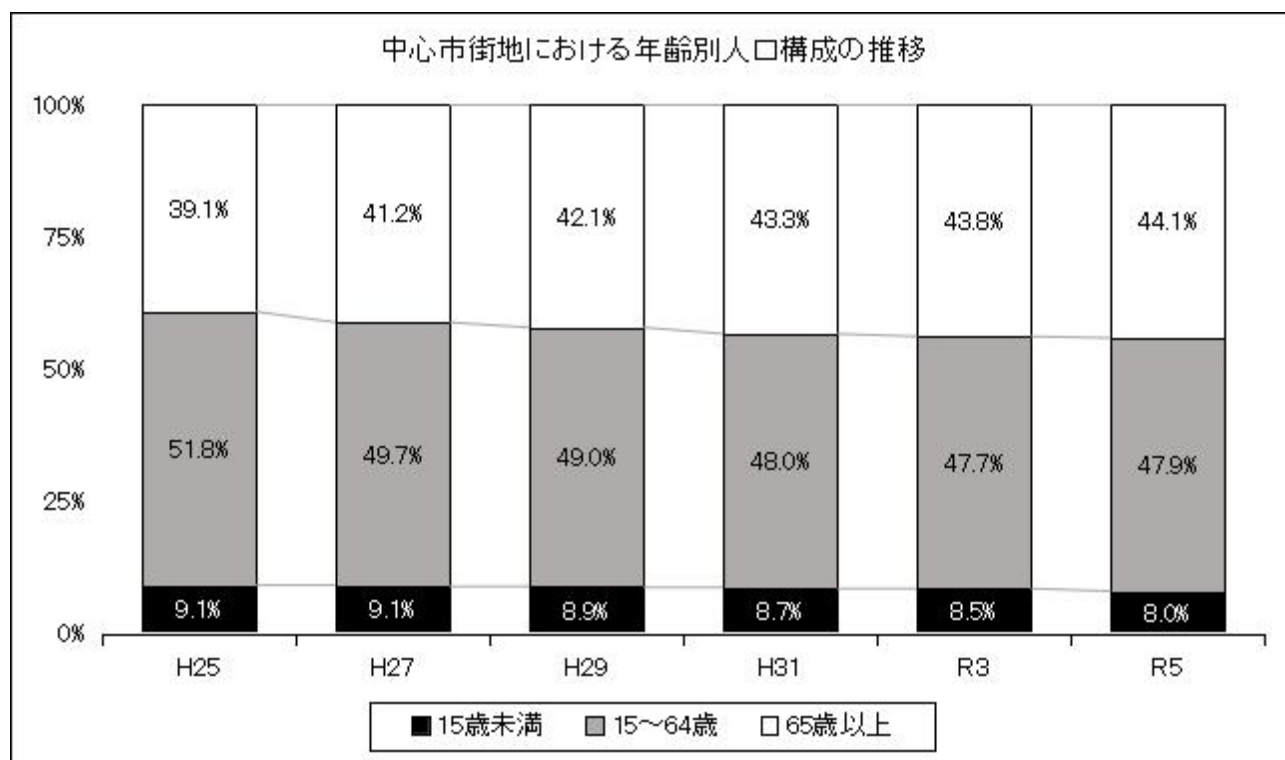
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
市全体	2.64	2.61	2.58	2.55	2.52	2.49	2.45	2.42	2.39	2.35	2.31
高山地域	2.49	2.47	2.44	2.42	2.39	2.36	2.33	2.30	2.28	2.25	2.21
中心市街地	2.24	2.21	2.18	2.16	2.13	2.10	2.07	2.06	2.04	2.01	1.97



資料：高山市「住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）」

④ 中心市街地における年齢別人口構成

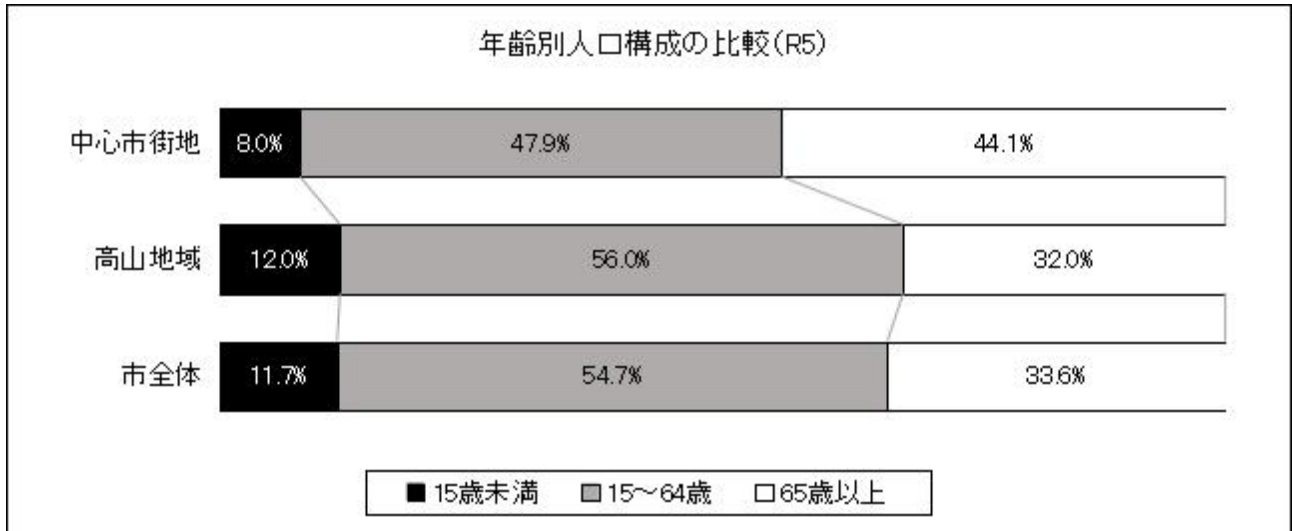
平成 25 年から令和 5 年の 10 年間、中心市街地の人口全体に占める 15 歳未満の年少人口割合はほとんど変化していない一方で、15～64 歳の生産年齢人口割合が減少し、その分 65 歳以上の老年人口割合は増加している状況にある。



資料：高山市「住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）」

⑤ 年齢別人口構成の比較

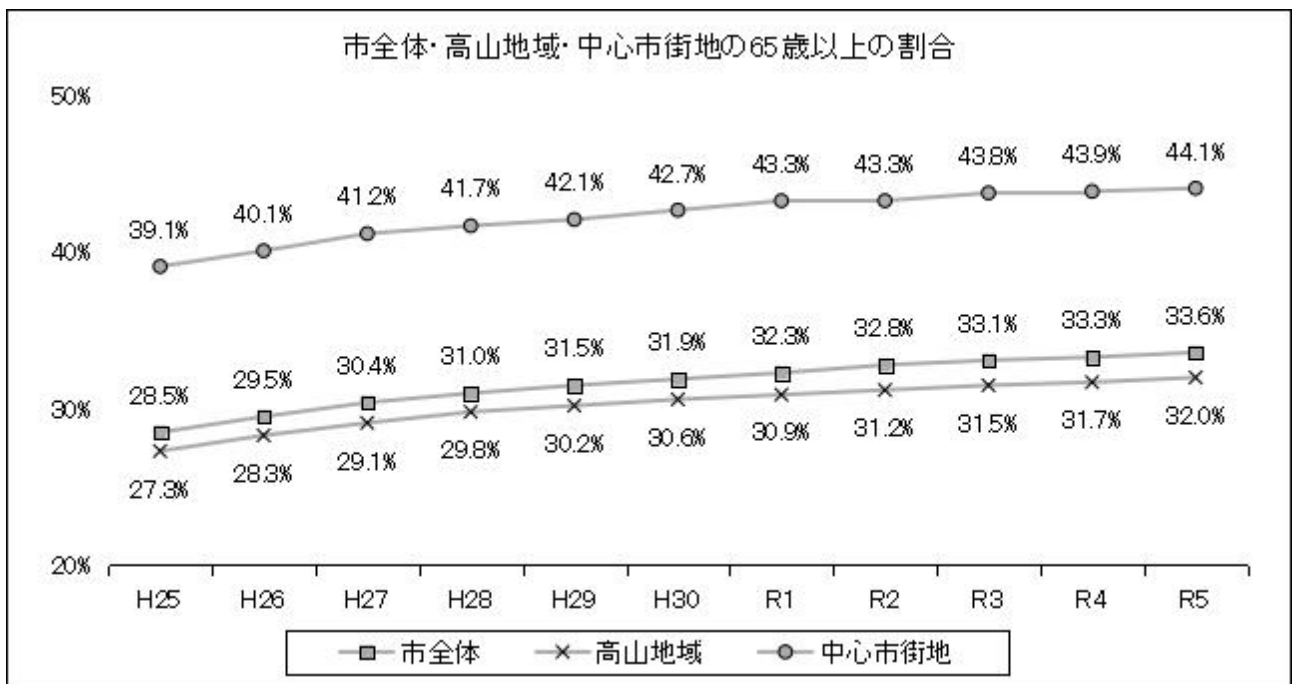
中心市街地の老年人口（65歳以上）は市全体、高山地域と比較すると割合が高いのに対し、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合は低い状況にある。



資料：高山市「住民基本台帳（令和5年10月1日現在）」

⑥ 中心市街地における高齢化率

市全体、高山地域、中心市街地いずれも高齢化率は年々上昇しているが、令和5年の中心市街地の高齢化率は44.1%となっており、市全体と比べて約10%、高山地域と比べて約12%も上回る数値となっていることから、より早く高齢化が進んでいる状況がうかがえる。



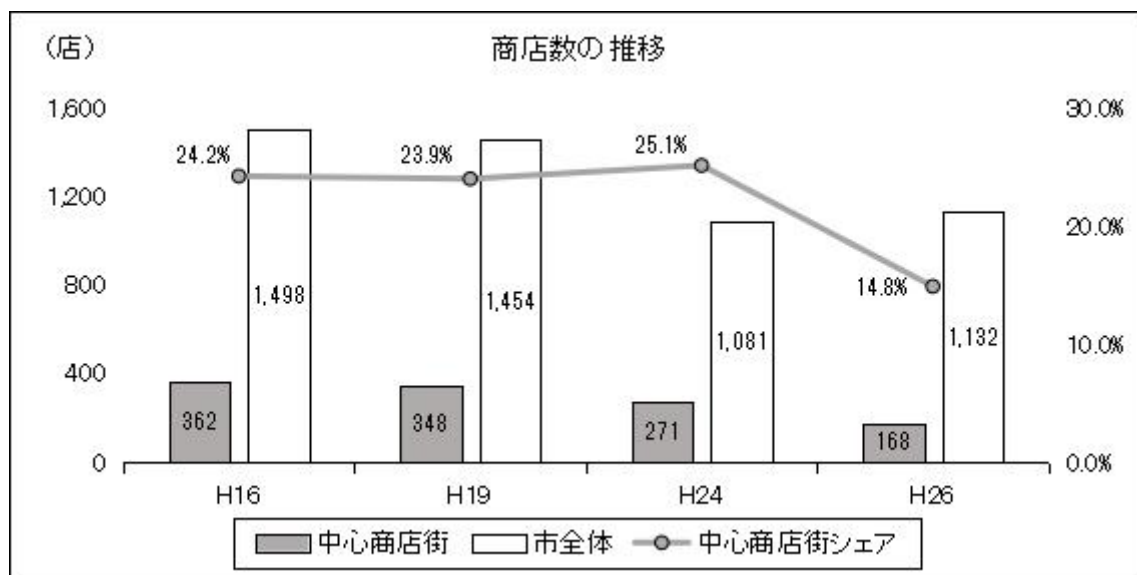
資料：高山市「住民基本台帳（各年10月1日現在）」

(2) 経済活力関係

① 小売業の状況

ア 商店数

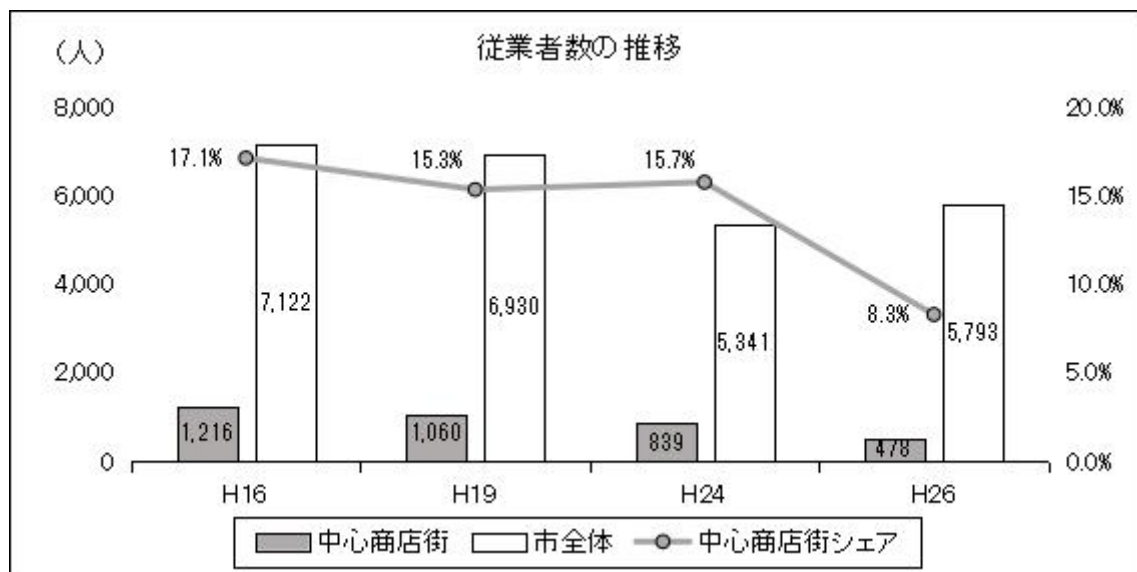
中心市街地における商店街形成区域（以下、中心商店街という。）の商店数は、平成 16 年から平成 24 年の間に 91 店、およそ 25%減少している。（平成 24 年までと平成 26 年は、集計対象範囲の変更があったため接続しない。イ、ウ、エについても同じ。）また、市全体に占める中心商店街の割合は 0.9%増加している。



資料：「平成 26 年商業統計調査結果を基にした高山市の商業」

イ 従業者数

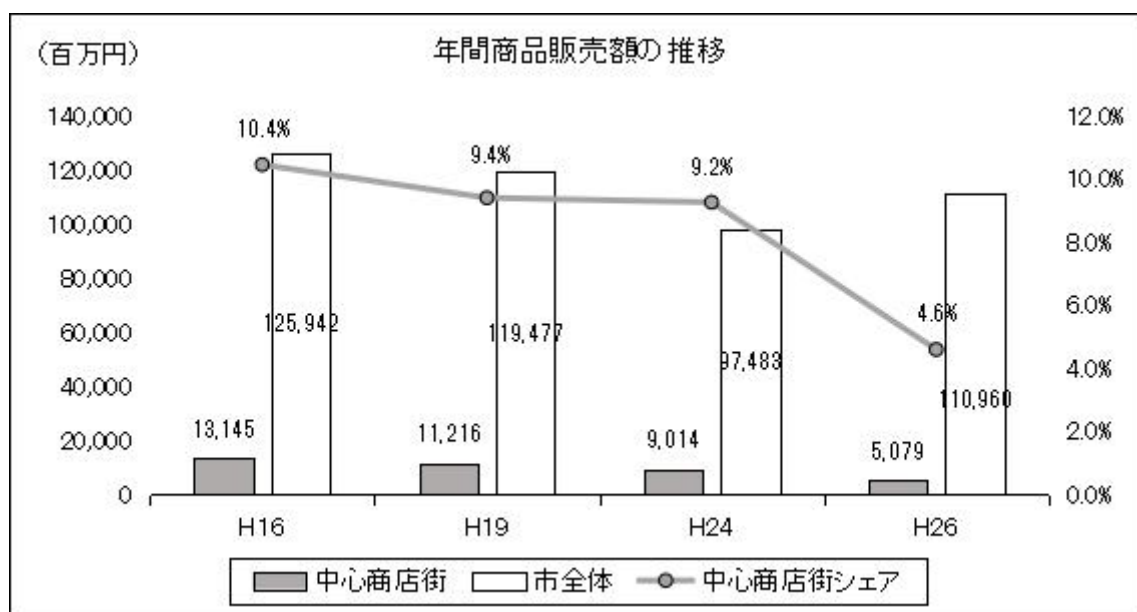
中心商店街における従業者数は、平成 16 年から平成 24 年までの間に 377 人、およそ 30%減少している。また、市全体に占める中心商店街の割合は 1.4%減少している。



資料：「平成 26 年商業統計調査結果を基にした高山市の商業」

ウ 年間商品販売額

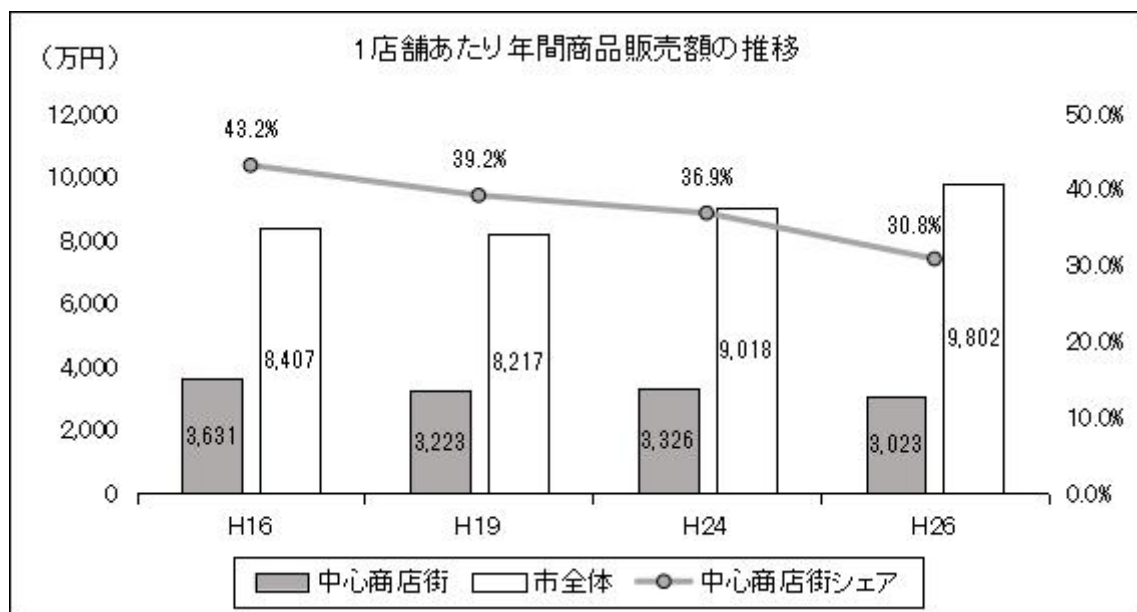
中心商店街における年間商品販売額は、平成 16 年から平成 24 年までの間に 41 億 3,100 万円、およそ 30%減少している。また、市全体に占める中心商店街の割合は 1.2%減少している。



資料：「平成 26 年商業統計調査結果を基にした高山市の商業」

エ 1 店舗あたり年間商品販売額

中心商店街における 1 店舗あたり年間商品販売額は、平成 16 年から平成 24 年までの間に 305 万円、およそ 8%減少している。また、市全体に占める中心商店街の割合は 6.3%減少している。

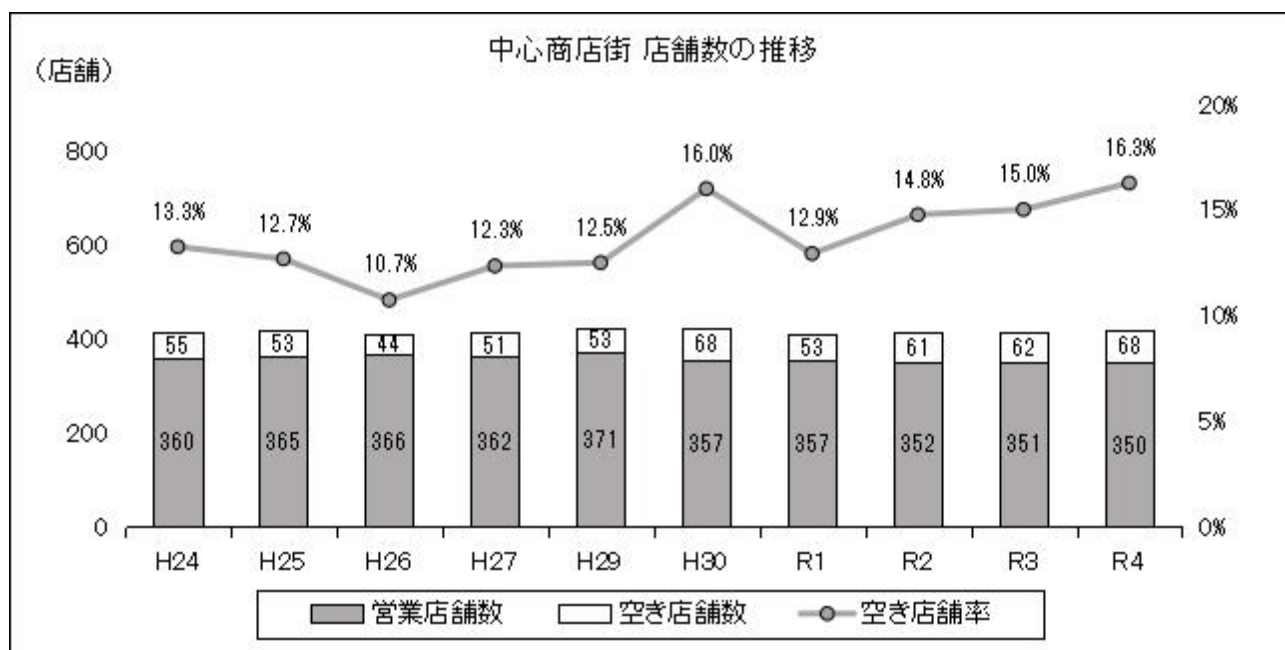


資料：「平成 26 年商業統計調査結果を基にした高山市の商業」

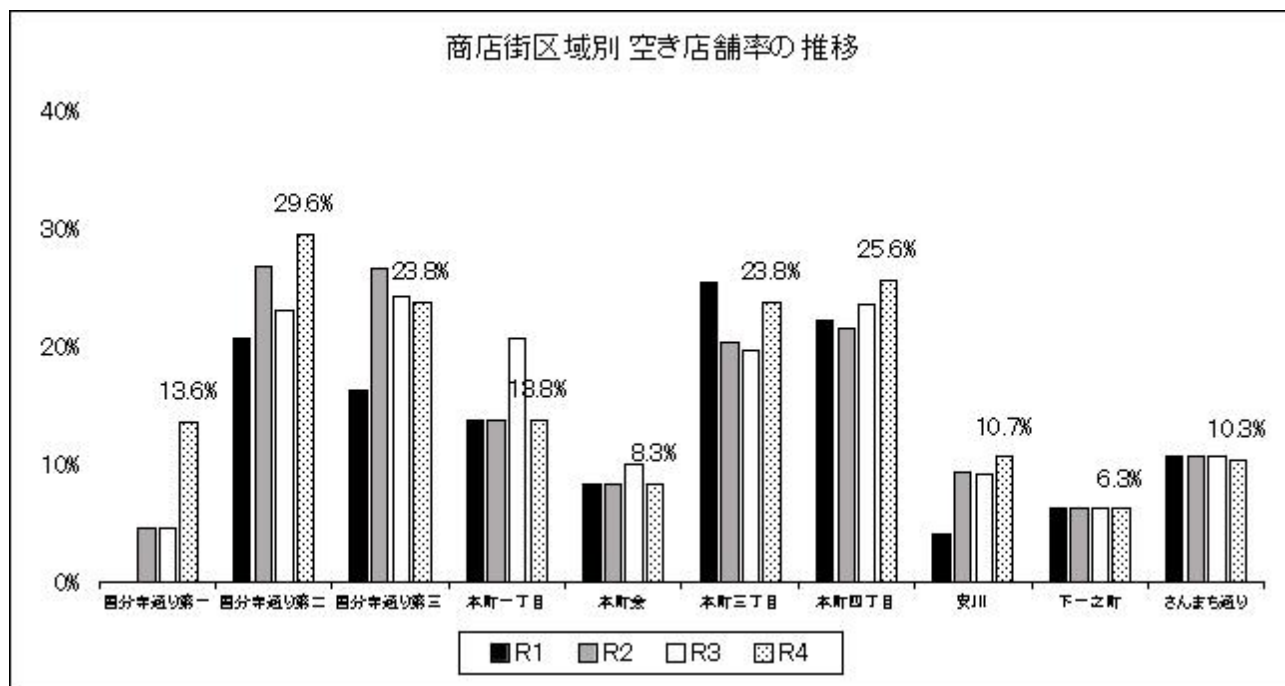
② 空き店舗の状況

中心商店街における空き店舗は、平成24年から令和4年までの10年間で13店舗増加し、空き店舗率は3.0%上昇している。また、営業店舗数（※）は平成24年から増加傾向にあったものの、平成29年を境に減少の傾向が見られる。商店街区域別では、観光の中心となっている「古い町並」からの距離が離れるほど空き店舗率が上昇する傾向が見られる。

※営業店舗数は、小売業・飲食業・サービス業等の事業所の数

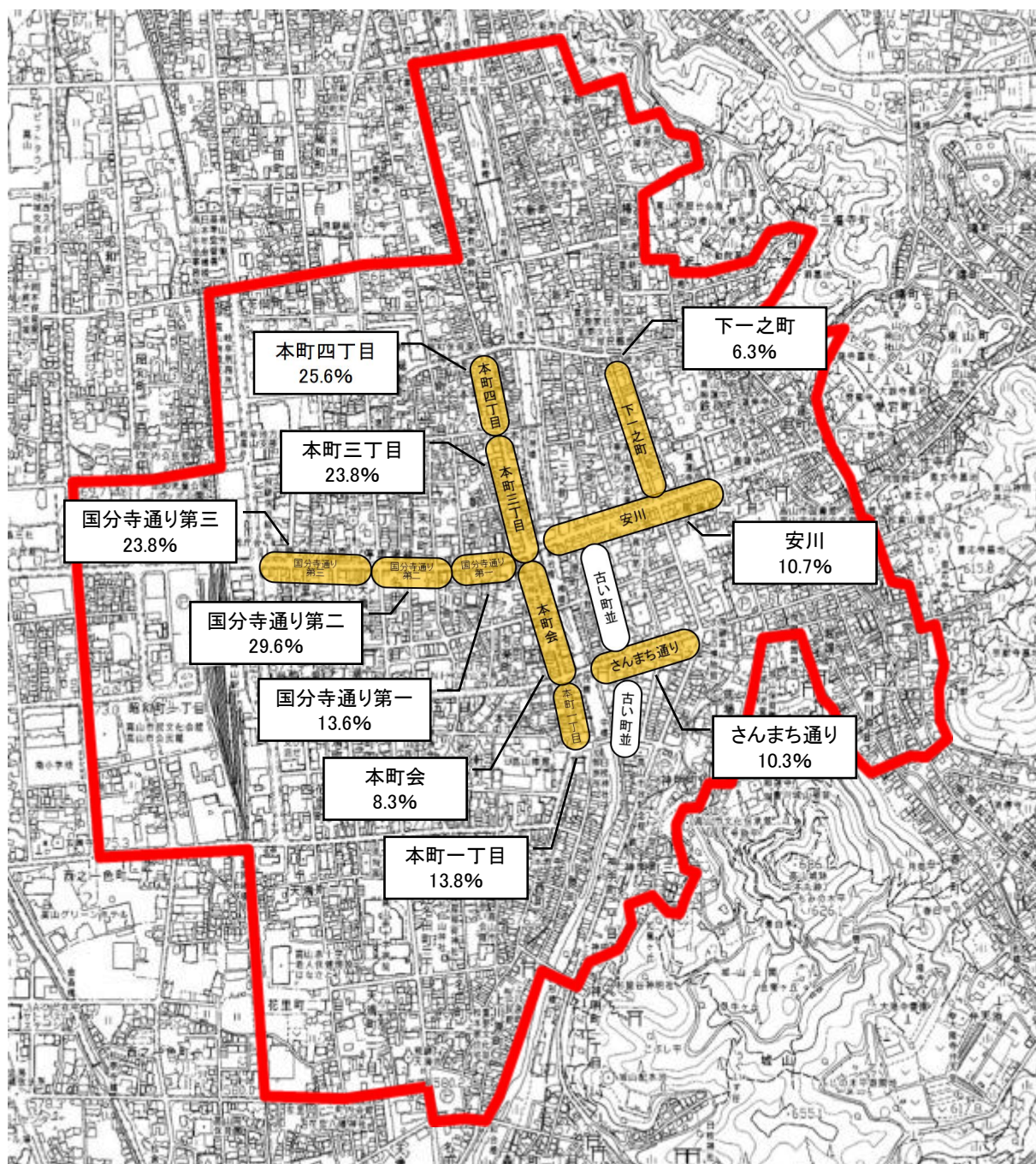


資料：株式会社まちづくり飛騨高山「営業店舗、空き店舗調査」



資料：株式会社まちづくり飛騨高山「営業店舗、空き店舗調査」

○商店街区域別の空き店舗率（令和４年）



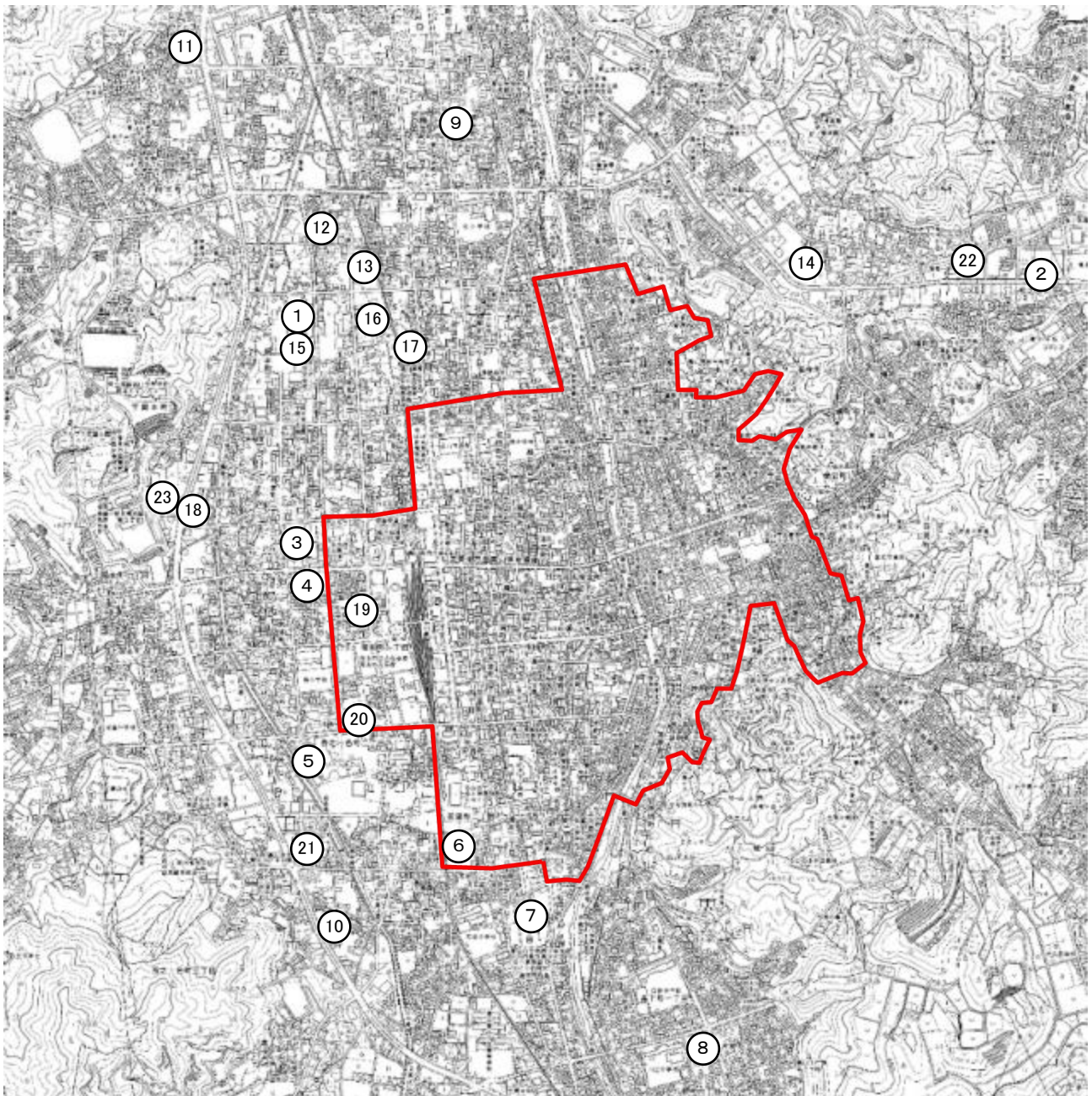
③ 大規模小売店舗の状況

中心市街地及びその周辺には大規模小売店舗数が 22 店舗あり、そのうち 3 店舗が中心市街地に位置している。

位置番号	開設年月	店舗面積(㎡)	施設名称	住所
1	1997.11	9,967	ルビットタウン高山	岡本町 3 丁目
2	2015.11	2,725	駿河屋・エブリ東山店	松之木町
3	1995.9	4,597	駿河屋アスモ店・ブックスアイオー	岡本町 2 丁目
4	1995.4	1,938	BOSS・FOODSMARKET本店	岡本町 1 丁目
5	1976.1	1,181	飛騨物産館	西之一色町 2 丁目
6	2011.4	1,638	スーパーマーケットバロー高山南店	花里町 2 丁目
7	2012.11	6,137	フレスポ飛騨高山	天満町 1 丁目
8	1997.3	1,115	ファミリーストアさとう石浦店	石浦町 2 丁目
9	2019.10	1,633	ファミリーストアさとう桐生店	桐生町 2 丁目
10	1993.6	8,056	ピュア高山店	西之一色町 3 丁目
11	2004.6	2,365	ケーズデンキ高山店	下岡本町
12	2005.10	1,295	ファッションセンターしまむら高山店	岡本町 4 丁目
13	1997.11	1,424	ヒマラヤスポーツ高山店	岡本町 4 丁目
14	2012.11	2,392	ゲンキー高山三福寺店	三福寺町
15	2017.10	1,397	Vドラッグ高山中央店	岡本町 3 丁目
16	2007.12	1,921	西松屋飛騨高山店	昭和町 3 丁目
17	1979.12	1,485	ジャンボあらき花岡店	花岡町 3 丁目
18	2010.4	3,306	エディオン高山店	上岡本町 7 丁目
19	1993.5	2,970	ゲオ高山昭和店	昭和町 1 丁目
20	2000.7	1,350	FKショッピングセンター飛騨高山店	昭和町 1 丁目
21	1977.7	2,504	ホームセンターバロー高山店	西之一色町 3 丁目
22	2022.11	1,246	ドラッグコスモス松之木店	松之木町
23	2023.12	3,432	ニトリ高山店	上岡本町 7 丁目

資料：高山市都市計画課「都市計画基礎調査」

○中心市街地内及びその周辺の大規模小売店舗



④ 観光業の状況

ア 中心市街地の観光資源

本市の中心市街地には、飛騨高山を代表する江戸時代の面影を残す古い町並や、国内に唯一現存する徳川幕府の郡代・代官役所の高山陣屋、国の重要文化財に指定されている吉島家住宅や日下部民藝館、天然記念物の大銀杏が見事な飛騨国分寺などの観光資源が集積している。

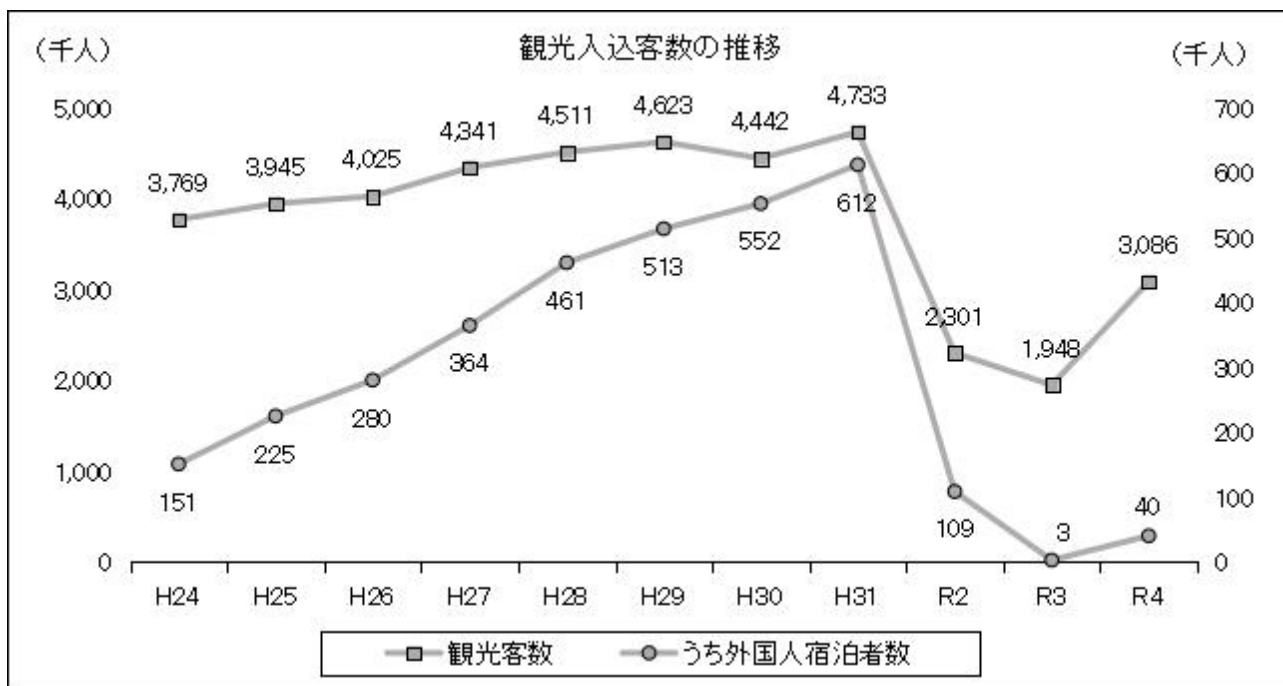
また、日本三大美祭に数えられる春（4月14・15日）と秋（10月9・10日）の高山祭では、国の重要有形民俗文化財に指定されている屋台が町を巡る、曳き廻しやからくり奉納などの伝統的な祭り行事が行われる。

さらに、夏には手筒花火や陣屋前夜市、秋には高山の郷土料理やグルメが楽しめる飛騨の味まつり、冬には市内にある酒蔵のお酒が楽しめる7蔵のん兵衛まつりなど、季節に合わせたイベントが定期的に開催されている。

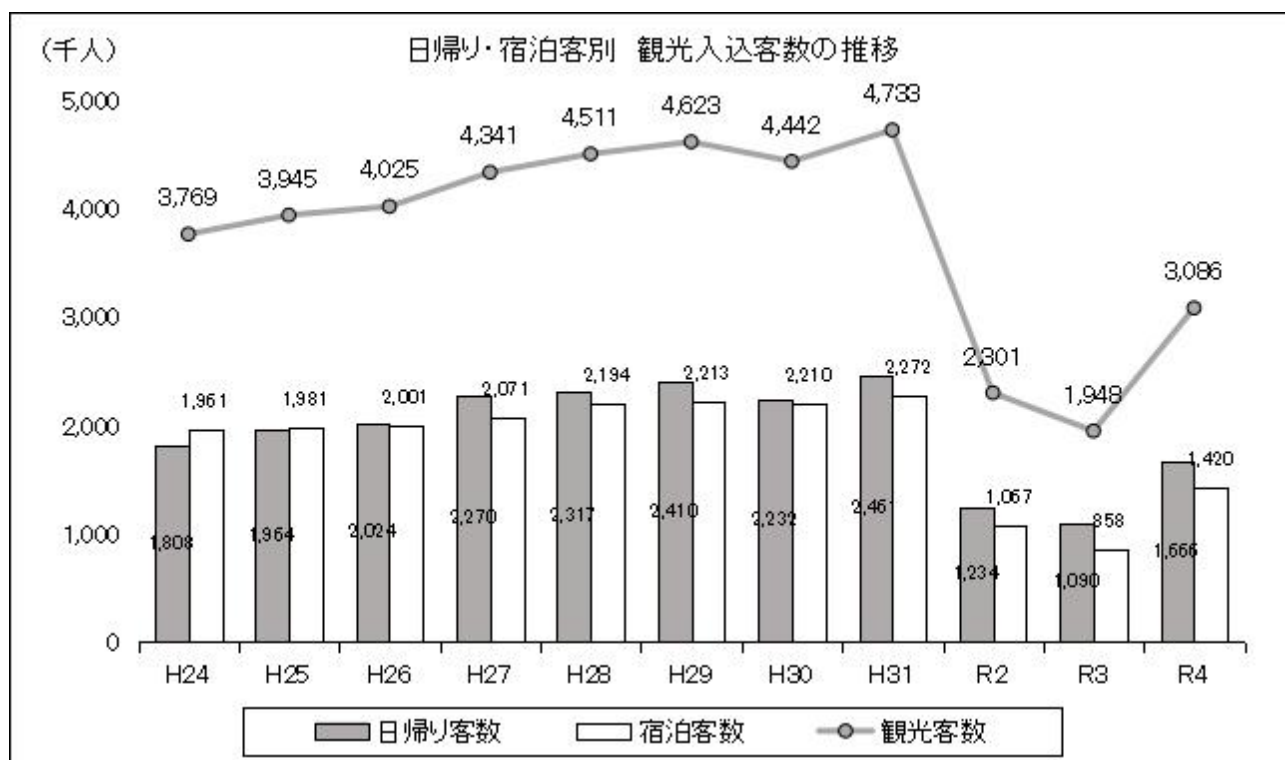
イ 高山市の観光入込客数の推移

本市の観光入込客数は、豊富な観光資源があることで年々増加傾向にあり、平成31年には約470万人を超え過去最高を記録した。特に外国人観光客数の増加が顕著で、平成31年の宿泊者数は年間60万人を超えた。しかしながら、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により前年より半減し、平成17年の市町村合併以降、最低の入込客数となり、令和3年は更に195万人まで落ち込んだ。その後、令和4年は岐阜県が新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置区域の指定を1月から3月まで受けるなど影響はあったものの、徐々に行動制限が緩和されたことで入込客数は309万人まで回復し、前年と比較し58.42%の増加となった。

また、外国人観光客については、令和4年6月以降に観光目的の入国受入れ再開や、段階的な水際対策の緩和がなされたことで、令和4年は宿泊ベースで40,493人となり、前年（2,993人）と比較し1,352.9%の増加となった。



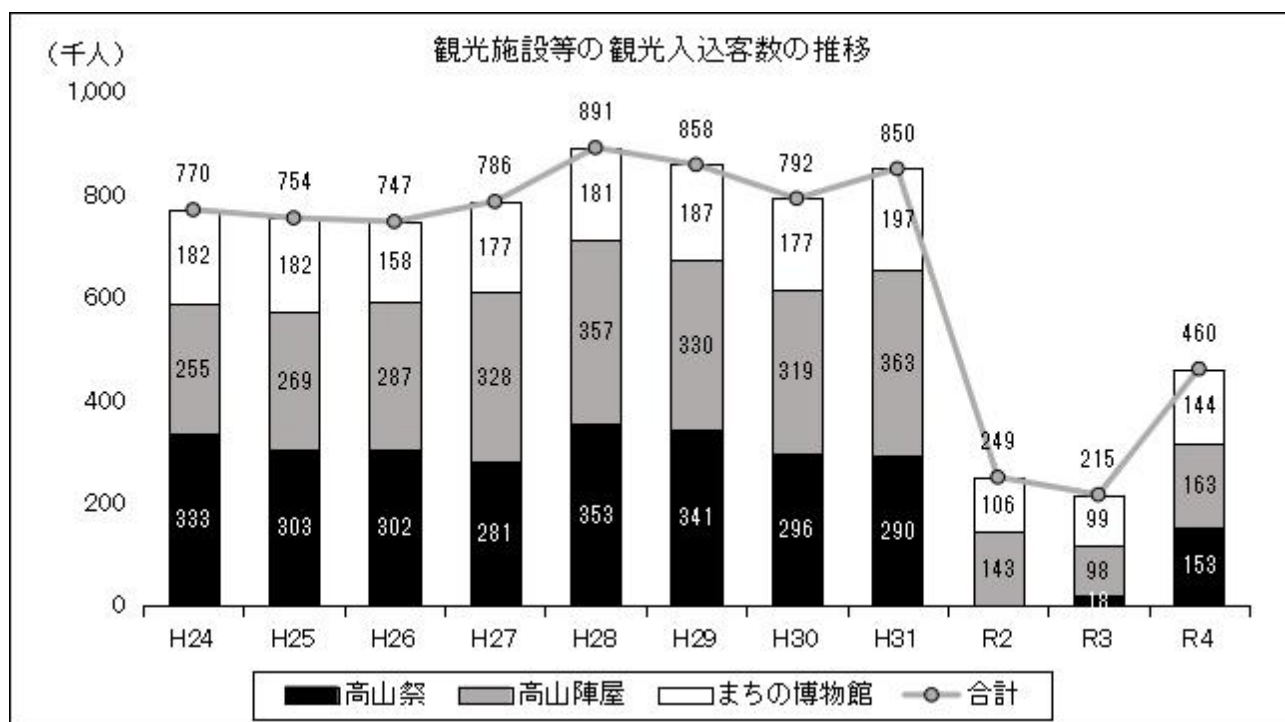
資料：高山市観光統計



ウ 中心市街地における観光施設等の観光入込客数の推移

中心市街地で開催される高山祭の人出数（※）や、中心市街地に所在する高山陣屋、まちの博物館の入館者数の合計は、市全体の観光入込客数と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年には前年の3割程度まで減少したが、令和4年には回復の兆しが見られる。

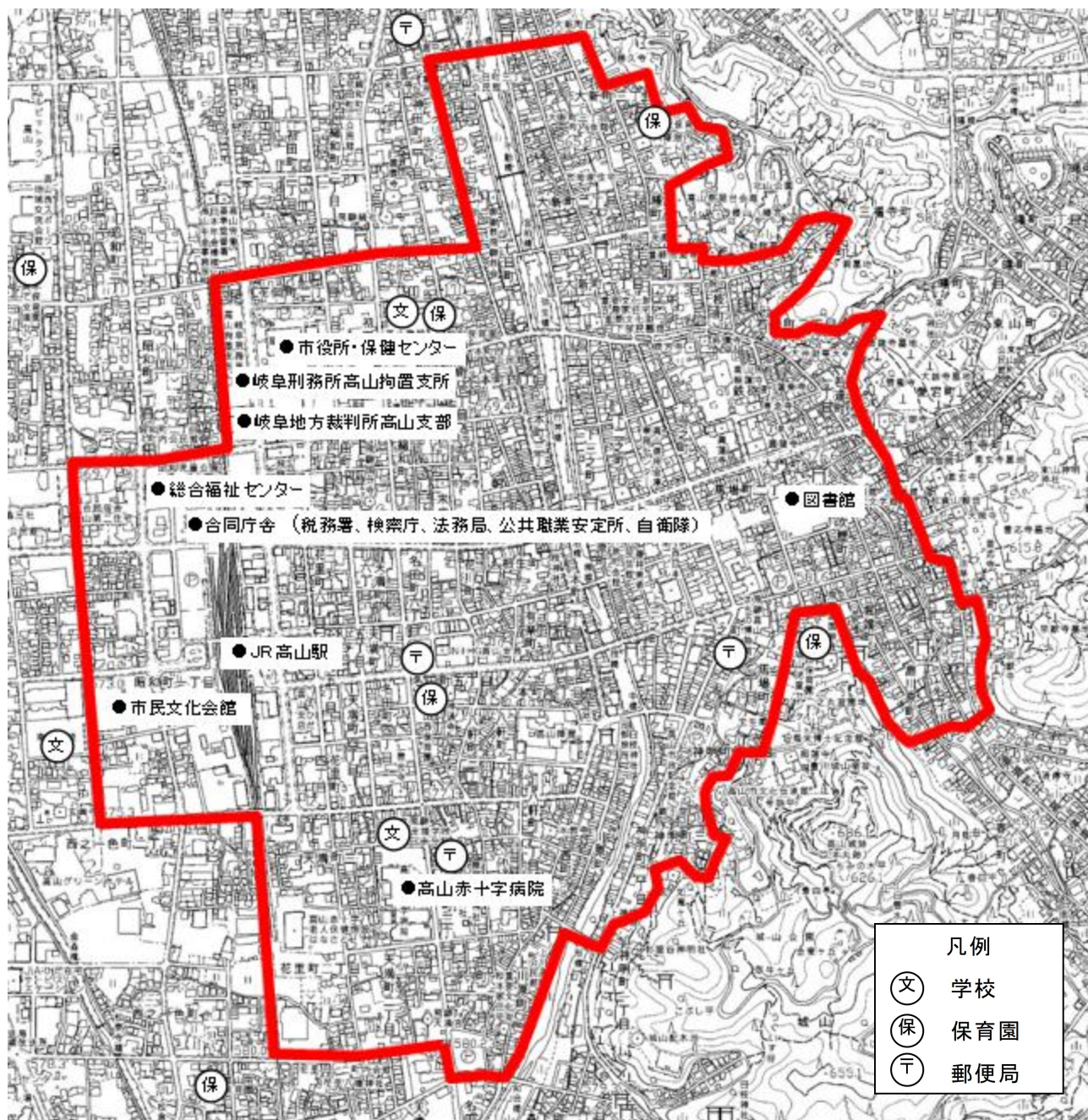
※高山祭の令和2年及び令和3年の秋は屋台行事中止につき調査未実施



⑤ 公共公益施設の状況

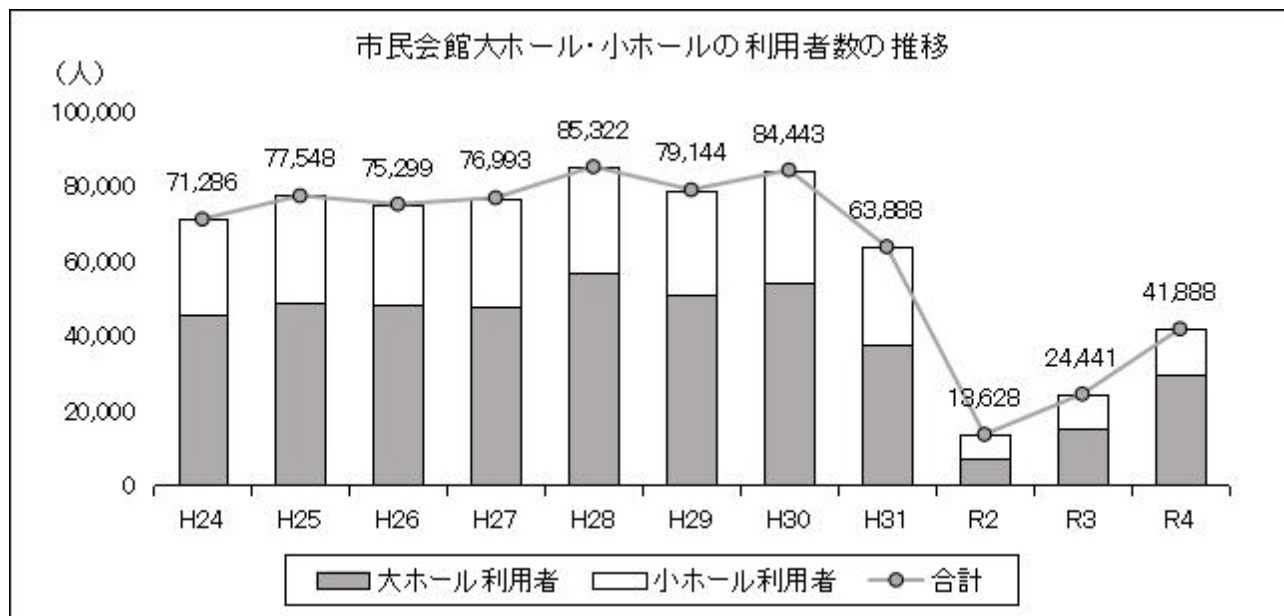
ア 都市機能の集積状況

本市の中心市街地には、市役所、ＪＲ高山駅、図書館、市民文化会館、総合病院など、多くの公共施設が位置し、都市機能が集積している状況にある。



イ 公共公益施設の利用状況

市民文化会館のホール利用者数は平成 30 年度にかけて増加傾向が続いていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度にかけて大幅に減少した。その後、令和 3 年度からは増加に転じている。



資料：高山市生涯学習課

ウ 都市公園の整備状況

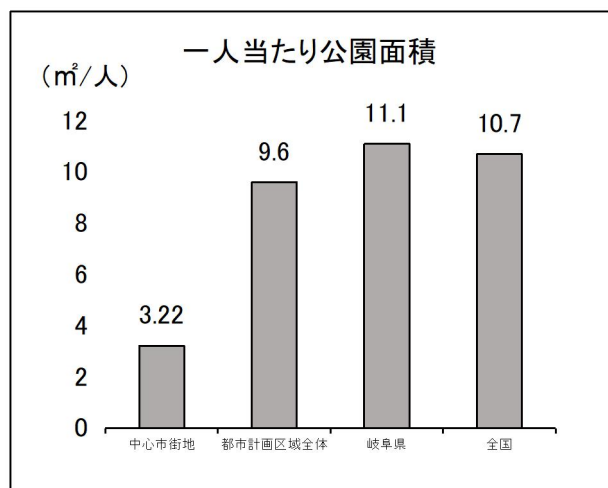
市内には都市公園が 36 施設あるが、そのうち 8 施設が中心市街地内に位置しており、都市公園面積は市全体では 62.77ha、中心市街地では 2.86ha である。

一人当たりの都市公園面積を見ると、中心市街地では 3.22 m²/人であり、都市計画区域全体 (9.60 m²/人) や岐阜県 (11.1 m²/人)、全国 (10.7 m²/人) と比較すると低い水準にある。

本市の中心市街地は建築物の密集する古い城下町の形態をよく残しているため、用地の確保ができなかったことから公園の整備が進んでいない。

○中心市街地の都市公園一覧（令和 4 年）

公園名	面積 (ha)
宮川水辺ふれあい公園	2.23
七日町広場	0.03
中橋公園	0.03
川上別邸史跡公園	0.11
市民広場	0.12
昭和児童公園	0.26
大雄寺広場	0.05
まちの博物館公園	0.03
合 計	2.86



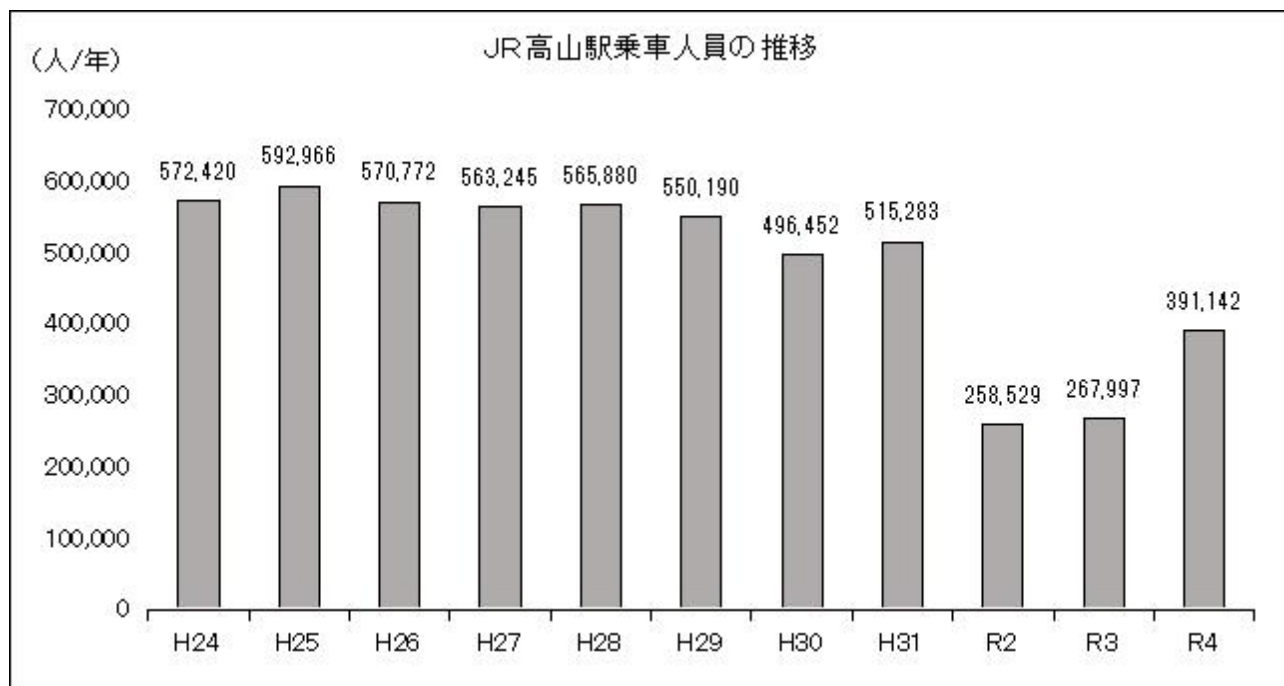
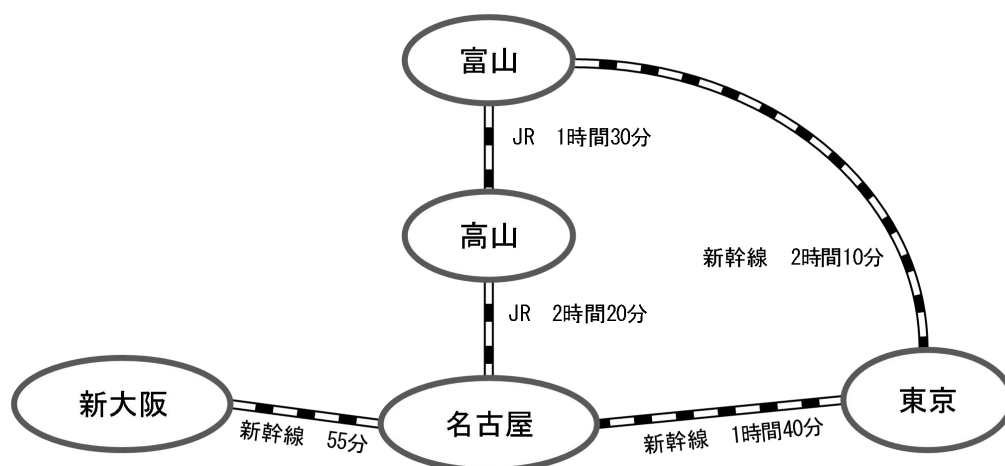
資料：高山市都市計画課

⑥ 交通の状況

ア JR高山駅の利用状況

市外からの鉄道によるアクセスは、名古屋から約2時間20分、富山から約1時間30分となっている。JR高山駅の乗車人員は、高速道路の整備等により減少が続いていたが、平成24年度以降は横ばいの状況にあった。その後、新型コロナウイルス感染症の影響により観光入込客数が減少したことで、令和2年度には前年度と比較し半減している。

○鉄道による高山へのアクセス



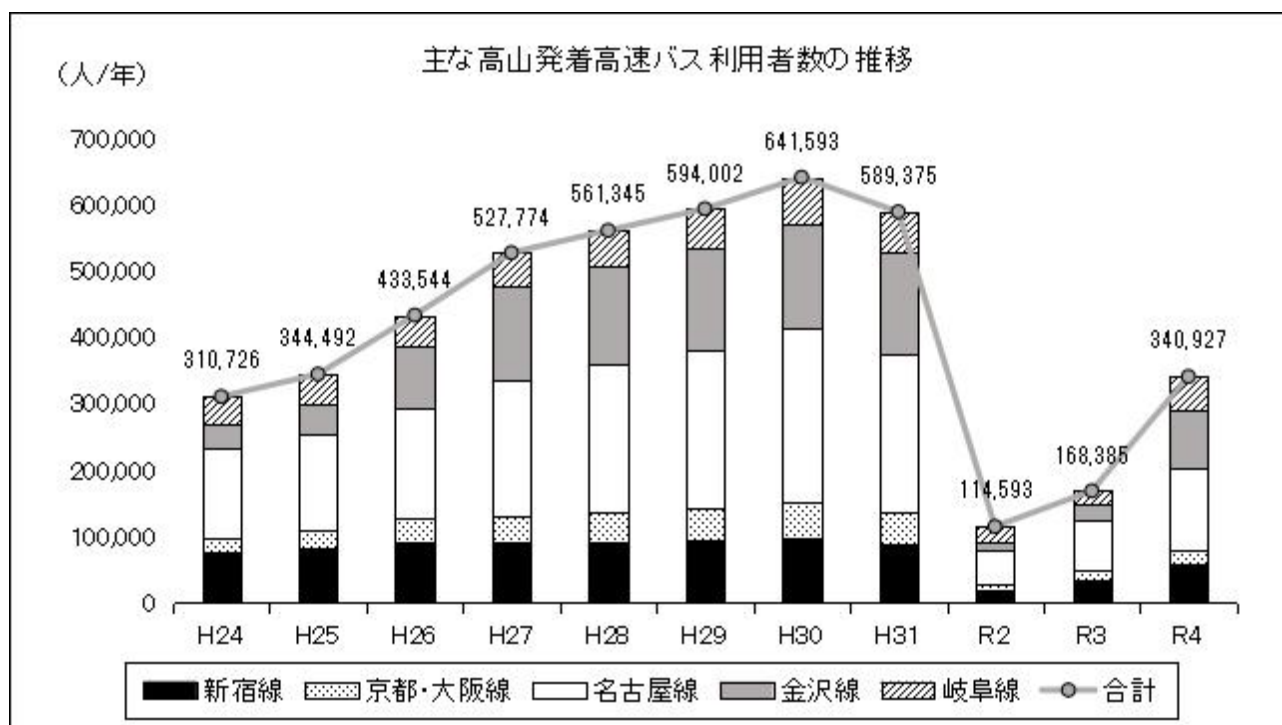
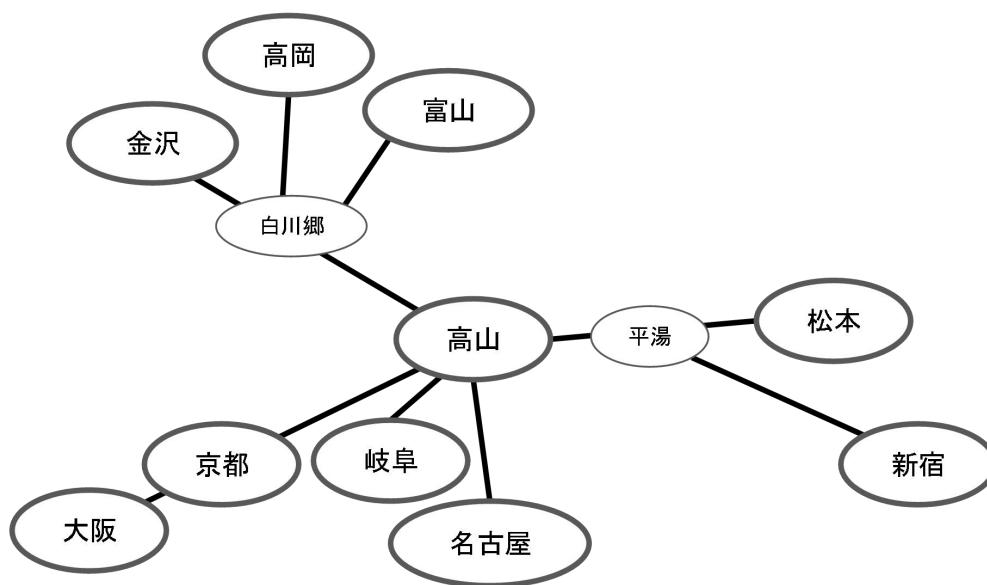
資料：東海旅客鉄道株式会社

イ 高速バスの利用状況

本市を発着する高速バスについては、新宿線、京都・大阪線、名古屋線、岐阜線、金沢線、高岡線、富山線、松本線の8つの路線がある。

高速バスの利用者数は、安房トンネルの開通や東海北陸自動車道の全通による時間短縮、運行便数の増加により増加傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響により観光入込客数が減少したことで、令和2年度は大幅に減少した。その後は観光客の復調に伴い、大幅な増加傾向がみられる。

○高速バスによる高山へのアクセス

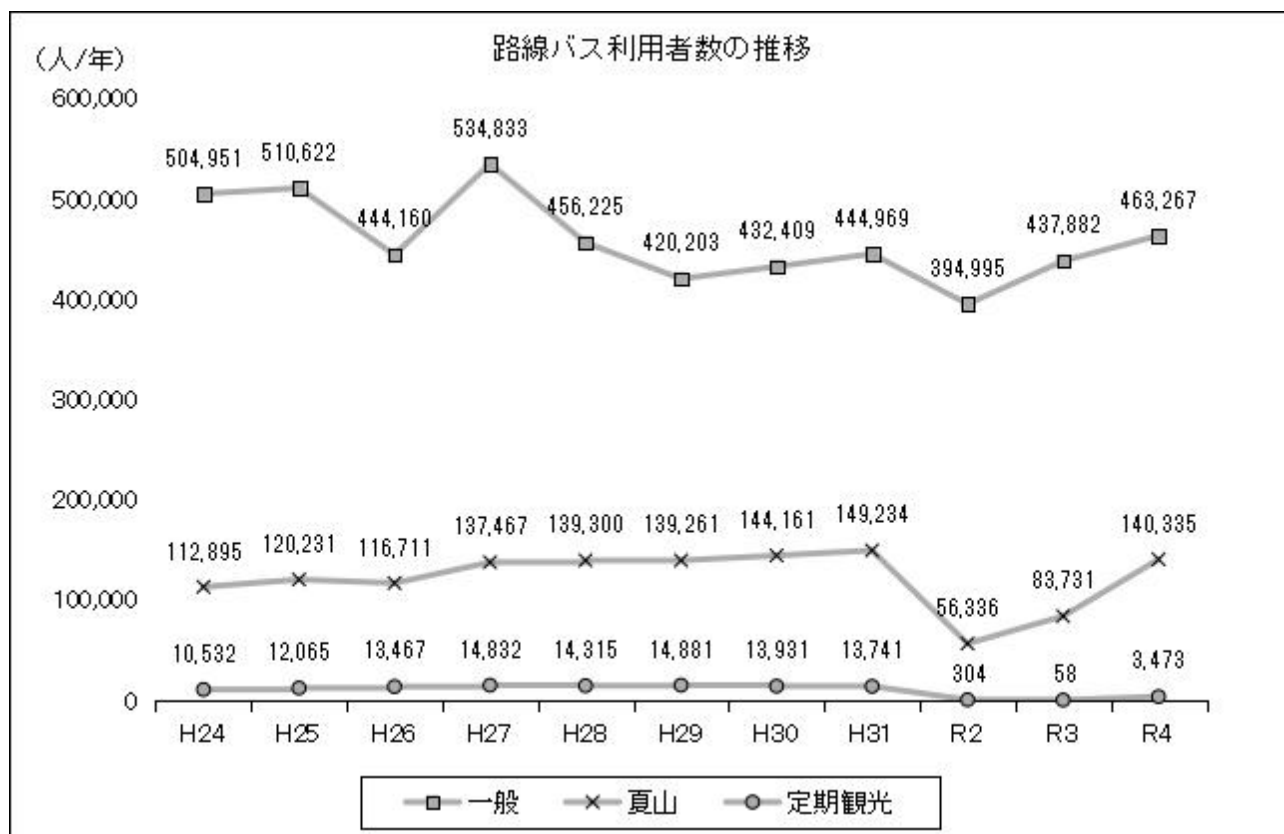


資料：濃飛乗合自動車株式会社

ウ 路線バスの利用状況

路線バスについては、一般路線（主に朝日線、荘川線、国府・上宝線、古川・神岡線、高山下呂線、平湯・新穂高線）、夏山路線（上高地線、乗鞍線）、定期観光路線（白川郷線ほか）が運行している。

路線バスの利用者数は、登山や観光としての利用が見込まれる夏山路線や定期観光路線は、新型コロナウイルス感染症の影響により観光入込客数が減少したことで、令和2年度は大幅に減少した。その後は観光客の復調に伴い、特に夏山路線で大幅な増加傾向がみられる。一方、主に市民が利用する一般路線では減少傾向となっている。



資料：濃飛乗合自動車株式会社

エ 自主運行バスの利用状況

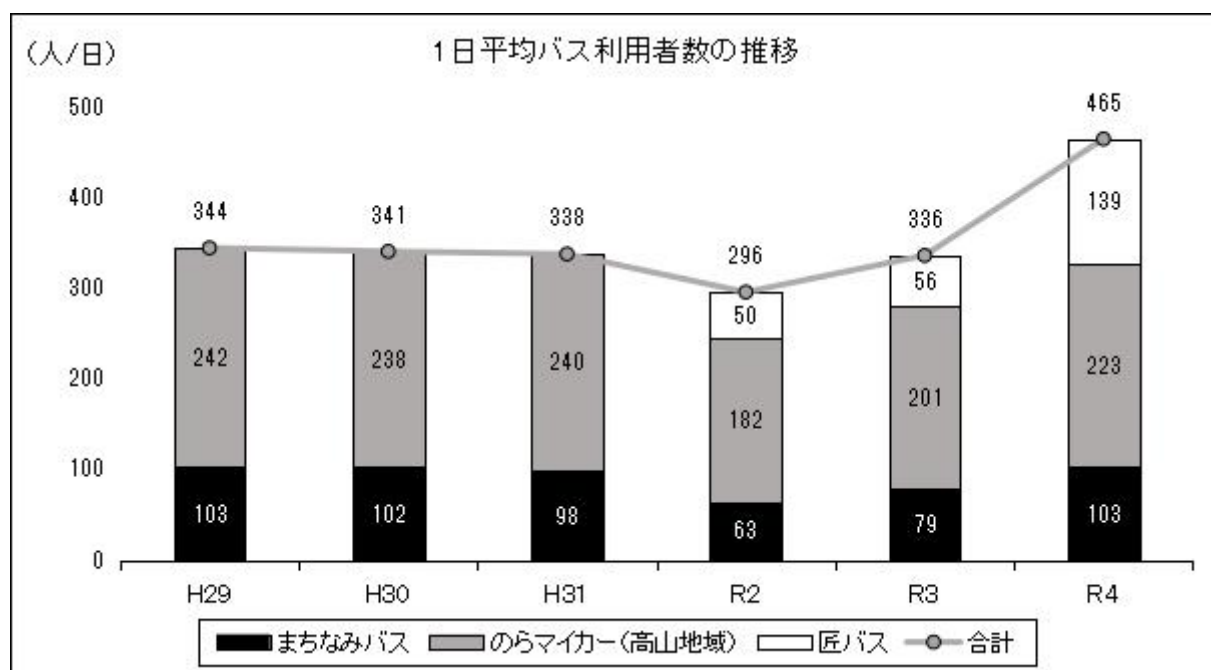
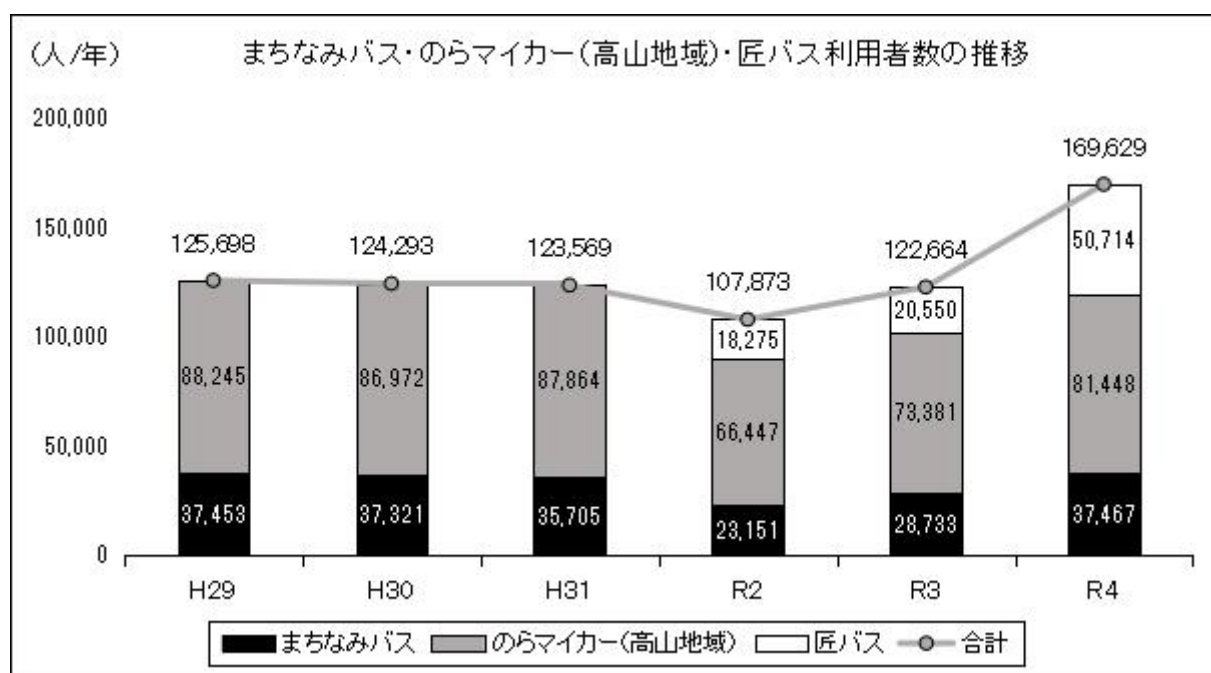
市の自主運行バス「のらマイカー（※1）」「まちなみバス（高山地域）（※2）」の利用者数は横ばいが続いていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度には減少に転じた。その中でも観光入込客数が半減したのに対し減少幅は3割程度でおさまっていることから市民利用が多いと考えられる。

また、令和2年度に運行を開始した観光特化型バス「匠バス（※3）」については、観光客の復調に伴い、大幅な増加傾向がみられる。

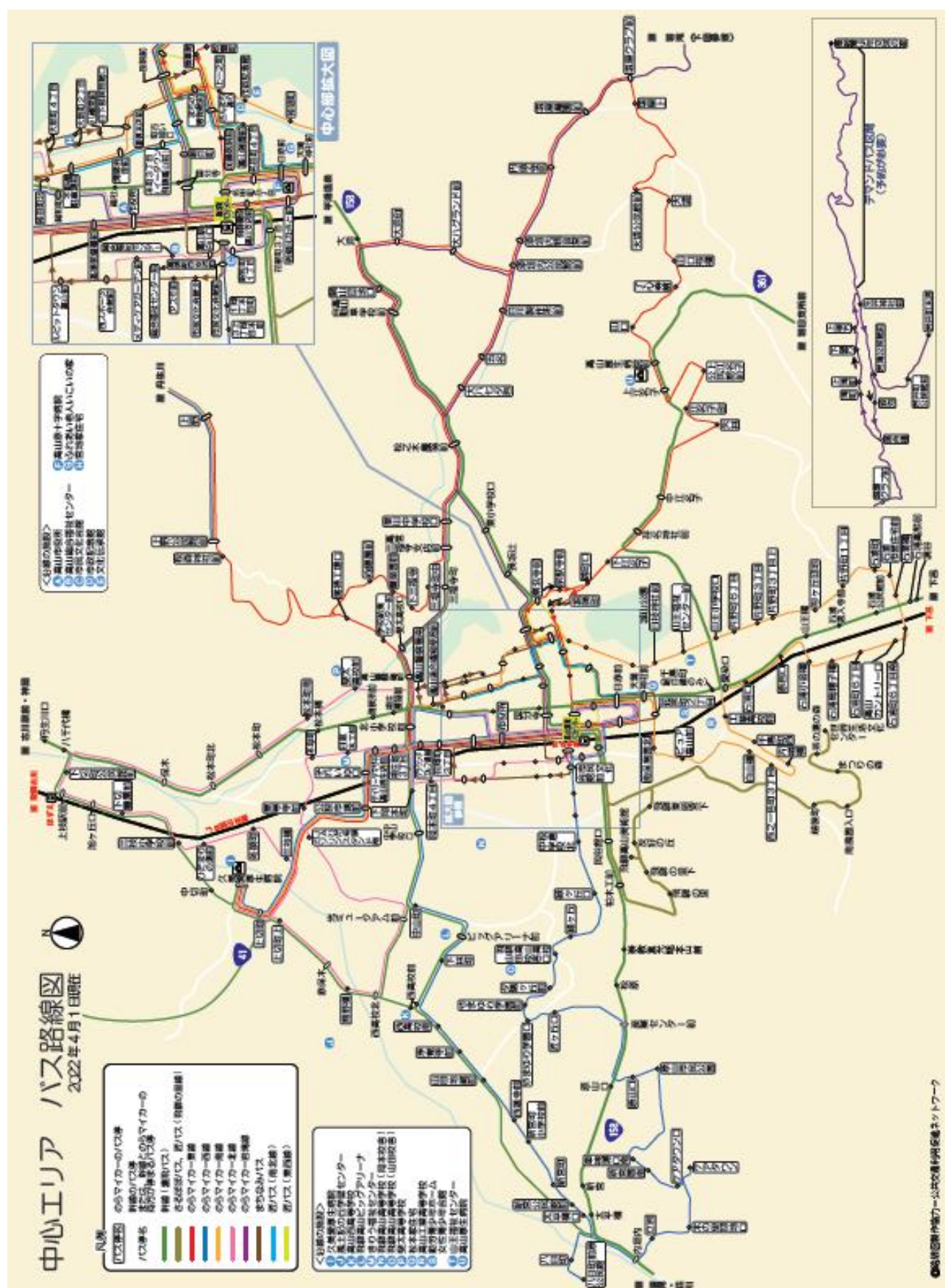
※1 市内各地域内の移動を確保し、主要なバス停（交通結節点）で路線バスに接続

※2 中心市街地の公共施設や病院、商店街、観光施設などを短時間で巡回

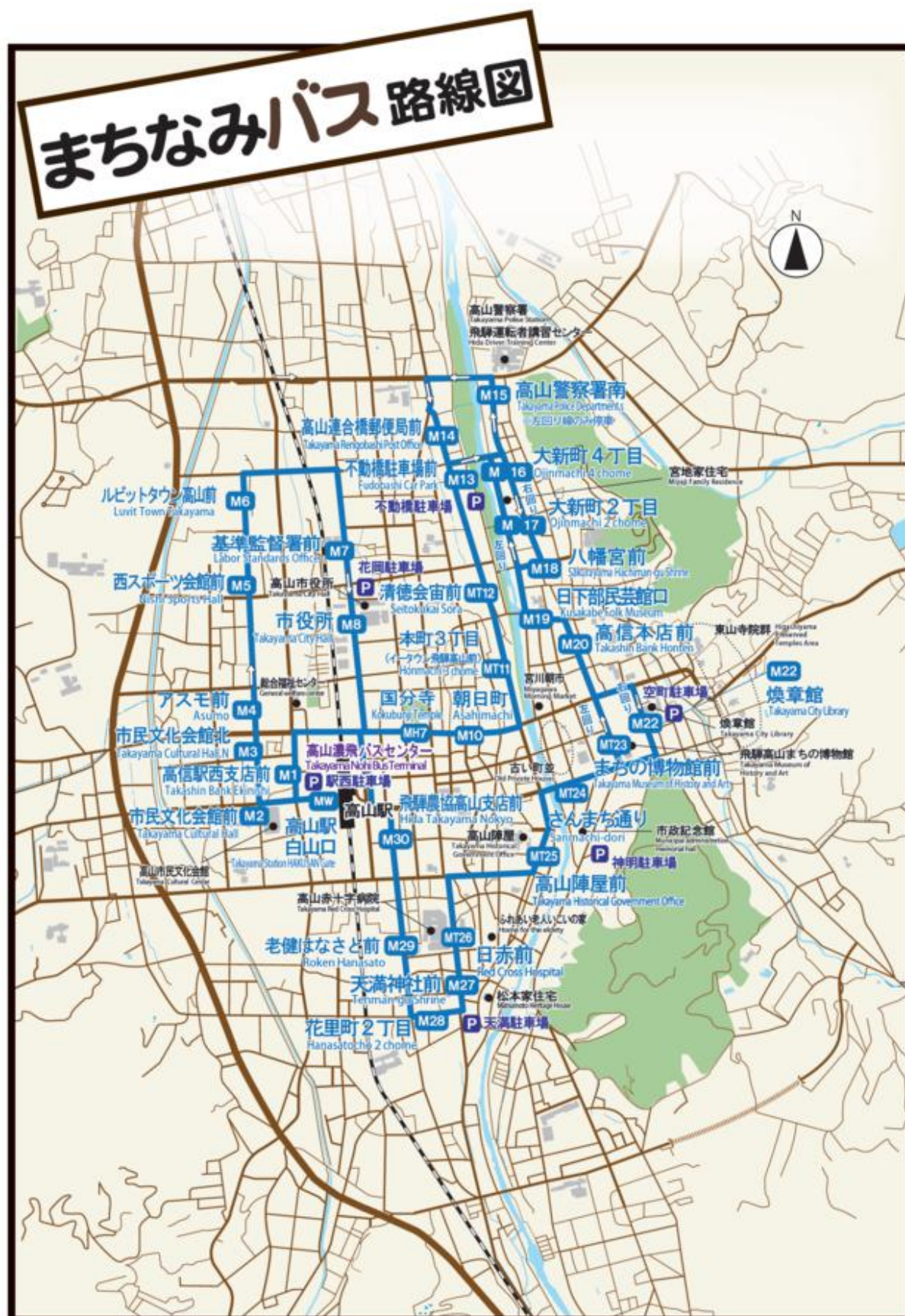
※3 高山駅や市街地外縁部の大型駐車場と古い町並や飛騨の里などの観光エリアを短時間で接続



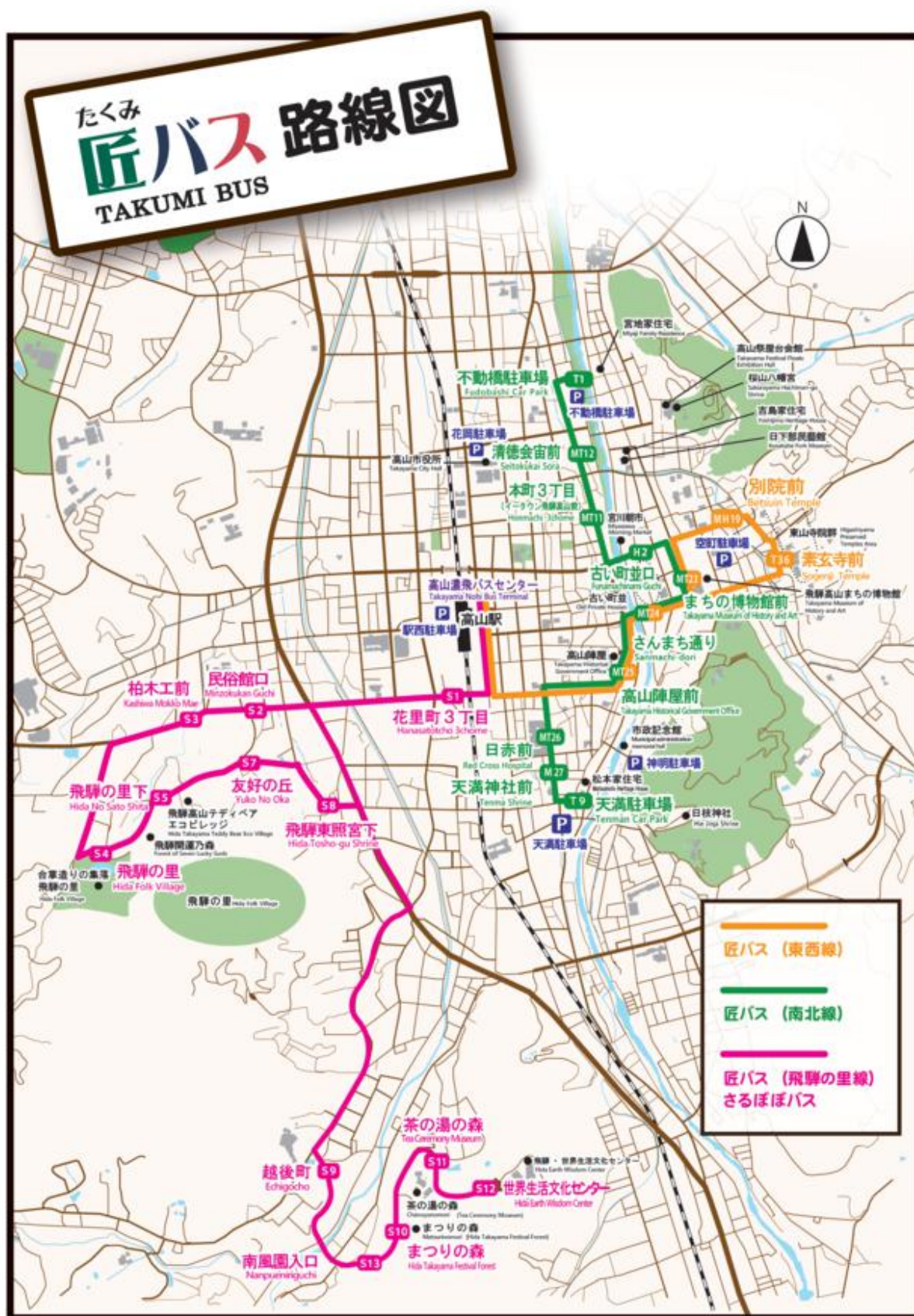
○のらマイカー路線図



○まちなみバス路線図



○匠バス路線図



オ 駐車場の利用状況

本市の駐車場整備地区（市街地中心部約 129ha）には、時間貸の公共駐車場が 12 箇所、民間駐車場が 45 箇所あり、収容台数は普通車 2,338 台、大型車 106 台である（R3 年調査結果）。ピーク時の需給比率は平日で普通車 53%、大型車 27%、休日で普通車 71%、大型車 49%であり、平日の駐車場利用は飛騨（地元）ナンバーとその他ナンバーの比率が 6：4 であるのに対し、休日は 3：7 となっており、休日は観光目的の需要が多くなっている（R 元年調査結果）。

また、目的地により近い駐車場を求めて、一部の地区に駐車需要が集中し駐車待ちが発生している一方、利用率の低い駐車場も見られる。

駐車場供給量推移（H26、R 元、R3）

年度	公共駐車場				民間駐車場				合計							
	箇所数	収容台数(台)			箇所数	収容台数(台)			箇所数	増減	収容台数(台)					
		普通車	大型車	計		普通車	大型車	計			普通車	増減	大型車	増減	計	増減
H26	11	1,042	37	1,079	38	1,050	65	1,115	49	－	2,092	－	102	－	2,194	－
R元	12	954	47	1,001	44	1,348	59	1,407	56	7	2,302	210	106	4	2,408	214
R3	12	954	47	1,001	45	1,384	59	1,443	57	1	2,338	36	106	0	2,444	36

資料：高山市都市計画課

駐車場利用状況（H26、R 元）

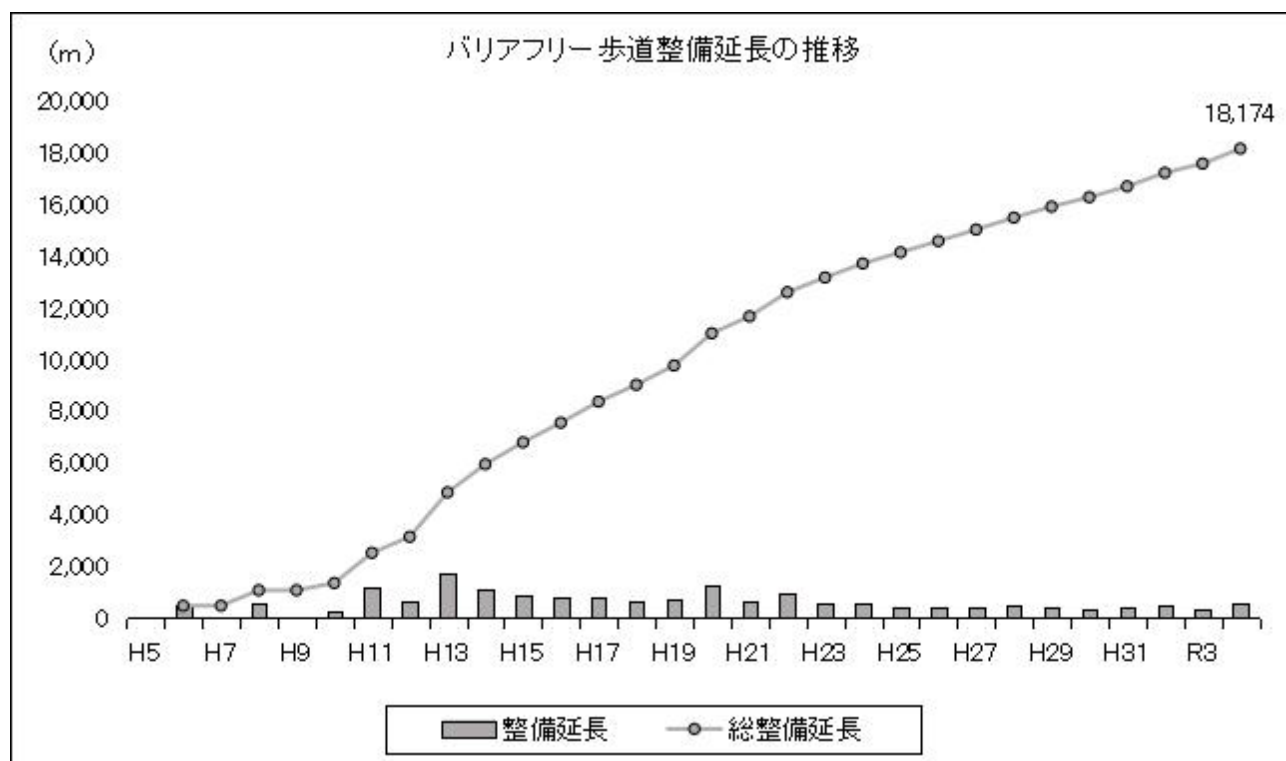
調査日	平成26年				令和元年				令和元年と平成26年の増減比較			
	11月13日(木) 平日		11月16日(日) 休日		11月7日(木) 平日		11月10日(日) 休日		11月 平日		11月 休日	
車種	普通車	大型車	普通車	大型車	普通車	大型車	普通車	大型車	普通車	大型車	普通車	大型車
駐車台数	14～15時	11～12時	14～15時	14～15時	14～15時	14～15時	14～15時	14～15時	11月平日大型車 11～12時⇒14～15時			
ピーク時 駐車待ち台数	0台	5台	7台	2台	0台	0台	8台	0台	±0台	△5台	1台	△2台
ピーク時 需給比率	50%	33%	71%	31%	53%	27%	71%	49%	3%	△6%	±0%	18%
ナンバー比率	飛騨69% その他31%		飛騨37% その他63%		飛騨57% その他43%		飛騨30% その他70%		飛騨△12% その他+12%		飛騨△7% その他+7%	
ピーク時に 満車となった 駐車場数	2箇所		7箇所		3箇所		14箇所		+1箇所		+7箇所	

資料：高山市都市計画課

⑦ 歩行者ネットワークの状況

国道 41 号が中心市街地西に南北にあり、国道 158 号が中心市街地中央部を東西に通っている。南北方向は県道・市道幹線等の道路は一部改良が進んでいるものの、中心市街地内の道路は幅員の狭い所が多く、歩道のないものや歩道があっても段差の大きいものがあり、特に高齢者等の交通弱者にとっては快適とは言えないため、バリアフリー化が進められている。

中心市街地における歩道のバリアフリー化は平成 10 年度以降増加しており、平成 10 年度当時の延長実績が 1,350m であったのに対して、令和 4 年度には 18,174m に達している。



資料：高山市維持課

⑧ 歩行者自転車通行量（歩行者通行量調査）

ア 調査概要

- 調査日 毎年 11 月
- 調査時間 10:00～12:00、13:00～17:00
- 調査地点 中心市街地内 5 箇所
 - ①本町通り（南）※本町 1・2 丁目 ②本町通り（北）※本町 3・4 丁目
 - ③国分寺通り ④安川通り ⑤さんまち通り
- 歩行者の定義 歩行者とは歩行者、自転車及び車椅子とし、下記のものは除くこととする。
 - ・ベビーカーに乗っている子ども
 - ・人に抱えられている子ども
 - ・自転車に同乗する子ども
 - ・人力車の車夫及び搭乗者
- 調査主体 株式会社まちづくり飛騨高山

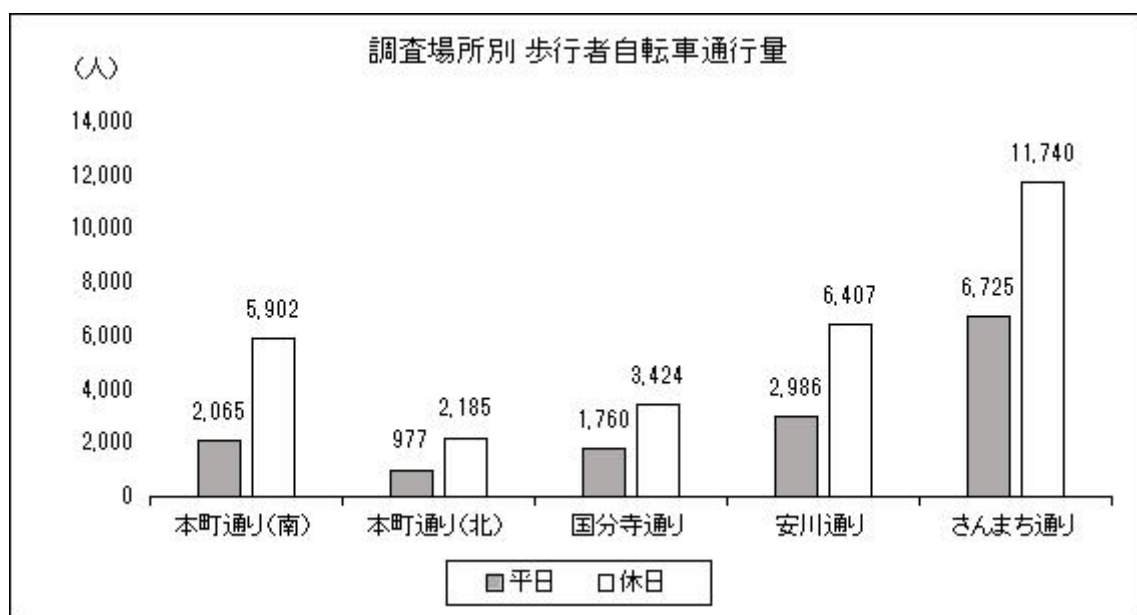
イ 調査結果

中心市街地の主要な通りにおける歩行者自転車通行量は、本市を代表する観光地である「古い町並」に接する「さんまち通り」が平日・休日ともに最も多い。次いで多いのが「安川通り」で、ここは二つの伝統的建造物群保存地区に隣接しており、アーケードが整備されていることで、より歩行しやすい空間が創出されていることが理由と考えられる。

歩行者自転車通行量 調査結果（R4 年）

（単位：人）

	調査場所	調査日	時間						合計
			10:00	11:00	13:00	14:00	15:00	16:00	
①	本町通り(南) ※1・2 丁目	11/9(水)	285	336	513	432	280	219	2,065
		11/5(土)	614	976	1,356	1,177	1,087	692	5,902
②	本町通り(北) ※3・4 丁目	11/9(水)	187	225	120	162	133	150	977
		11/5(土)	345	345	462	386	319	328	2,185
③	国分寺通り	11/9(水)	254	286	277	339	280	324	1,760
		11/5(土)	465	512	702	624	608	513	3,424
④	安川通り	11/9(水)	390	582	806	454	410	344	2,986
		11/5(土)	855	1,040	1,471	1,392	970	679	6,407
⑤	さんまち通り	11/9(水)	1,016	1,153	1,512	1,256	1,059	729	6,725
		11/5(土)	1,543	2,000	2,018	2,269	2,312	1,598	11,740



歩行者自転車通行量の推移 (平日)

(単位: 人)

	調査場所	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
①	本町通り(南)	1,518	1,425	2,141	1,823	3,171	2,930	1,680	2,065
②	本町通り(北)	1,121	855	1,138	1,138	1,195	1,265	994	977
③	国分寺通り	2,033	1,280	2,190	2,044	1,993	1,465	1,020	1,760
④	安川通り	3,613	3,555	3,784	3,614	3,748	3,820	3,150	2,986
⑤	さんまち通り	6,243	4,373	6,156	6,354	6,571	6,206	3,830	6,725
	合計	14,528	11,488	15,409	14,973	16,678	15,686	10,674	14,513

歩行者自転車通行量の推移 (休日)

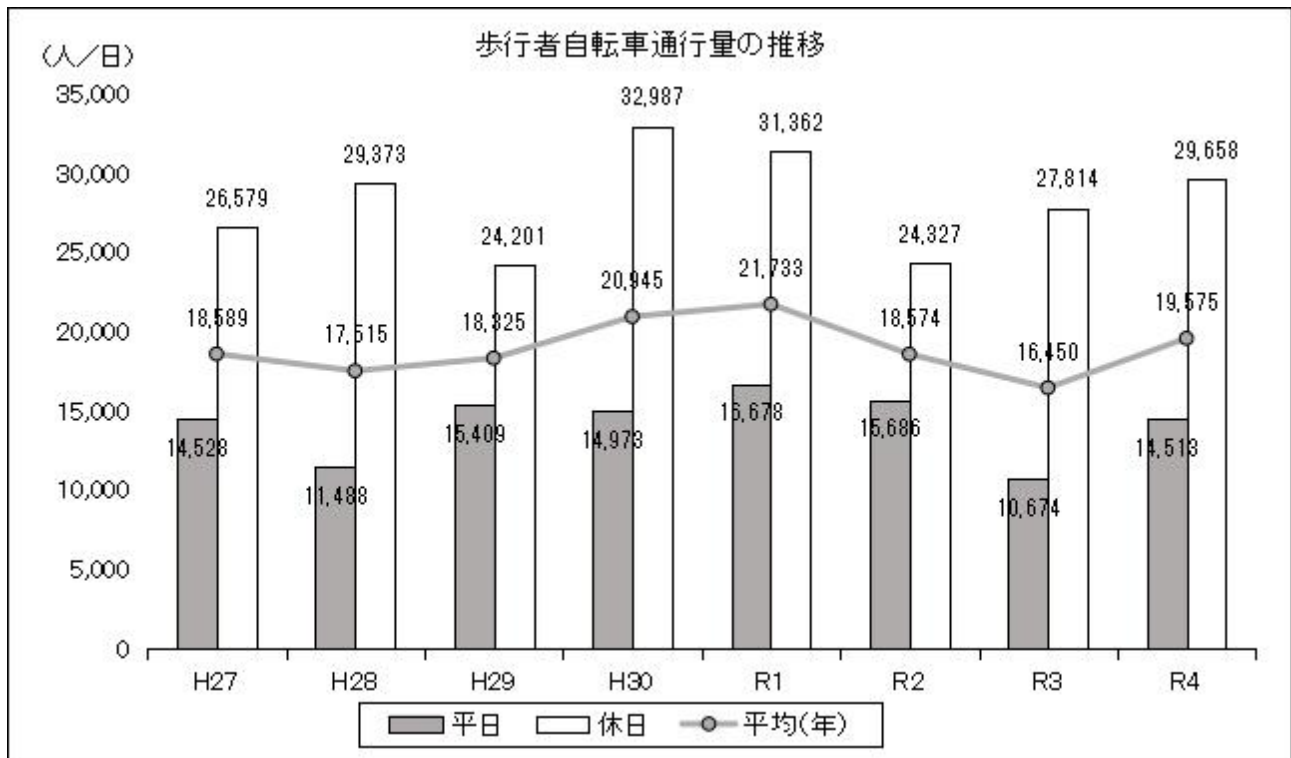
(単位: 人)

	調査場所	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
①	本町通り(南)	3,132	4,011	3,739	5,298	4,344	3,696	5,575	5,902
②	本町通り(北)	1,788	2,156	1,823	2,313	1,912	1,844	1,777	2,185
③	国分寺通り	2,570	3,143	2,960	3,791	3,433	1,854	2,828	3,424
④	安川通り	7,710	8,260	6,628	8,247	7,766	5,718	6,837	6,407
⑤	さんまち通り	11,379	11,803	9,051	13,338	13,907	11,215	10,797	11,740
	合計	26,579	29,373	24,201	32,987	31,362	24,327	27,814	29,658

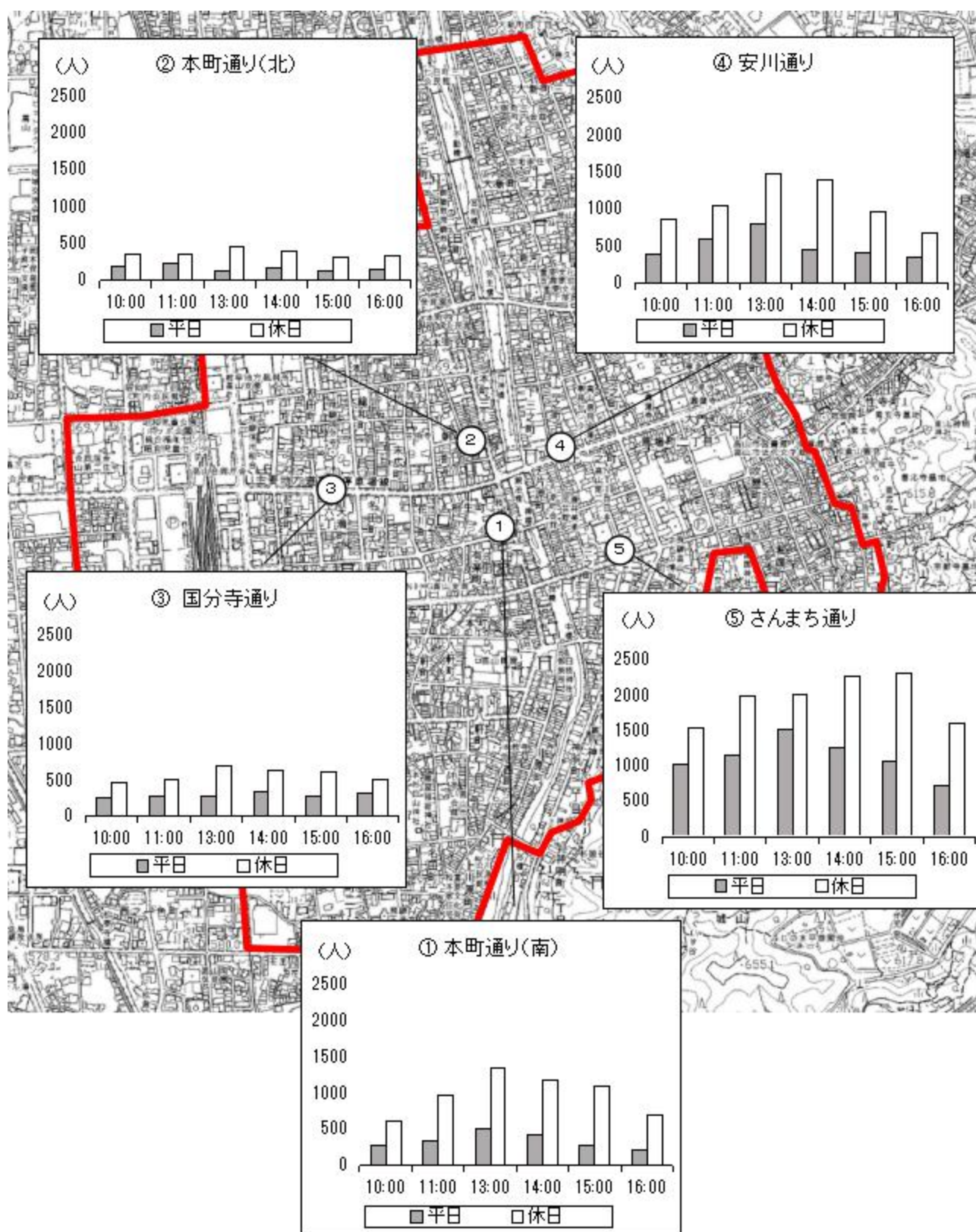
平均歩行者自転車通行量の推移

(単位：人)

	平日(a)	休日(b)	平均通行量 (a*平日数+b*休日数)/年間日数
H27	14,528	26,579	18,589
H28	11,488	29,373	17,515
H29	15,409	24,201	18,325
H30	14,973	32,987	20,945
R1	16,678	31,362	21,733
R2	15,686	24,327	18,574
R3	10,674	27,814	16,450
R4	14,513	29,658	19,575



○歩行者自転車通行量調査結果（令和 4 年）



⑨ 地価（公示地価）の状況

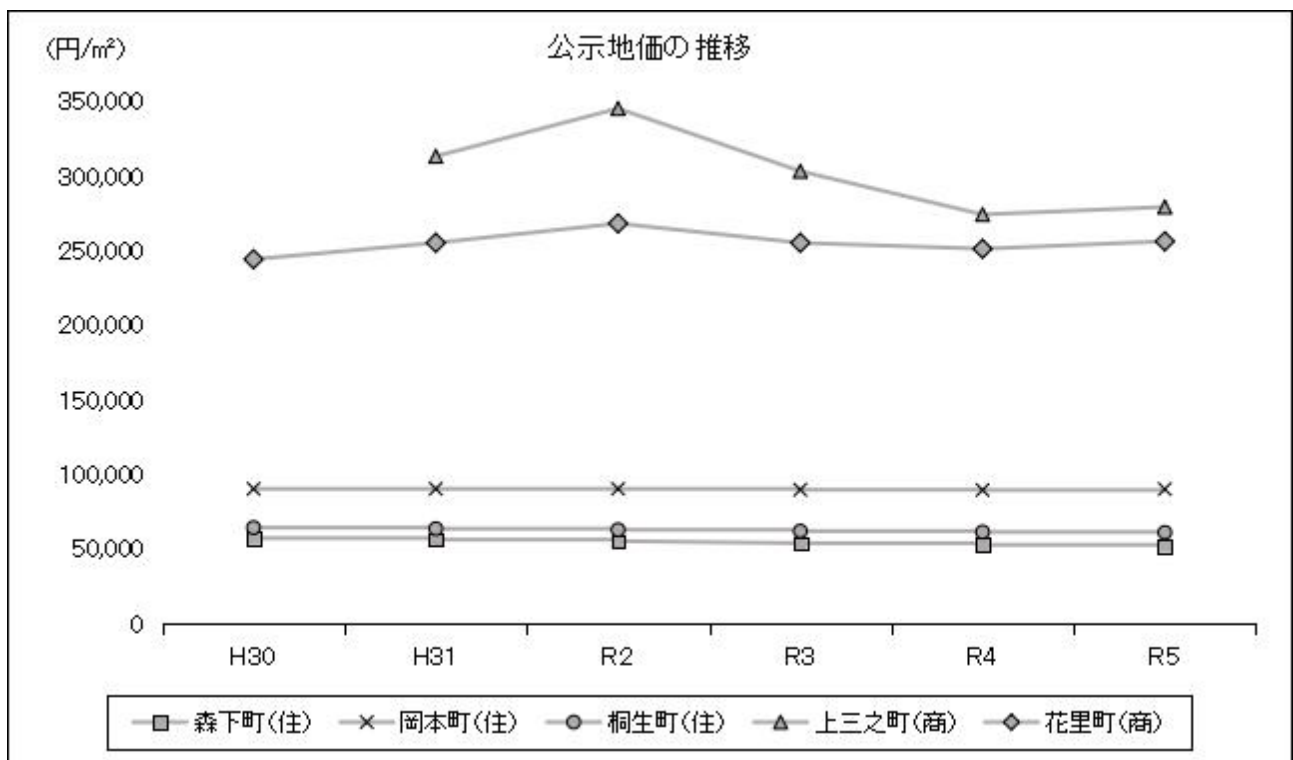
本市の中心市街地の地価（公示地価）は、商業地域と住宅地域との差が大きく、上三之町（商業地域）は森下町（住宅地域）と比較して約5倍となっている。

商業地域では令和2年度をピークに下落傾向が続いていたが、令和5年度には上昇傾向がみられる。その一方で住宅地域はほぼ横ばいの状況が続いている。

中心市街地及び周辺の公示地価

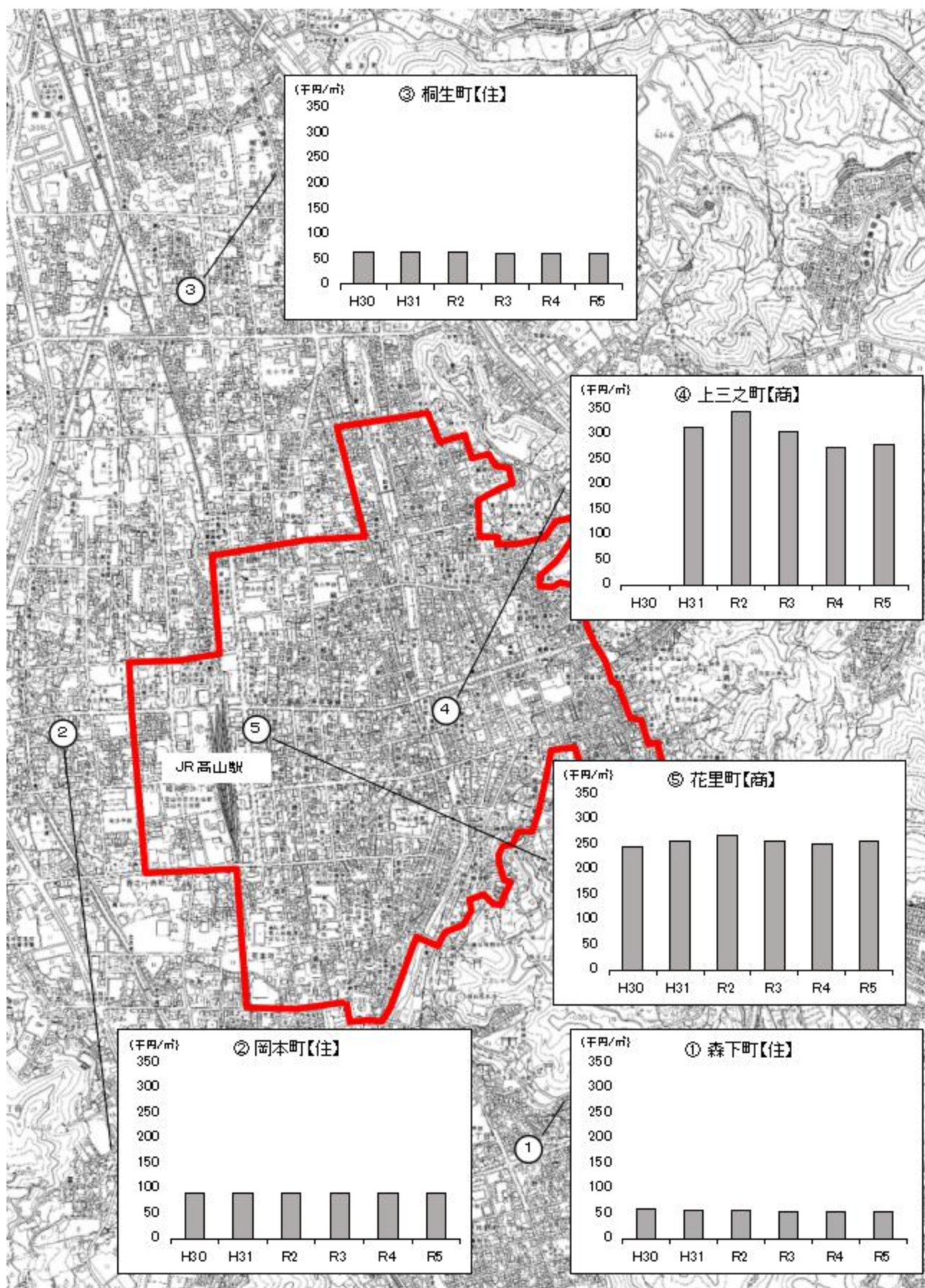
（単位：円/㎡）

	所在	H30	H31	R2	R3	R4	R5
①	森下町(住)	57,200	56,200	55,200	53,800	52,700	52,000
②	岡本町(住)	90,200	90,200	90,200	89,600	89,400	90,000
③	桐生町(住)	64,200	63,500	62,800	61,900	61,300	61,000
④	上三之町(商)	—	313,000	345,000	303,000	274,000	279,000
⑤	花里町(商)	244,000	255,000	268,000	255,000	251,000	256,000



資料：国土交通省地価公示

○地価公示地点と公示地価の推移



[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析（中心市街地に関する市民アンケート）

(1) 調査概要

調査目的	中心市街地への来訪・居住ニーズ、中心市街地のあり方等に関する市民意見の把握
調査対象	市民
調査方法	インターネット(自治体専用ノーコード電子申請システム)
実施期間	令和4年5月18日～5月31日
回答数	713件

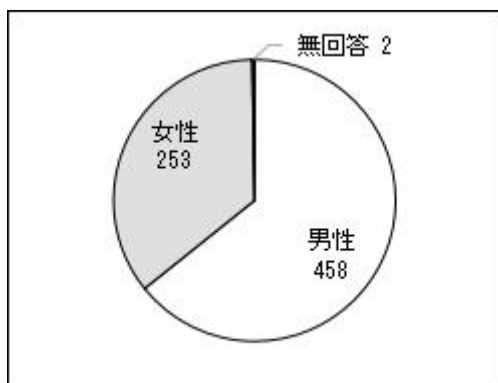
(2) 凡例

住んでいる	： 中心市街地に住んでいる	区域内居住者
住んだことがある	： これまでに中心市街地に住んだことがある	区域外居住者
住んだことがない	： 中心市街地に住んだことがない	

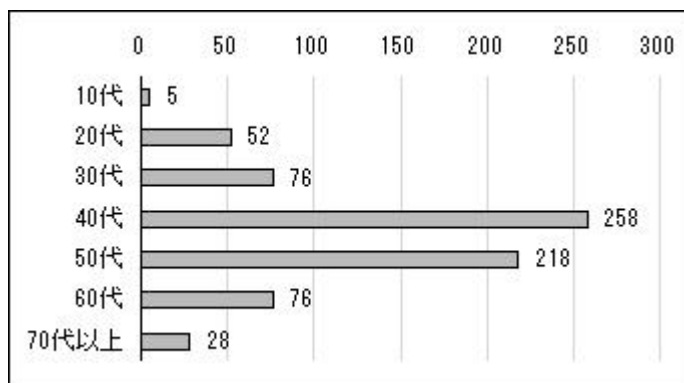
(3) 調査結果と考察

① 回答者の属性

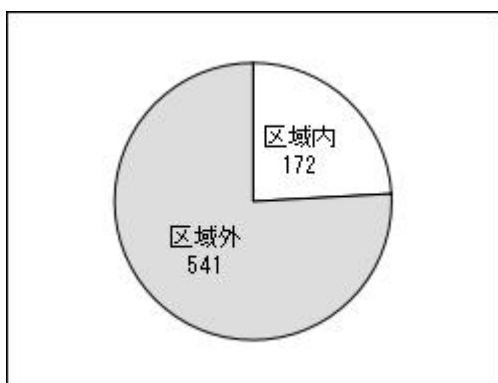
ア 性別（n=713）



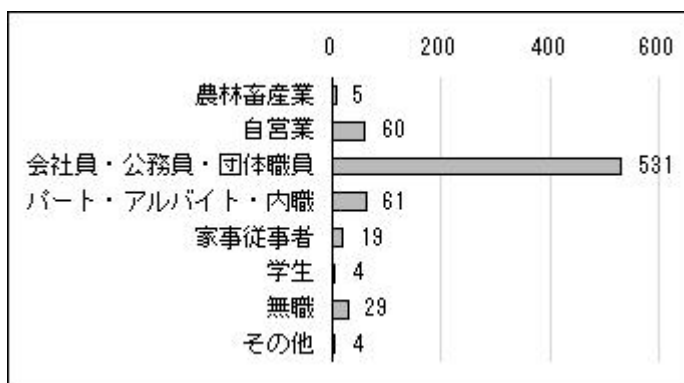
イ 年代（n=713）



ウ 居住場所（n=713）

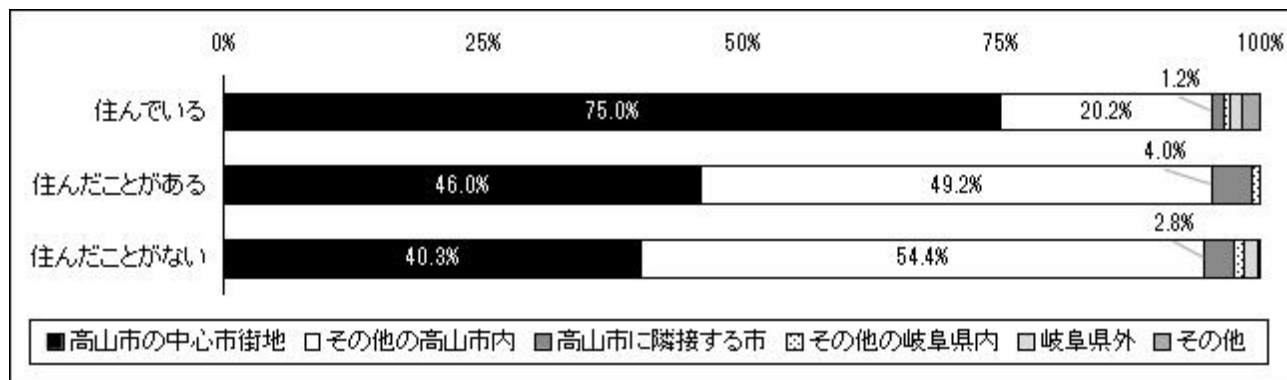


エ 職業（n=713）



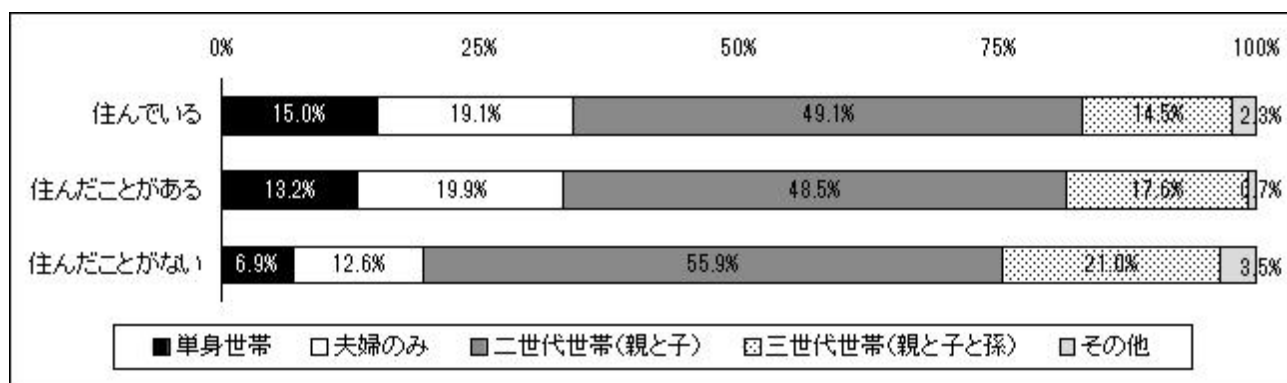
オ 勤務地（就学地）

区域内居住者の75%が中心市街地域内で勤務しており、勤務場所が居住地にも影響を与えている状況がうかがえる。



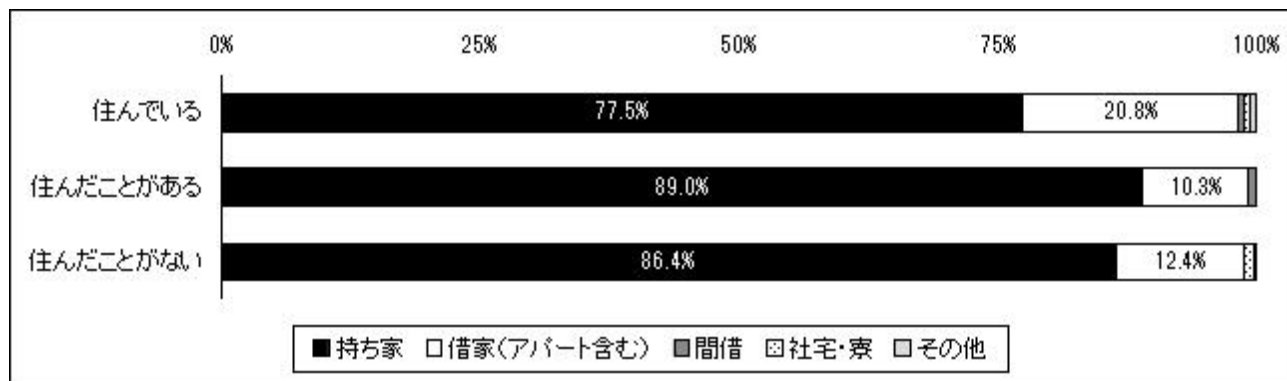
カ 家族構成

すべての区分で「二世代世帯」が最も多くなっている。[住んでいる]と[住んだことがある]の「単身世帯」と「夫婦のみ」の割合は、[住んだことがない]と比べて高くなっている。[住んだことがない]の「三世代世帯」の割合は、他の区分と比べて高くなっている。



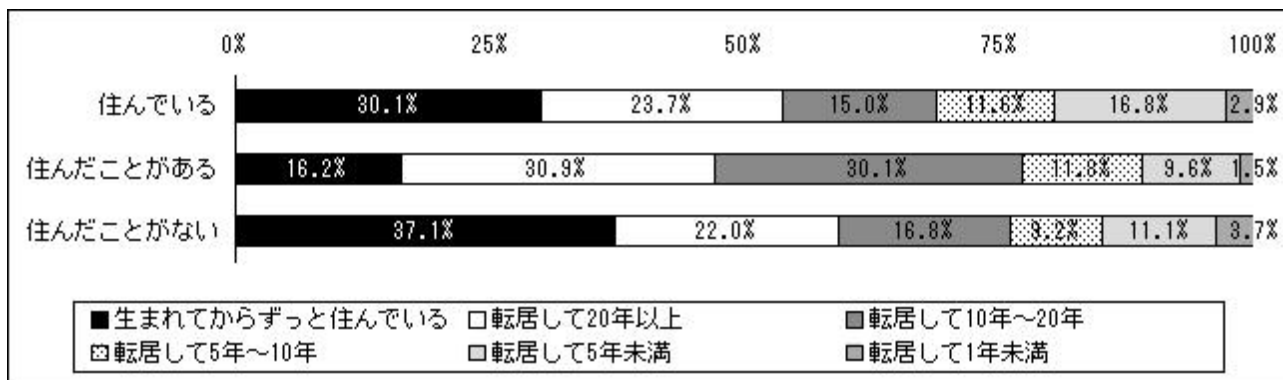
キ 居住形態

すべての区分で「持ち家（一軒家・マンション・家族所有含む）」が最も多くなっている。[住んでいる]では比較的「借家（アパート含む）」の割合が高くなっている。



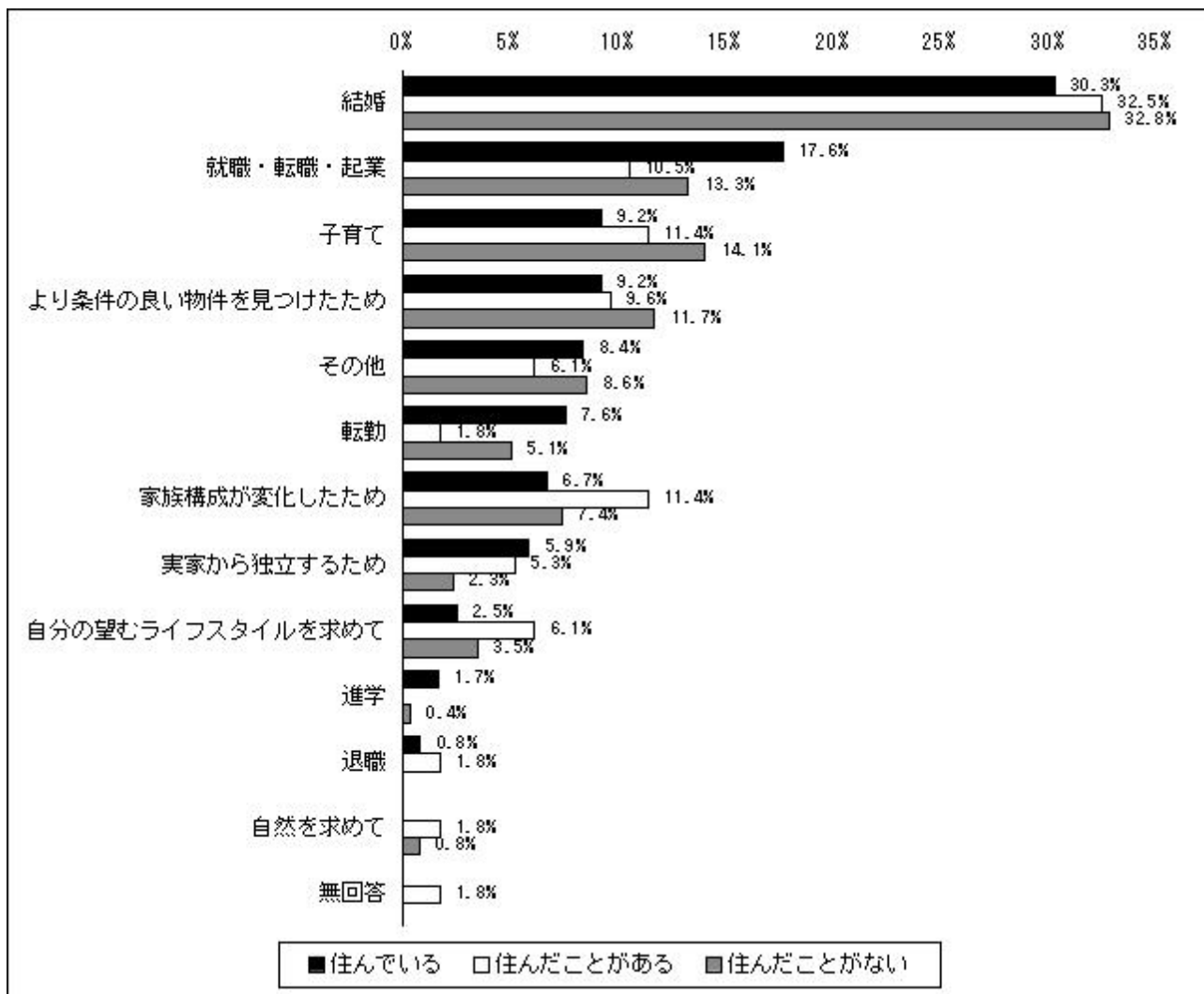
ク 現在の居住地に住んでいる期間

[住んでいる]と[住んだことがない]では「生まれてからずっと住んでいる」が最も多くなっている。[住んだことがある]では「転居して20年以上」「転居して10年～20年」が多くなっている。[住んでいる]の「転居して5年未満」の割合は、他の区分と比べると高くなっている。



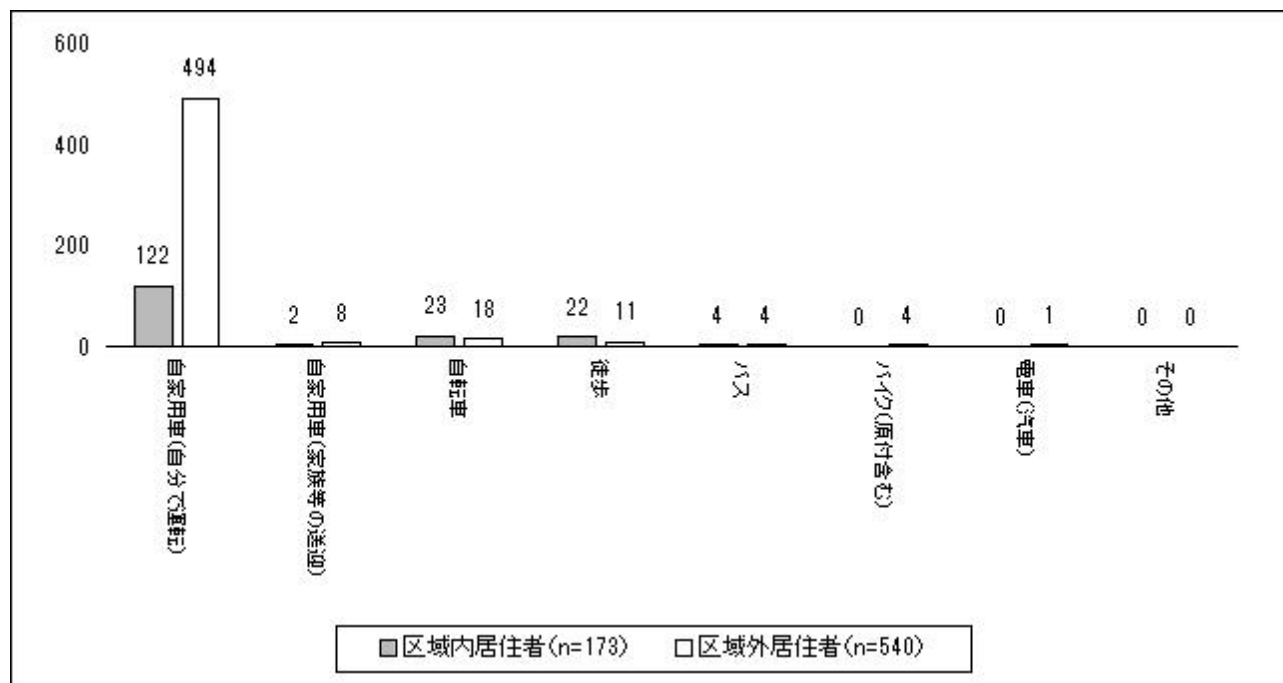
ケ 現在の居住地への転居理由

すべての区分で「結婚」が最も多くなっている。次いで多いのは[住んでいる]では「就職・転職・起業」で、他の区分と比べると割合が高くなっている。



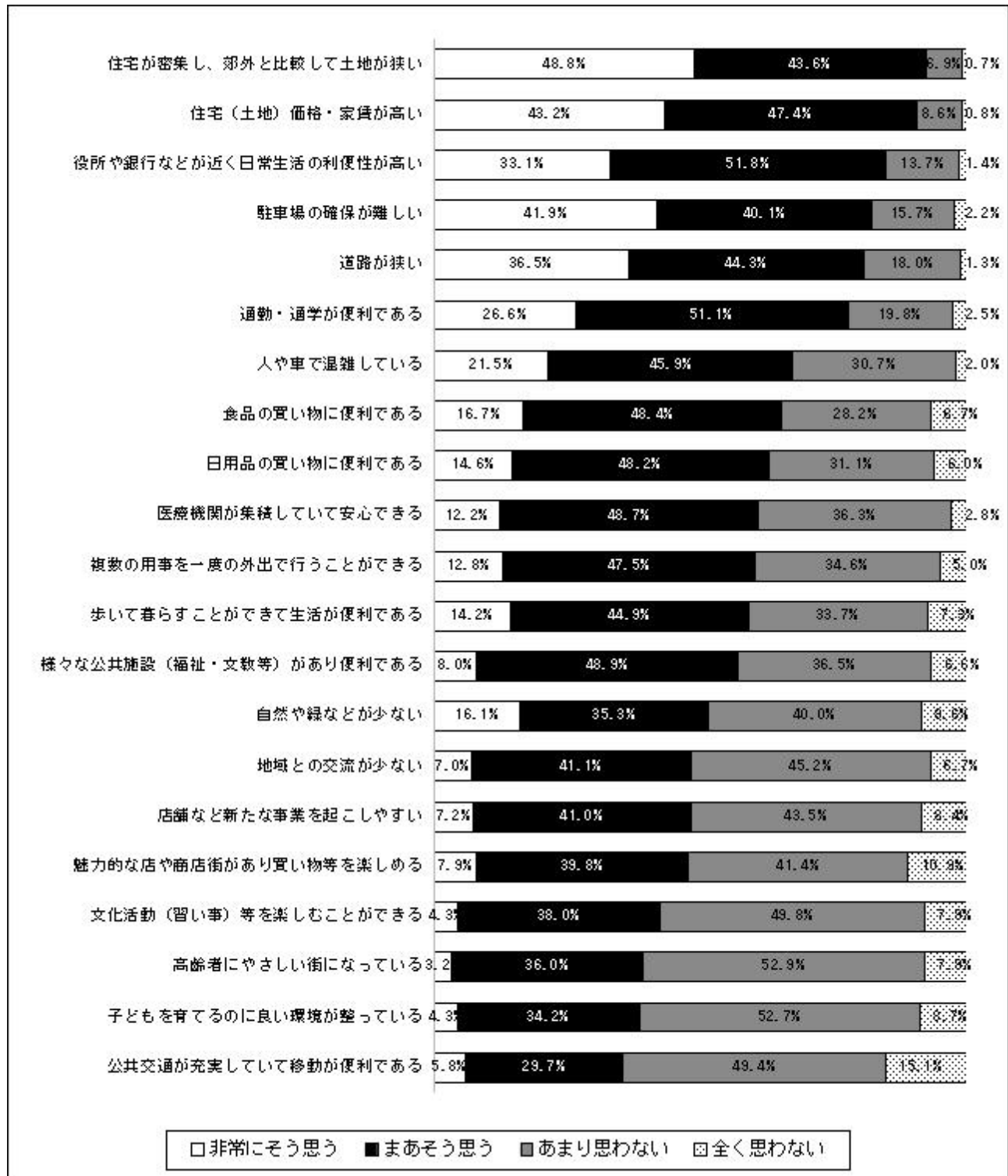
コ 日常的に利用している交通手段

区域内居住者の70.5%、区域外居住者の91.5%は交通手段を「自家用車（自分で運転）」に頼っている。区域内居住者は区域外居住者と比較すると「自転車」「徒歩」の人数が若干多い。その一方、「バス」や「電車（汽車）」と答えた割合は低い水準に留まっている。



② 中心市街地に対するイメージ

中心市街地に対しては「住宅が密集し、郊外と比較して土地が狭い」「住宅（土地）価格・家賃が高い」「駐車場の確保が難しい」など、居住地としての条件は評価されていない一方、「役所や銀行などが近く日常生活の利便性が高い」「通勤・通学が便利である」「食品の買い物に便利である」など、生活をする場としては評価されている状況がうかがえる。

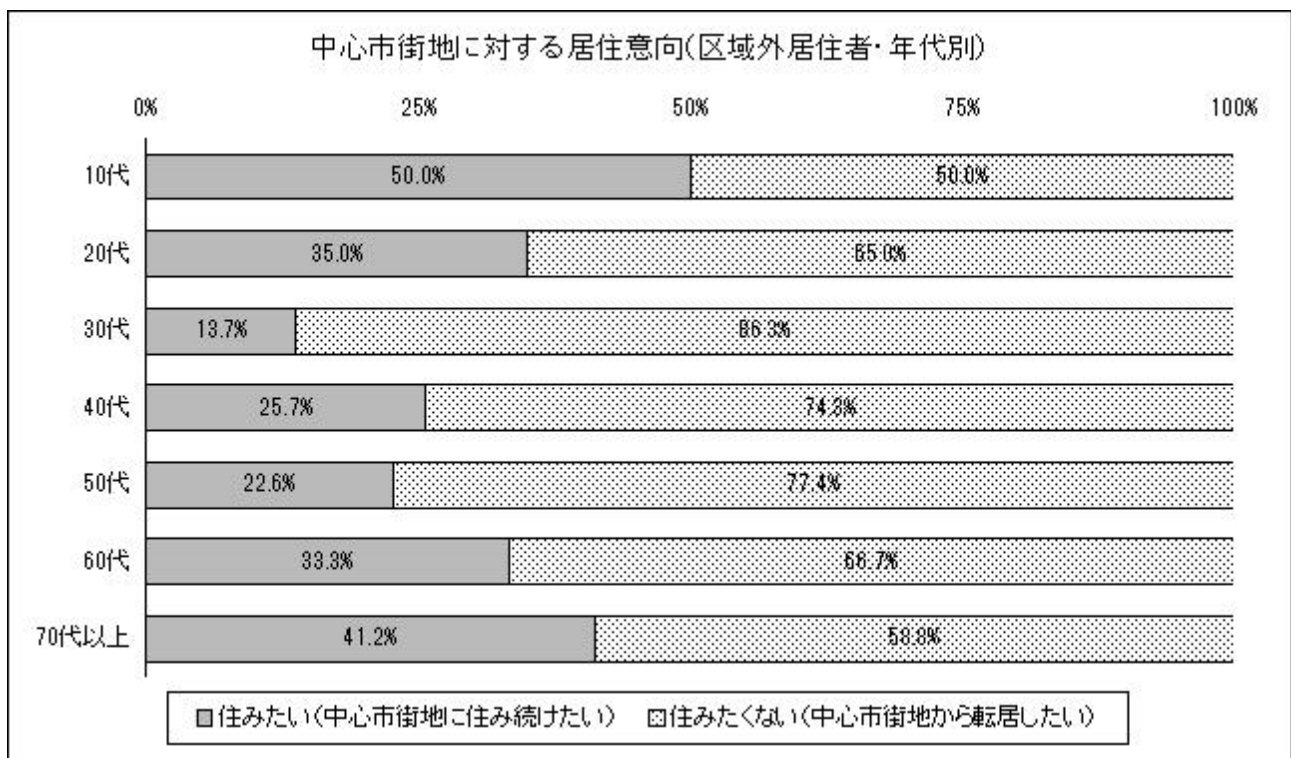
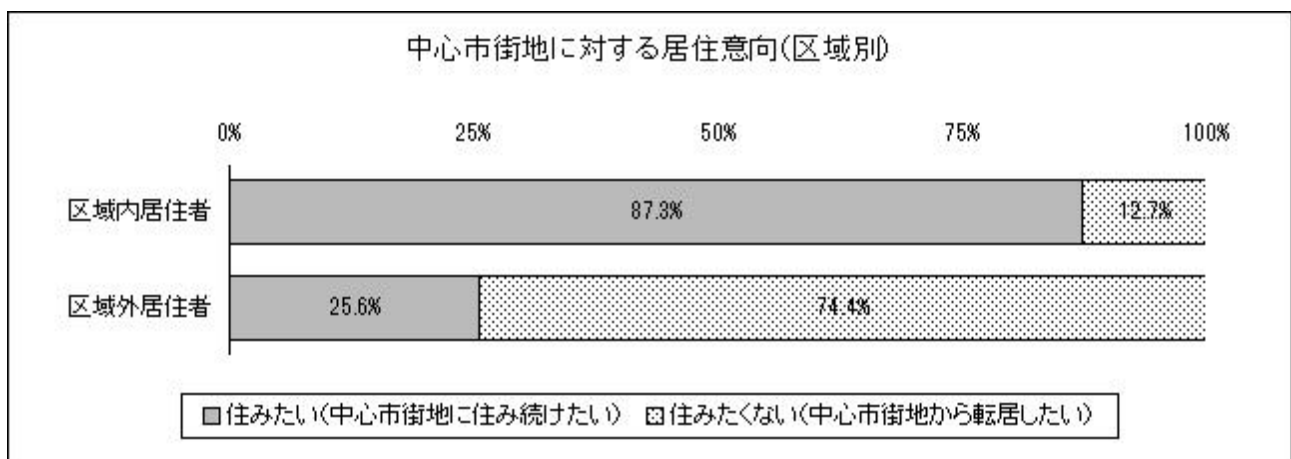


③ 中心市街地での居住

ア 居住意向の有無

区域内居住者の9割近くが中心市街地に住みたいと回答し、区域外居住者も3割近くが中心市街地への居住意向があることから、まちなか居住のニーズは高い状況にある。

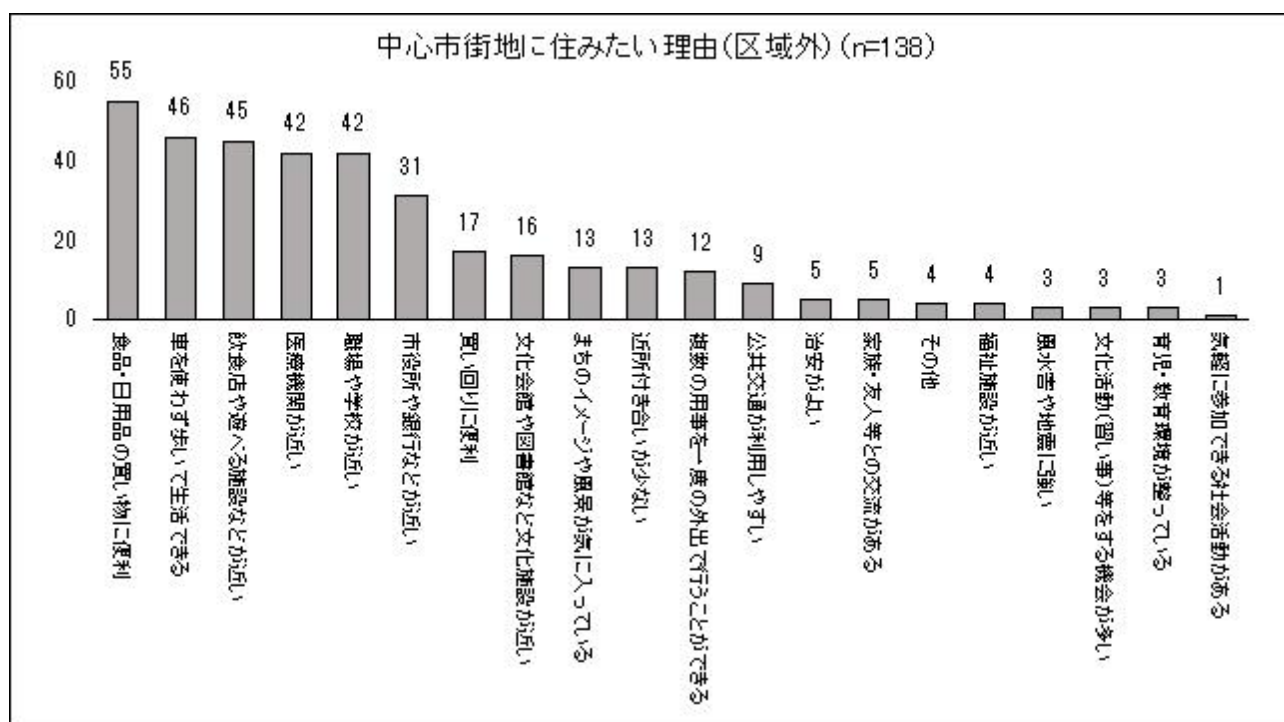
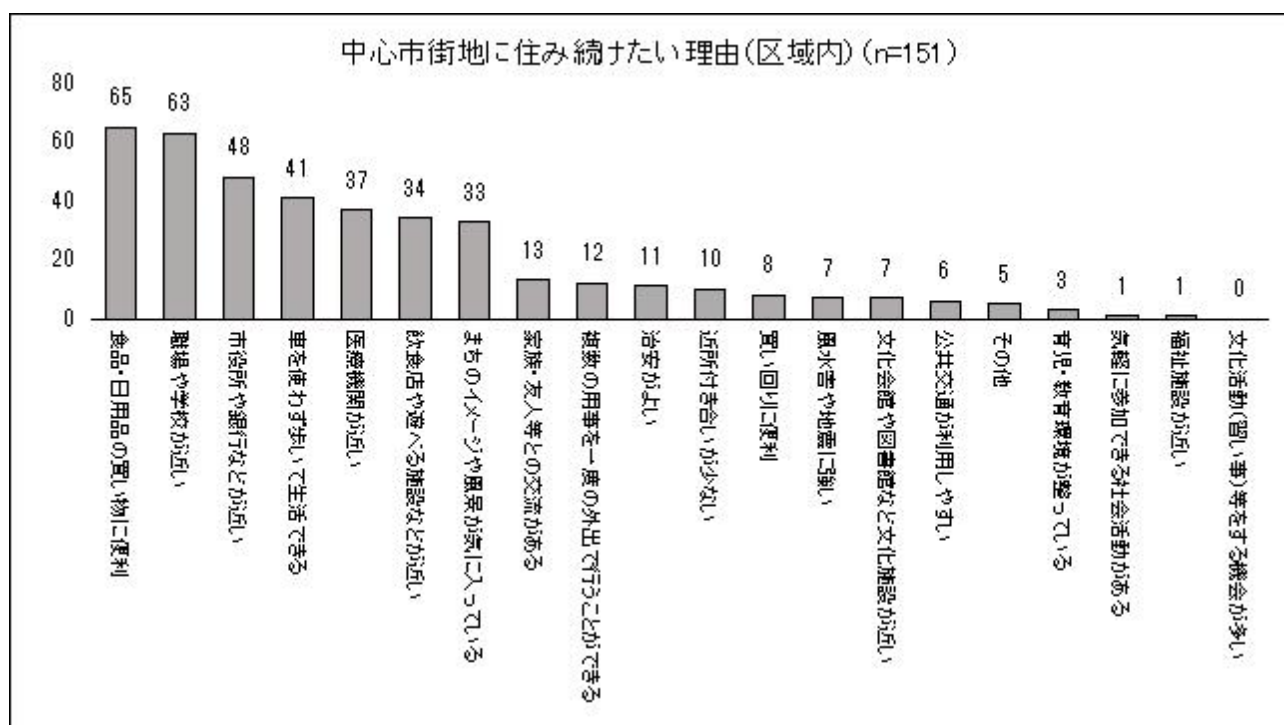
また、区域外居住者の居住意向を年代別に比較すると、最も居住意向が高いのは10代で、30代で大幅に低下した後、40代、60代、70代以上に居住意向が再び高まる傾向にあることから、高齢になるにつれ、中心市街地における日常生活の利便性の高さや、医療機関への通いやすさを強く求めるようになると思われる。



イ 中心市街地に住みたい（住み続けたい）理由[3 つまで選択]

区域内居住者が住み続けたい理由としては「食品・日用品の買い物に便利」や「職場や学校が近い」「市役所や銀行が近い」など、様々な都市機能が中心市街地に集積していることによる利便性の高さを評価する意見が多い。

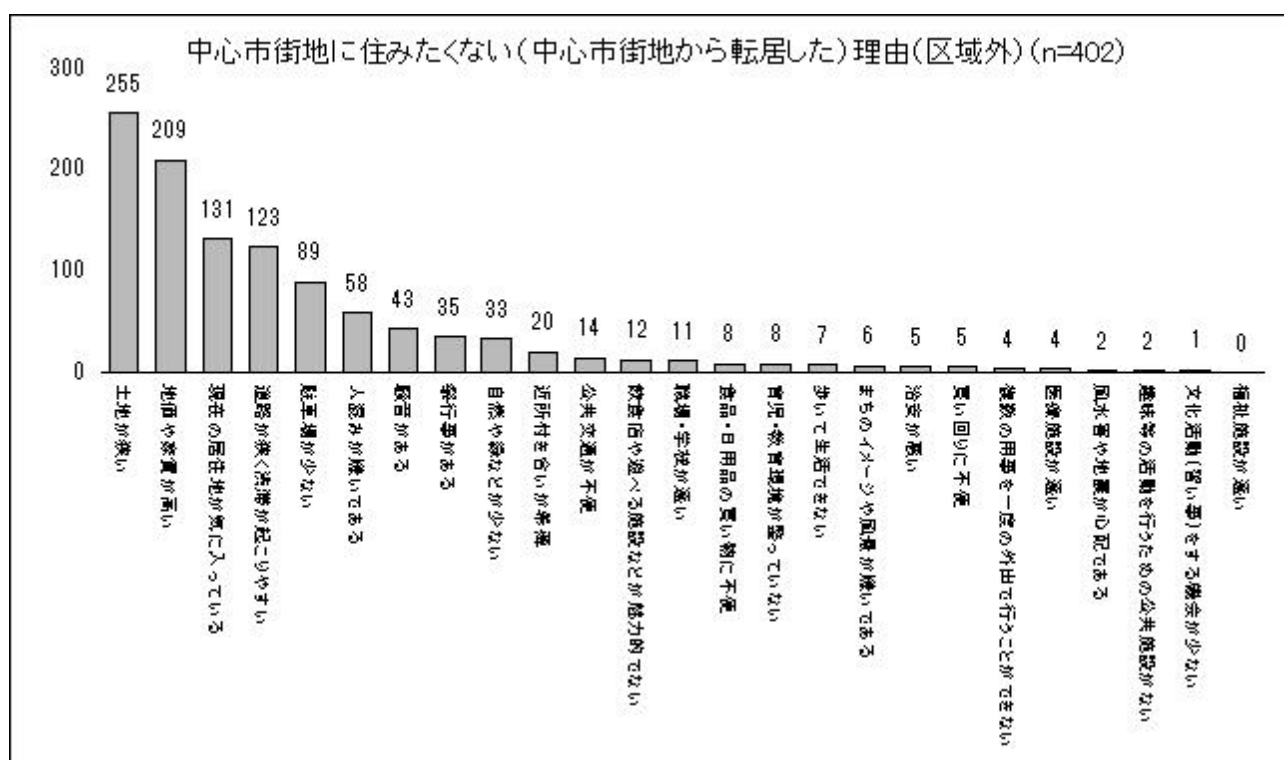
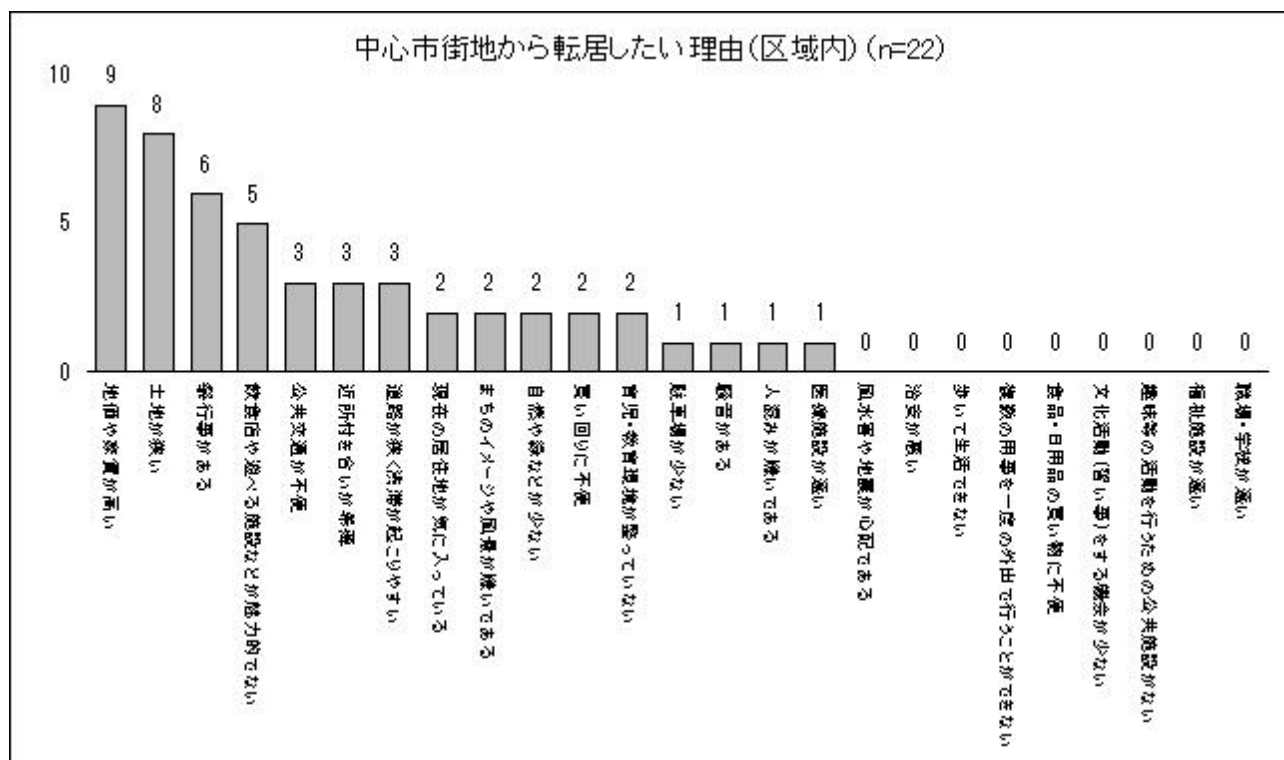
区域外居住者が中心市街地に移り住みたい理由としては「食品・日用品の買い物に便利」や「車を使わず歩いて生活できる」「飲食店や遊べる施設などが近い」「医療機関が近い」「職場や学校が近い」など、生活の利便性が高そうだと評価する意見が多い。



ウ 中心市街地に住みたくない（中心市街地から転居したい又は転居した）理由[3 つまで選択]

中心市街地での居留意向を持たない理由としては、区域内居住者、区域外居住者ともに「地価や家賃が高い」「土地が狭い」が最も多く、金銭的理由を危惧する意見が多い。

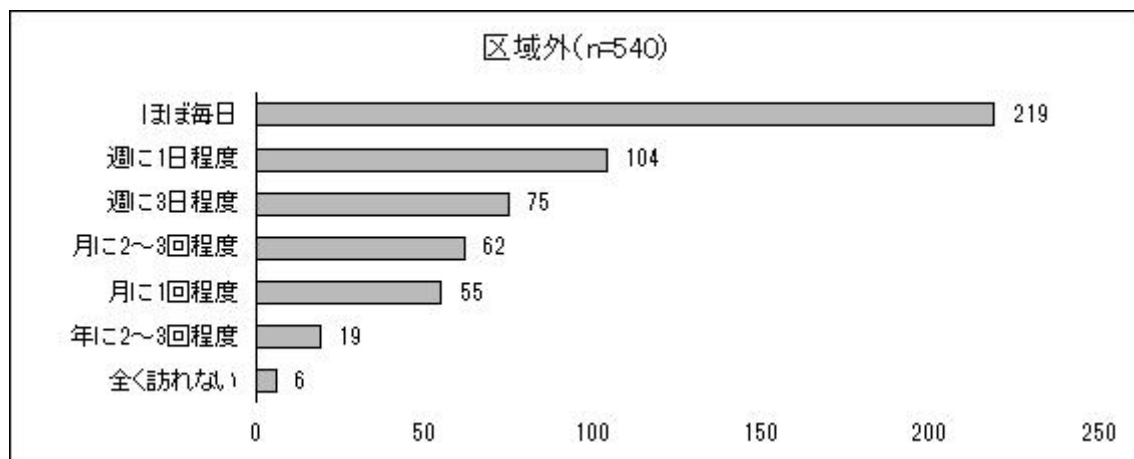
また、区域外居住者の住みたくない（転居した）理由としては「現在の居住地が気に入っている」という中心市街地の状況によらない理由も多く、次いで「道路が狭く渋滞が起こりやすい」「駐車場が少ない」が多く、車で生活するには不便だと感じている意見が多い。



④ 中心市街地での活動または来訪

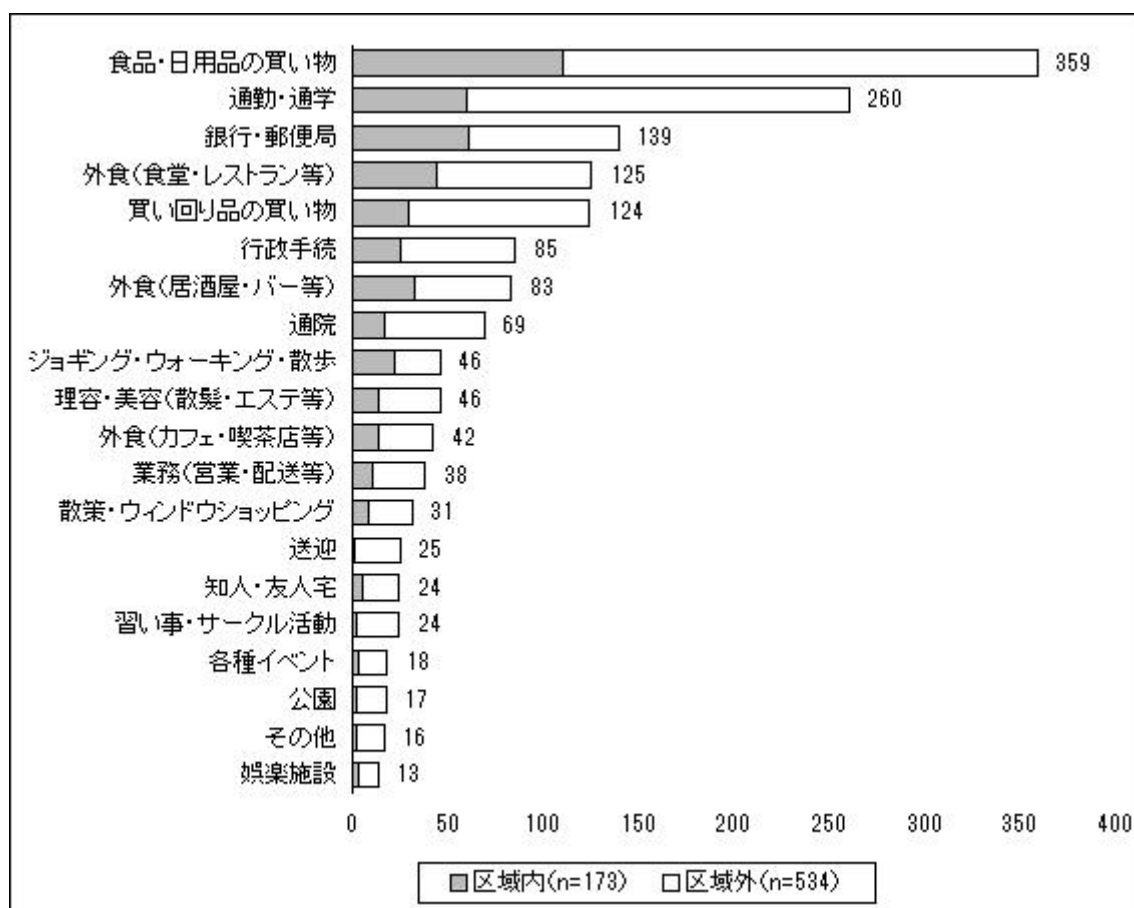
ア 中心市街地への来訪頻度

区域外居住者の来訪頻度は「ほぼ毎日」が最も多い。



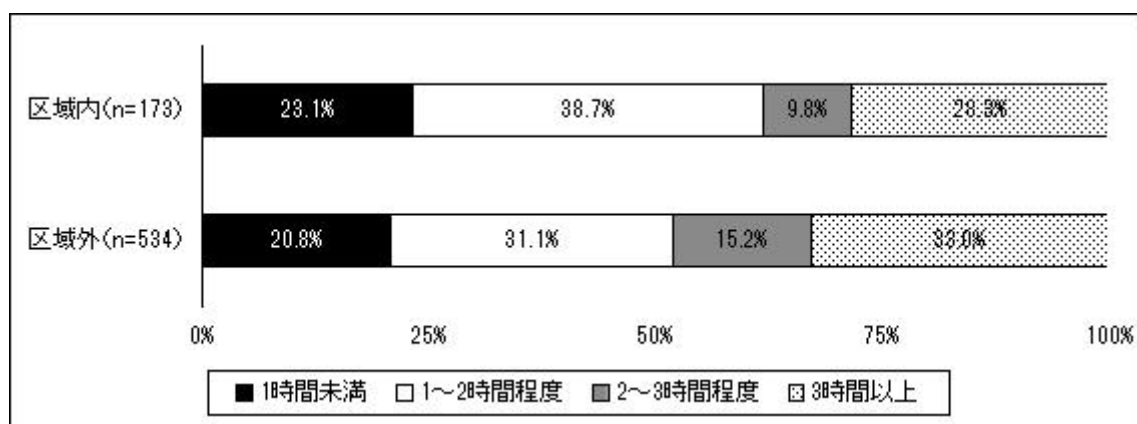
イ 現在の中心市街地への活動（来訪）目的[すべて選択]

現在の中心市街地の来訪目的として最も多くを占めているのは「食品・日用品の買い物」であり、それに次ぐ目的が「通勤・通学」や「銀行・郵便局」となっており、日常の用事としての来訪が多いことがうかがえる。



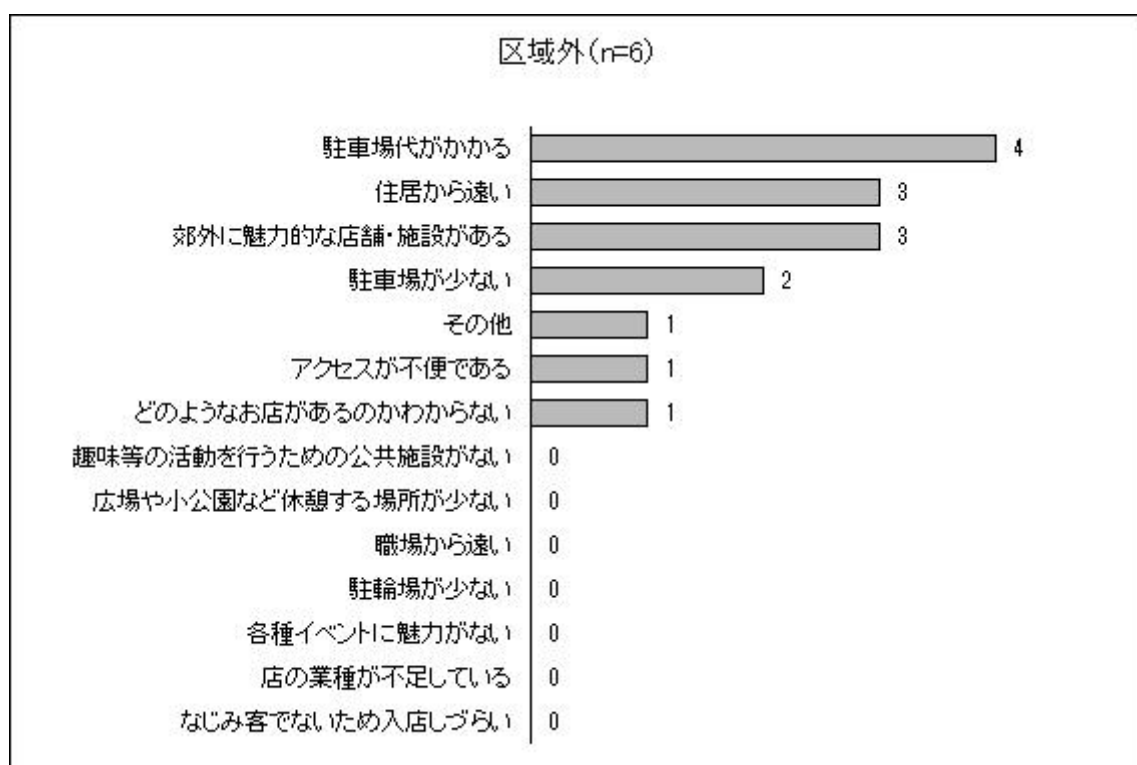
ウ 中心市街地での滞在時間

区域内居住者の滞在時間は「1～2 時間程度」が最も多く、区域外居住者の滞在時間は「3 時間以上」が最も多い。



エ 中心市街地を訪れない理由[3 つまで選択]

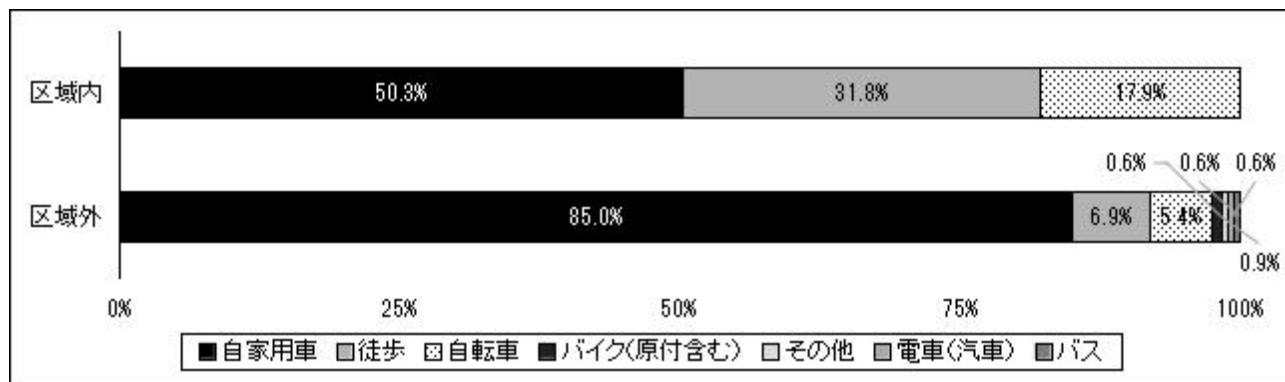
区域外居住者の中心市街地を訪れない理由は「駐車場代がかかる」「住居から遠い」「郊外に魅力的な店舗・施設がある」が多い。



オ 中心市街地を訪れる際の交通手段

区域内居住者は「自家用車」だけでなく「徒歩」や「自転車」を中心市街地での交通手段としている者の割合も高い。

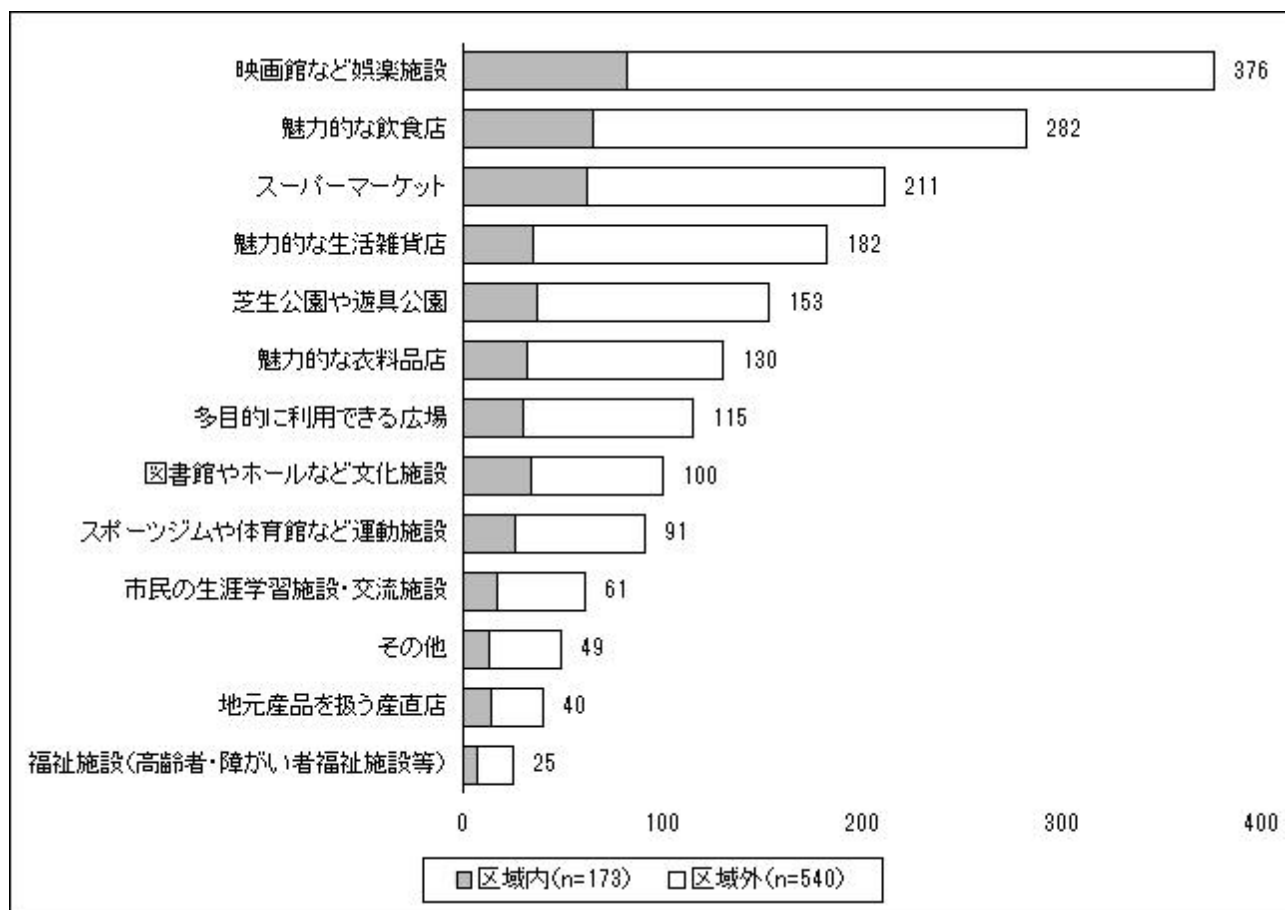
区域外居住者は「自家用車」の利用割合が突出しており、80%を超えている。



⑤ 中心市街地へ求める機能

ア 中心市街地への来訪に必要なもの[3つまで選択]

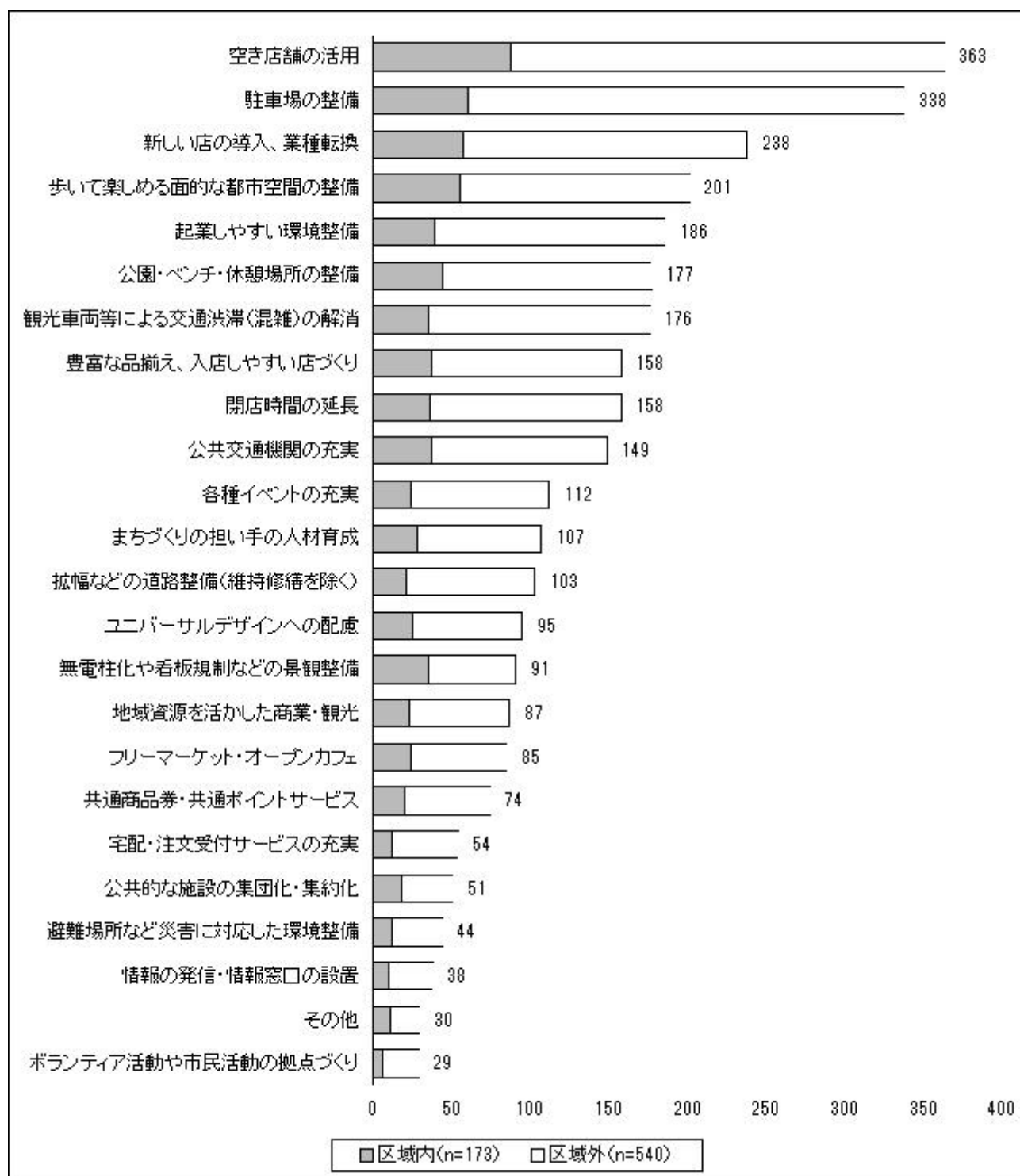
中心市街地への来訪に必要なものとしては「映画館など娯楽施設」が最も高い割合を占めており、「魅力的な飲食店」「スーパーマーケット」と続いている。



イ 中心市街地の活性化に必要な取り組み[すべて選択]

中心市街地の活性化に必要な取り組みとしては「空き店舗の活用」が最も高い割合を占めている。次いで多いのが「駐車場の整備」で、45 ページ「④ーオ 中心市街地を訪れる際の交通手段」では「自家用車」の占める割合が突出していることから、駐車場が中心市街地への来訪の足かせとなっている状況にあることがわかる。

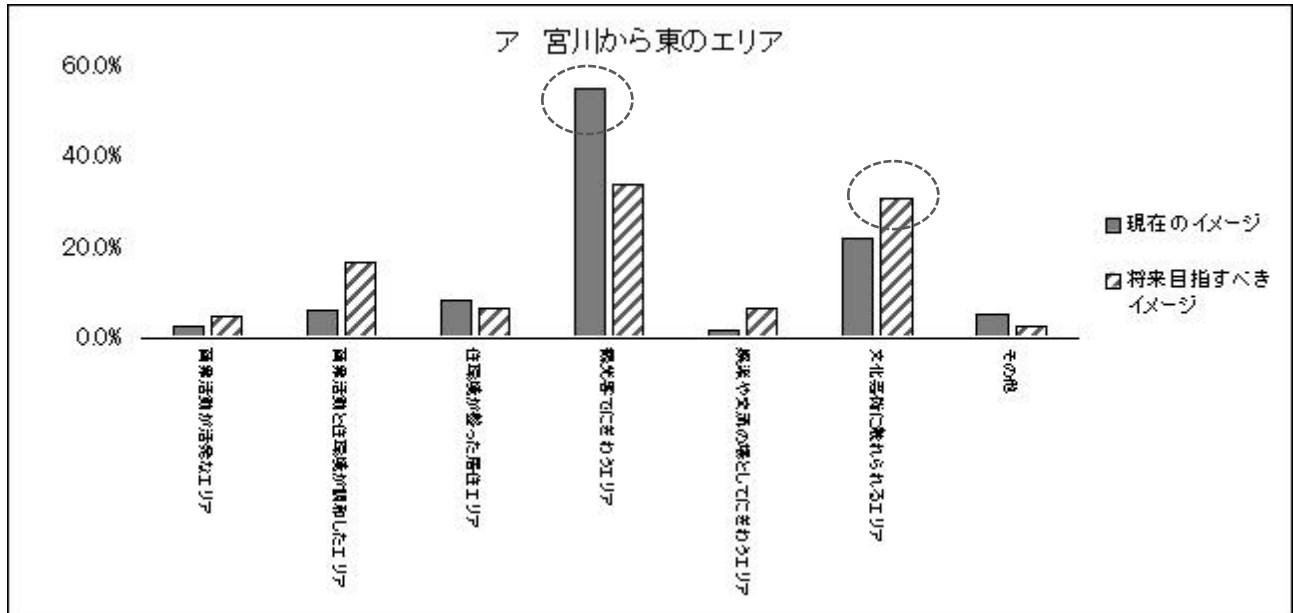
中心市街地には公営駐車場のほか、数多くの民営駐車場が整備されており、駐車場の総量は概ね充足していると考えられるが、駐車場代負担の軽減や、郊外駐車場から自転車や徒歩による来街環境の向上、駐車場代を払ってでも行きたいと思える価値の提供などが求められている。



⑥ 中心市街地のエリアごとのイメージ

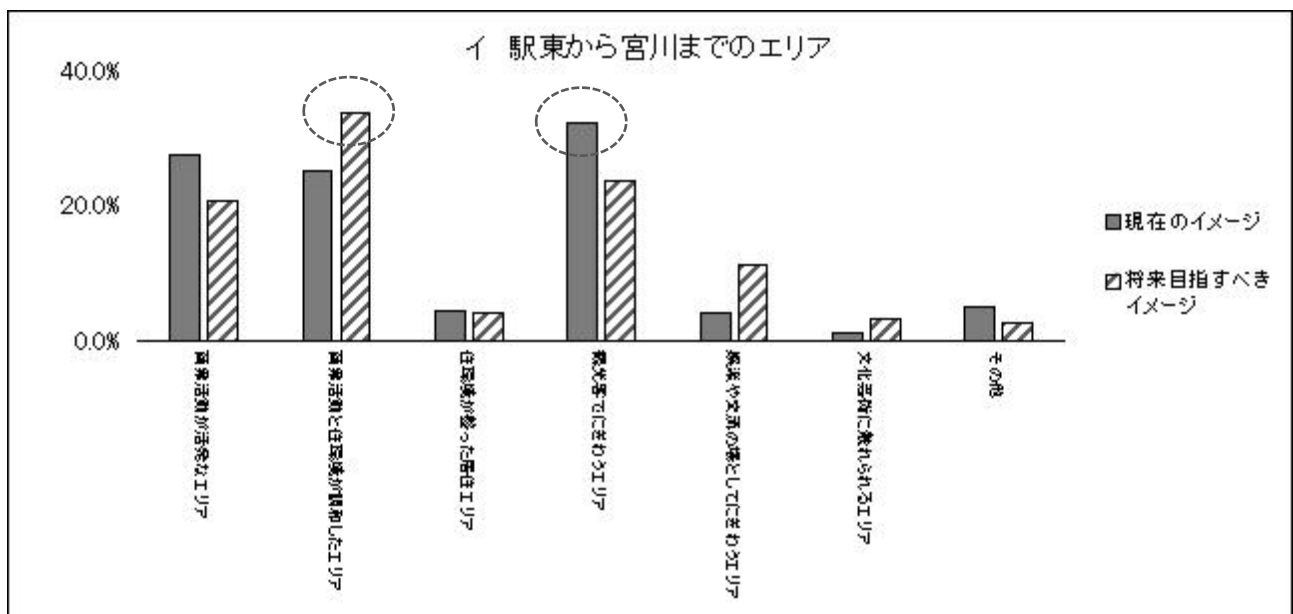
ア 宮川から東のエリア：近世に城下町として形成され、歴史的建造物が多く残り、周辺において歴史的景観が保たれているほか、高山祭や町並み保存の活動など、歴史と伝統が息づく地域

現在のイメージでは「観光客でにぎわうエリア」の割合が最も多いが、将来目指すべきイメージとして「文化芸術に触れられるエリア」の割合が増加しており、観光客でにぎわうだけでなく、文化等に触れられることを求めていると考えられる。



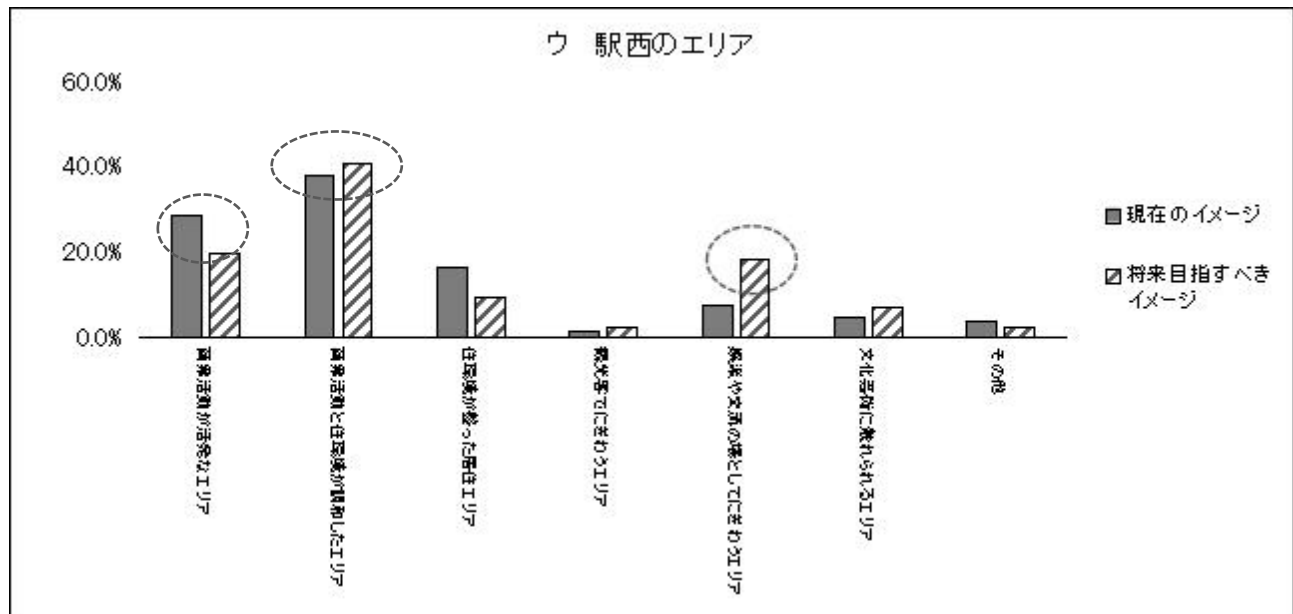
イ 駅東から宮川までのエリア：昭和9年の高山駅の開業以降に都市開発が進み、商店街や飲食店等が連なる通りが多くあるほか、官公署や病院などが存在する地域

現在のイメージでは「観光客でにぎわうエリア」の割合が最も多いが、将来目指すべきイメージでは「商業活動と住環境が調和したエリア」が逆転していることから、商業活動を維持しつつ、住環境を整えることを求めていると考えられる。



ウ 駅西のエリア：近年に駅周辺整備事業により土地区画が整理させた地域を含み、福祉施設や文化施設、官公署、大型駐車場があるほか、中規模のスーパーや飲食店などがある地域

現在、将来ともに「商業活動と住環境が調和したエリア」の割合が最も多いが、将来目指すべきイメージとして「商業活動が活発なエリア」の割合が減少し、「娯楽や交流の場としてにぎわうエリア」の割合が増加していることから、商業活動と住環境の調和は維持しつつ、娯楽や交流の場が求められていると考えられる。



[4]これまでの中心市街地活性化に関する取り組みの検証

(1) 直近の認定基本計画の概要

本市においては、平成 27 年 4 月に「高山市中心市街地活性化基本計画」を策定したが、計画期間はすでに終了し、継続した基本計画は策定していない。

なお、旧基本計画の概要は次のとおりである。

- 【計画名称】 高山市中心市街地活性化基本計画（平成 27 年 3 月 27 日認定）
- 【計画期間】 平成 27 年 4 月～令和 2 年 3 月
- 【区域面積】 約 177ha
- 【コンセプト】 人が住み 人が訪れ にぎわいとやさしさにあふれるまち「飛騨高山」
- 【基本方針】
- 1 美しさと快適性が調和した「住みやすいまち」
 - 2 楽しさと利便性が充実した「にぎわいのあるまち」
 - 3 ふれあいといきがい大切に「やさしさにあふれるまち」

(2) 旧基本計画に掲げた事業の進捗状況

ア 市街地の整備改善

	事業名	事業内容	状況
1	駅東口駐車場整備事業	高山駅東口における駐車場整備	完了
2	駅東口駐輪場整備事業	駅東口における駐輪場整備	完了
3	駅前広場整備事業	東西駅前広場の整備	完了
4	高山駅東西線（自由通路）整備事業	駅東西を結ぶ自由通路の修景及びモニュメントの設置	完了
5	駅東口公衆トイレ整備事業	駅東口における公衆トイレ（多目的型公衆トイレを含む）の設置	完了
6	観光案内所整備事業	駅東口における観光案内所の設置	完了
7	駅西口公衆トイレ整備事業	駅西口における公衆トイレ（多目的型公衆トイレを含む）の設置	完了
8	駅西口駐輪場整備事業	駅西口における駐輪場整備	完了
9	旧森邸等整備事業	伝統文化をテーマとした文化交流拠点施設として整備するとともに、隣接する旧図書館跡地を防災機能を持つ交流広場として整備する。	完了
10	高山駅周辺土地区画整理事業	区画道路他整備	完了

	事業名	事業内容	状況
11	景観重要建造物等修景事業 (景観重要建造物)	景観重要建造物の修景工事に要した費用の一部を補助する。	実施中
12	景観重要建造物等修景事業 (市街地景観保存区域)	市街地景観保存区域において、建築物の新築、増築、改築時に一定の要件を満たした建築工事に対し、その費用の一部を補助する。	実施中
13	塀等設置補助事業	景観に配慮した塀等を設置する事業に対し補助する。	実施中
14	生け垣等設置補助事業	都市計画区域内で道路に面している生け垣及び道路から眺望できる部分に設置する生け垣の設置を促進し、緑豊かな生活環境の創出のために生け垣の整備に対し補助する。	実施中
15	高山の景観にふさわしい看板設置補助事業	中心市街地区域の良好な景観の創出を図るため、看板の撤去に対し補助する。	実施中
16	高山の景観にふさわしい駅舎修景整備事業	高山駅舎建て替えに伴い、景観に配慮した駅舎の修景整備を行う。	完了
17	車両進入規制実験事業	三町伝建地区内及び周辺の市道を対象路線とし、車両進入制限を住民や関係者の合意形成を図りながら段階的に実施する。 自主制限（実施主体：対象路線を含む町内会、景観町並保存連合会及び市で構成する協議会）	未実施
18	公衆無線LAN整備実験事業	まちなかにおいて公衆無線LANを整備する。	完了
19	市道朝日町神田線整備事業 (道路施設バリアフリー整備事業)	誰もが安全で快適に通行できる歩行者空間を形成するため、歩道段差解消等の整備を行う。	実施中
20	市道名田川原町線整備事業 (消融雪側溝整備事業) (流雪溝整備事業)	消融雪側溝を整備し、除雪費用の軽減と快適で安全なまちづくりを推進する。	実施中
21	高山駅周辺土地地区画整理事業	花里本母線他2路線整備	完了
22	西之一色花岡線整備事業	都市計画道路整備	完了
23	高山駅東西線整備事業	橋上駅舎と一体となった駅東西を結ぶ自由通路の新設	完了
24	高山駅東口線整備事業	都市計画道路整備	完了
25	歴史的町並保存事業	伝統的建造物群保存地区内の建築物の修理修景事業に対する補助事業	実施中
26	歴史的町並防災対策事業	防火帯として土蔵を活用するなどして、重要伝統的建造物群保存地区の防災力を歴史的景観を損なうことなく高める。	実施中

	事業名	事業内容	状況
27	駅西交流広場、駐車場整備事業	高山駅周辺整備事業地内に様々なイベントの実施が可能な交流広場等を整備する。	完了
28	高山にふさわしい駅前景観創出事業	駅周辺整備の完了に伴い、飛騨高山の玄関口としてふさわしい良好な景観へと修景する。	完了
29	駅前中央通り再生整備事業	駅前の景観修景の一環として、道路施設をグレードアップし、駅前歩行空間の高質化を図る。（舗装改修、ベンチ、植栽等）	完了
30	歴史的地区環境整備街路無電柱化事業	高山駅から歴史的町並への動線の電線地中化により東西の歩行者軸を整備する。市道上一之町花里線	実施中
31	歴史的地区環境整備街路再生整備事業	高山駅から歴史的町並への動線の舗装のリニューアルにより東西の歩行者軸を整備する。 市道上一之町花里線	実施中
32	下町拠点施設整備事業	空き家を取得し、下町における新たな拠点施設として整備する。	完了
33	町並み景観歩行空間創出事業	古い町並周辺、江名子川散策路等の市道について、景観に配慮した材質、木製蓋などにより修景整備する。 ・市道本町線 ・市道上二之町大新町線 ・市道千島松本線 ・市道若達花岡線	完了
34	日本遺産活用整備事業	日本遺産を構成する文化財の案内看板等を整備する。	完了
35	スポット等整備事業	休憩施設や情報揭示施設等を備えたまちかどスポットを「憩いの場」として整備し、併せて駐車場の目隠し等を整備する。	完了
36	高山の景観にふさわしい看板設置事業	中心市街地区域の良好な景観の創出を図るため、看板の撤去及び改修を行う。	完了
37	一般開放型民間施設整備事業（民間便所一般開放）	民間事業者が既存便所を一般開放するため改修する場合に補助する。	実施中
38	緑地保全推進事業	里山を保全することにより、緑豊かな自然環境と美しい景観の保全を図るため、契約緑地に対し奨励金を交付する。	実施中
39	ポイ捨て等および路上喫煙禁止条例の遵守	クリーン作戦実施 路上喫煙禁止啓発パトロール グリーンマーケット開催 フリーマーケット・リフォーム製品フェア開催 市民会議推進大会開催	実施中

	事業名	事業内容	状況
40	駐車場運営事業	駐車場の適正運用を図るとともに、インターネットなどによる情報提供を図る。（指定管理制度）	実施中
41	民間事業者のバリアフリーへの取り組み促進	民間施設のバリアフリー改修等に対して補助を行う。	実施中
42	美しい景観と潤いのあるまちづくり条例の遵守	開発事業の事前届出・協議制度の運用により、秩序ある土地利用とすぐれた都市景観の創出を図る。	実施中
43	高山駅周辺地区及び駅西地区景観形成	高山駅周辺地区においては、新駅舎や自由通路の整備により新たな商業店舗等の立地が予想されるため、景観計画に基づく景観形成基準を遵守するとともに、新たなガイドラインの策定等に取り組むことにより、更に魅力ある景観の創出を図る。	完了

イ 都市福利施設の整備

	事業名	事業内容	状況
再 9	旧森邸等整備事業（再掲）	伝統文化をテーマとした文化交流拠点施設として整備するとともに、隣接する旧図書館跡地を防災機能を持つ交流広場として整備する。	完了
44	高山地方合同庁舎整備事業	庁舎建設 ・高山税務署 ・高山公共職業安定所 ・岐阜県地方検察庁高山支部、区検察庁 ・岐阜地方法務局高山支局 ・自衛隊岐阜地方協力本部高山出張所	完了
45	子育て支援拠点施設の運営	・児童センター等運営事業 子どもに健全な遊びを提供するために、児童センター、児童館を運営する。 ・地域子育て支援センター運営事業 子育て中の親子同士のふれあいや交流、子育てに関する相談等ができる環境整備を図り、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。 ・つどいの広場運営事業 子育て中の親子同士のふれあいやコーディネーターとの交流により、子育てに関する相談等ができる環境整備を図る。	実施中

	事業名	事業内容	状況
46	まちの縁側創出事業	空き店舗を活用し、多世代交流などコミュニティ形成の場として、i) 子育て支援や高齢者健康づくりなどのテーマ型コミュニティ施設、ii) だれもが気軽に立ち寄れる休憩所型コミュニティ施設を整備する。	実施中
47	図書館運営事業(煥章館)	図書館機能のほか、生涯学習ホールや郷土の文学者の足跡を紹介する高山市近代文学館を兼ね備えた生涯学習拠点として運営する。	実施中
48	市民文化会館運営事業	文化芸術鑑賞事業をはじめとする各種文化事業を実施し、文化芸術の振興と創造を図る。	実施中
49	医療確保等支援事業	へき地における医療体制、救急医療体制の確保と充実を推進するため、市内の中核病院を支援する。	実施中
50	救急医療対策事業	・救急医療対策に関わる事業への支援 ・休日の医科・歯科診療所の運営	実施中
51	高齢者健康づくり・介護予防支援事業	温泉保養施設等の利用費助成や、公民館等を利用した健康教室や介護予防活動を支援する。	実施中
52	健康づくり推進事業	市民と行政が一体となった「市民健康まつり」の開催	実施中
53	まち歩きのスズメ	市内ウォーキングコースの案内看板の整備	未実施
54	銭湯でまちづくり (公衆浴場設備改善事業)	市内公衆浴場業者が設備の維持・改善のために行う改修等整備・改善の費用に対し補助を行う。	実施中
55	児童遊園地管理事業	中心市街地区域内に設置されている、東・一本杉・北の3児童遊園地の利用推進を図る。	実施中
56	家族みんなでまち歩き	感性豊かな子どもたちを育てる、まちへの愛着、親子のスキンシップ、コミュニケーションの場といったさまざまな観点から、まちなかをフィールドとして「子どもまち探検」や「ベビーカーでまち歩き」などの企画を実施する。	完了

ウ 街なか居住の推進

	事業名	事業内容	状況
57	若者定住促進事業	若者の定住を促進するため、U I J ターン就職をした者に対し、家賃を補助	実施中
58	まちなか定住促進事業	中心市街地人口の増加につながる新築等（移住を伴うもの）に対して工事費の一部を補助する。	実施中
59	建築物等耐震化促進事業	・木造住宅の耐震診断を無料で実施 ・木造住宅以外の建築物の耐震診断に対して補助 ・木造住宅の耐震補強工事に対して補助	実施中

	事業名	事業内容	状況
60	公共施設、商業施設、住宅等のエコ化	太陽光発電システムの導入やLEDへの切換えなど環境に配慮した公共施設の整備を行うほか、ペレットストーブや薪ストーブ等の購入に対する助成を行う。	実施中
61	移住交流促進事業	空き家を取得及び改修した場合（費用の1/2、上限100万円） 借家等の場合（家賃の1/3、上限月額1万5千円、最大3年間）	実施中
62	空き家活用促進事業	空き家を活用した居住を促進するため調査、交渉、紹介を行う。	実施中
63	障がい者等住宅改造等各種住宅建築支援	・障がい者住宅改造助成事業 障がい者への住宅改造助成（限度額75万円）、屋根融雪装置設置助成（限度額60万円） ・高齢者住宅改造費補助事業 高齢者・障害者等に対する住宅改造支援（限度額75万円）、屋根融雪装置設置支援（限度額60万円） ・高齢者住宅バリアフリー改修助成事業 高齢者が予防的に実施する住宅改修支援（限度額37万5千円）	実施中
64	匠の家づくり支援事業	地域材を使った木造建築物の建築に対し、主な構造材への市産材の使用量に応じ2万円/㎡を助成	実施中

エ 経済活力の向上

	事業名	事業内容	状況
65	中心市街地特例通訳案内士育成事業	中心市街地特例通訳案内士制度による特例ガイド（有償）を育成するための研修会を開催するなど、外国人観光客の受入体制の強化を図る。	完了
66	中小企業高度化事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構及び岐阜県による高度化事業を活用し、共同施設を整備する。	実施中
67	飛騨高山サマーフェスティバル事業	・まちなか歩いてクイズラリー（7月） ・ちょけらまいか大仮装盆踊大会（7月） ・国分寺ライトアップ（8月） ・飛騨高山手筒花火打ち上げ（8月）	実施中
再 9	旧森邸等整備事業（再掲）	伝統文化をテーマとした文化交流拠点施設として整備するとともに、隣接する旧図書館跡地を防災機能を持つ交流広場として整備する。	完了
再 57	若者定住促進事業（再掲）	若者の定住を促進するため、UIJターン就職をした者に対し、家賃を補助	実施中

	事業名	事業内容	状況
68 69	総合的な空き店舗活用促進事業	・チャレンジショップ事業 まちづくり会社が空き店舗所有者に対する意向等の調査を行うとともに、利用者の公募、審査、選定、経営の支援までを一括して実施する。 ・アンテナショップ事業 地元産品等の販売を行うアンテナショップの開設	実施中
70	産学官協働によるまちづくり	事業者と学生による商品開発や開発した商品の販売を通じて、まちづくりへ参画を促進する。	実施中
71	駐車場利用促進事業	商店が来店者のために負担する駐車場使用料の（1/2、限度額 20 万円/月）を補助	実施中
72	商店街機能強化事業	アーケード整備等商店街機能の強化を図る事業に助成	実施中
73	商店街魅力創出等調査事業	商店街の活性化を図るため、現状分析や市民ニーズの把握などにより、商店街に必要な商業機能の分析を行うとともに、外国人対応おもてなし拠点施設整備事業の妥当性などについての調査を行う。	完了
74	外国人対応おもてなし拠点施設整備事業	誰もが気軽に立ち寄ることのできる店舗の集結した外国人対応おもてなし拠点施設を整備する。	完了
75	インキュベーション推進事業	産業振興を軸としたまちづくりの推進役となる人材の育成や、起業家や移住者を支援するため、関係機関の連携による相談・支援ネットワークを構築し、受入体制を強化するとともに、新たな業種・職種の創出等を図るため、インキュベーション施設を整備する。	実施中
76	ふるさと伝承記録整備事業（祭礼復興事業）	伝統文化を継承するため後継者の育成や記録を残す取り組みを行う。	未着手 未実施
77	人道橋整備事業	まちなかの回遊性向上のため、宮川朝市通りと本町商店街の拠点施設等を接続する。	完了
78	人道橋周辺賑わい創出事業	人道橋左岸北側の古民家を取得。商業施設等として改修整備する。	完了
79	宮川朝市通り修景整備事業	人道橋に接続する宮川朝市通りを美装化し整備する。 下三之町大新町線	完了
80	リバーサイド修景事業	中橋から弥生橋の河川に面する民間建物の外壁修景などの整備に助成を行う。	完了
81	商店街リバーサイド修景事業	宮川に面した良好な景観の創出と景観に配慮した公的空間景観を創出する商業施設などの整備に助成を行う。	実施中

	事業名	事業内容	状況
82	宮川水辺景観整備事業	良好な水辺景観、親水空間を創出するため、河川施設等を整備する。	未着手 未実施
83	まちひとぷら座かんかこかん運営事業	空き家や空き店舗を利用して実施される多世代交流施設の運営に対する支援	実施中
84	芸術家滞在交流事業	空き家を活用し、芸術家の滞在交流による活動等により、市民が直接文化芸術に親しむ機会を創出する。	未着手 未実施
85	山桜神社周辺整備	地域商店街の自主的・自発的なまちづくりにより、山桜神社を核とした癒しの空間の提供と交流促進の場となる取り組みを行う。	完了
86	ドリーミンショップ事業	空き家・空き店舗を活用し起業家育成を目的とした集合店舗の整備に対する助成	実施中
再 68 再 69	総合的な空き店舗活用促進事業（再掲）	・チャレンジショップ事業 まちづくり会社が空き店舗所有者に対する意向等の調査を行うとともに、利用者の公募、審査、選定、経営の支援までを一括して実施する。 ・アンテナショップ事業 地元産品等の販売を行うアンテナショップの開設	実施中
87	文化財保護事業 （春・秋の高山祭）	屋台の保存活動や屋台組の活動支援のほか、高山祭の際の観光客の誘客、誘導等の支援を行う。	実施中
88	世界文化遺産登録推進事業	郷土の歴史や伝統文化を守り次代に伝えるため、地域の伝統文化の維持向上を図るため、世界文化遺産登録への取り組みを行う。	実施中
89	地産地消推進事業	生産者、消費者、流通業者、飲食店等が地産地消に向けた地域内連携の強化に向けて意見交換を実施。また、学校給食において地元農産物を積極的に活用するため補助を行う。	実施中
90	来訪者まちかど案内事業	空き家、空き店舗活用に合わせて、観光案内機能（パンフレットの設置、観光端末の設置など）を持たせ来訪者に情報提供を行う。	実施中
91	観光案内機能の強化	観光案内所などの施設の充実や案内標識の整備、中心市街地マップの作成やインターネット、Wi-Fiを利用した情報提供を行い、回遊性の向上を図る。	実施中
92	歴史ガイドボランティア育成事業	歴史ガイドボランティア養成講座を開催するなど、市民参加型によるガイドの育成・確保を図る。	実施中
93	市民によるまちづくり活動事業	中心市街地におけるまちづくり活動サポーター組織「飛騨高山まちの元気印。応援団」を設置する。	完了

	事業名	事業内容	状況
94	協働により取り組む各種活性化イベント	各団体が単独で実施していた事業を様々な団体と協働して実施する取り組みに対して支援を行う。	実施中
95	外国人観光客への販売環境の充実	観光関係事業者向けに研修会を開催するなど、事業者による来訪者への販売促進のための意欲向上と取り組みを促す。	完了
96	バリアフリー観光の推進	障がい者等のバリアフリー観光を実施する団体の育成や観光ツアーの催行に対して支援を行う。	実施中
97	伝統工芸品産業振興事業	伝統工芸品産業振興事業計画を策定し、後継者の育成、販路拡大を図るほか、伝統的工芸品の一位一刀彫、飛騨春慶を学び、体験する施設の整備を行う。	完了
98	地酒を核とした地場産品販路拡大事業	世界最大規模のワインコンペティション IWC（インターナショナル・ワイン・チャレンジ）2014において、日本酒の中から、最高賞である『チャンピオン・サケ』に、高山市の地酒が選ばれたことから、地場産品の販路拡大を目的とする団体を設立し、地酒を核として地元食材をPRするため飲食店と連携し、地酒にまつわる文化を紹介する事業を行う。	完了
99	陣屋前及び宮川朝市電気設備整備事業	朝市で扱う食材等については、適正な温度管理が求められており、これに対応するため、朝市開催場所に電気設備を設置する。	完了
100	輪島朝市との連携事業	輪島朝市は、高山の朝市と並び日本三大朝市の一つであり、中部運輸局、北陸信越運輸局及び中部広域観光推進協議会が推進する昇龍道プロジェクトのルートとなっており、共通点も多いことから連携を図ることで観光客の誘客等を図る取り組みを行う。	実施中
101	朝市コンシェルジュ育成事業	高山の朝市は、日本三大朝市の一つであり、国内外から多くの観光客が訪れている。しかしながら、地元産品は、その魅力が伝わらず販売につながらない場合もあるため、朝市で取り扱う産品を説明・紹介できるコンシェルジュを育成し、地元産品の販売促進を図る取り組みを行う。	未実施 未着手
102	おそまでショッピング事業	夜の商店街のにぎわい創出のため営業時間の延長の取り組みを行う。 各店舗が工夫を凝らしたサービスを提供することにより誘客を図る。	実施中
103	シースルーシャッター、ショーウィンドー化工事促進事業	シースルーシャッターや、ショーウィンドーの設置費、改修費に対して助成を行う。	実施中
104	街路灯整備の促進	商店街等の街路灯のLED化事業に対する助成	実施中

	事業名	事業内容	状況
105	交流広場にぎわい創出イベント事業	高山駅西口に新設される交流広場でのイベントの開催	実施中
106	商店街活性化支援事業	商店街で行うイベント事業に対して補助	実施中
107	山桜神社イベント事業	山桜神社の施設を活用したミニコンサート実施事業	実施中
108	よって館運営事業	空き家や空き店舗を利用して実施される多世代交流施設の運営に対する支援	実施中
109	共同店舗「四つ葉」運営事業	空き店舗を利用整備された集合店舗の運営に対して支援を行う。	実施中
110	タウンモビリティ事業	電動スクーター3台を貸し出す事業	完了
111	アニメをテーマにしたイベント事業	高山市を題材としたアニメをテーマにイベントを実施する。	完了
112	キッズフェスタ事業	商店街に隣接する市民広場で子供たちを主役としたイベントを実施。歴史、伝統産業を紹介し体験してもらうことで高山の魅力を感じてもらう事業	完了
113	飛騨高山街コン事業	中心市街地の飲食店を移動しながら、若者の出会いの場を提供するとともに、まちのにぎわいを創出する事業	完了
114	飛騨高山あんきな街なか講座事業	中心市街地の商店主を講師として各店舗で行うゼミを開催する。個店の魅力を伝え、店主とゼミ参加者が顔見知りとなることでリピーターを増加させる事業	実施中
115	飛騨高山納涼夜市	宮川水辺ふれあい公園において屋台を設置し飲食等の提供を行う。	完了
116	飛騨高山まちなみコンサート	中心市街地の広場、施設、商店街イベントとの共催事業として年5回～6回実施	完了
117	安川商店街PR事業	商店街アーケードに設置してある屋外放送を利用して、商店街のPR情報のほか、観光情報等を流すことにより販売促進と回遊性の向上を図る。	完了
118	小売店舗の適正配置指針の見直し	中心市街地区域内で1,000㎡以上の小売店舗を建設する場合は、高山市中心市街地活性化協議会の意見を求めること等を定めた指針の見直しを、必要に応じ行う。	完了
119	商店街の望ましい在り方についての検討	商店街について、市民を対象としたニーズ調査、商業機能の現況調査や分析などを行い、今後の商店街の在り方について検討する。	実施中
120	まちのにぎわい創出整備事業	中心市街地の賑わい創出につながる施設や設備等の整備に助成する。	完了

	事業名	事業内容	状況
121	おもてなし環境整備事業	国内外の観光客の多様なニーズに対応し、地域の魅力ある観光地づくりを進めるため、市内の宿泊施設や飲食店等が行う受入環境の整備に助成する。	完了
122	まちの魅力アップ応援事業	商店街等のまちづくり計画に基づいた店舗改修や家賃に対して補助する。また、まちづくり計画の策定に協力する。	実施中

オ 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進

	事業名	事業内容	状況
123	自転車利用の促進	環境にやさしく、健康にも良い自転車利用の促進を図る。	実施中
124	中心市街地における公共交通の利便性の向上	のらマイカー及びまちなみバスの運行	実施中
125	高山駅周辺整備関連施設における移動円滑化の促進	駅前広場、自由通路、駅舎など高山駅やまちなかの関連施設の整備に合わせて、高齢者や障がい者などが移動しやすい環境を整備する。	完了
126	臨時駐車場対策事業（特定日シャトルバス運行）	中心市街地に自動車が集まる特定日に郊外の駐車場と中心市街地を専用バスで結ぶ。	実施中
127	J R 高山駅舎建替事業	自由通路と一体となりバリアフリーに配慮した橋上駅舎として整備する。	完了

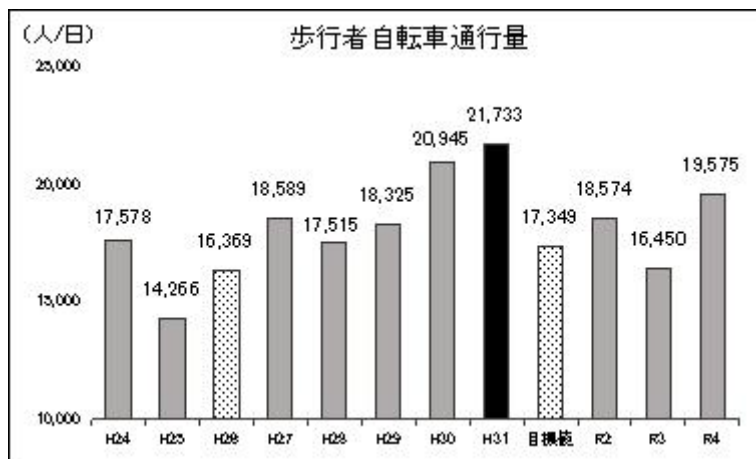
(3) 旧基本計画に掲げた指標の達成状況

旧計画に掲げた指標の達成状況は、次のとおりとなっている。

目標	指標名	基準値	目標値（H31）	実績値（H31）
住みやすいまち	中心商店街 歩行者自転車通行量	16,369人/日（H26）	17,349人/日	21,733人/日
にぎわいのあるまち	中心商店街 営業店舗数	365店舗（H25）	371店舗	357店舗
やさしさに あふれるまち	公共施設利用者数	349,081人/年（H25）	370,354人/年	296,369人/年

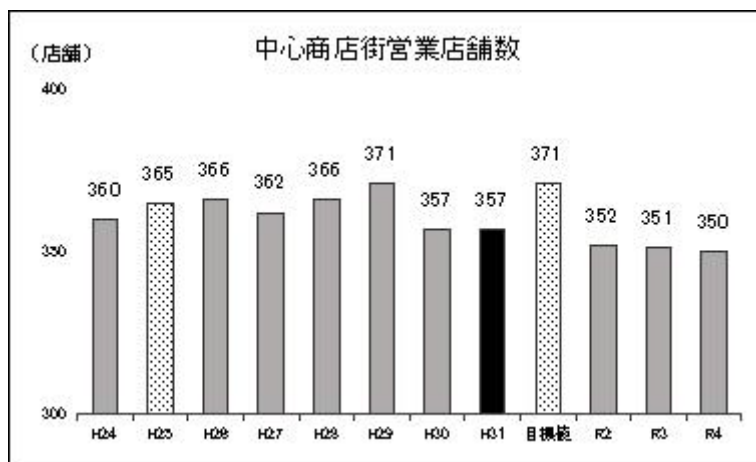
① 中心商店街歩行者自転車通行量

交流広場にぎわい創出イベント事業についてはイベント開催回数が、外国人対応おもてなし拠点施設整備事業については施設利用者数が見込んでいた数値を下回ったことから、期待していた効果が発現しなかったものの、旧森邸等整備事業による新たな観光スポットの創出や、駅東口駐車場整備事業などによる高山駅周辺の利便性向上が通行量の増加に寄与し、目標を達成した。



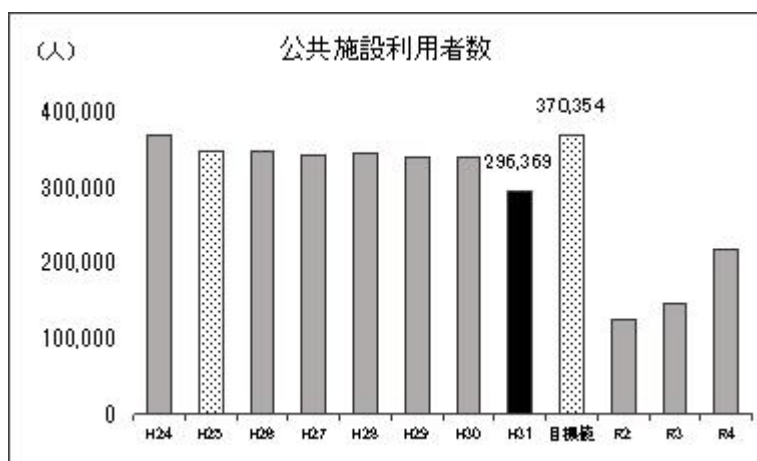
② 中心商店街営業店舗数

中心商店街の営業店舗数の増加に向けた外国人対応おもてなし拠点施設整備事業は予定どおり完了し、「イータウン飛騨高山」として供用開始したものの、施設利用者の伸び悩みにより営業店舗数が維持できず、見込んでいた店舗数を下回った。空き店舗活用促進事業については、民間事業者による空き店舗活用事業の活発化により、当該事業の実施よりも民間主体による店舗開業を優先したため実績を得ることができなかった。さらには、経営者の高齢化等に伴う廃業のペースが新規開業よりも上回り、実績値が基準値よりも下回ってしまったため、目標は達成できなかった。



③ 公共施設利用者数

公共施設利用者数の向上にむけた高山駅東西線（自由通路）整備事業については、予定どおり完了し、駅東地区から駅西地区への移動の利便性は飛躍的に向上したものの、高山駅西地区に立地する二つの公共施設の利用者数については、それぞれ施設自体の課題により減少傾向にある。自由通路の整備効果は確実にあったと考えられるが、施設利用者数は基準値を下回ってしまったため、目標は達成できなかった。



(4) 定性的評価

前基本計画のフォローアップ（令和2年5月）においては、中心市街地活性化協議会から、今後必要な取り組み等について意見が出された。

- ・高齢者が元気で生き活きと生活できるよう、高齢者が集う施設を、空き店舗活用事業によりもっと増やすべきである。子育ての親子と高齢者の交流ができるよう検討してほしい。
- ・今後は、商業の後継者の問題や高齢化に伴う住み易さや安全が保たれることへの対策がさらに必要である。
- ・中心市街地の活性化を図るには、未来を元気にする人材の育成が肝要であり、長期的な視点に立って、若者がUターン就職して働ける職場をつくる必要がある。
- ・高山駅前通りの無電柱化及び美装化の推進や宮川人道橋（行神橋）、宮川左岸賑わい創出施設（大政）、若者等活動事務所（村半）などの活用によって、中心市街地全体における回遊性の向上と賑わいの創出を図っていく必要がある。
- ・老朽化の進んでいる市民文化会館に代わる新たな施設整備を検討し、駅西地区の更なる活性化を目指す必要がある。
- ・商業環境の改善策としては、空き店舗活用事業をより実効性の高い取り組みとするための検討を進めるほか、商工会議所・まちづくり会社・その他関係団体等との連携による事業承継への課題を抱える事業者に対する支援等の推進が必要である。

[5] 中心市街地活性化の課題

課題1 少子化、高齢化による人口の減少

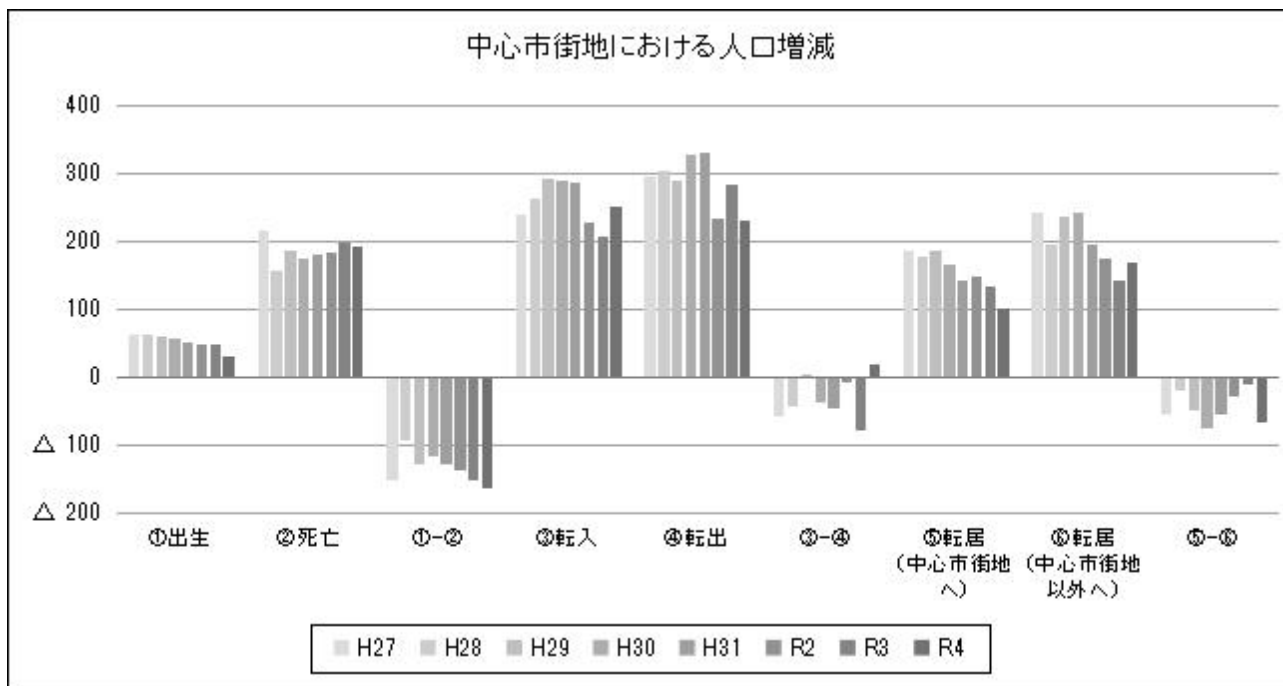
本市を訪れる観光客が増加する一方で、中心市街地における人口は、急速な少子高齢化の進行に加え、中心市街地・区域外への転居者数が区域内への転居者数を上回る状況であり、自然減とともに社会減が続いている。

高山祭に代表される歴史的資産は、屋台組をはじめとする地域住民の誇りと努力によるものであり、まちづくりの原点ともいえるが、中心市街地における人口減少は、本市にとって貴重な財産である祭り文化の継承すら危ぶまれる状況を生み出している。また、空き家・空き店舗・空き地が増えることで美しい町並み景観は乱れ、「心のふるさと」「古都」といわれる本市のイメージ喪失につながる恐れもある。

加えて、若年層・中年層の後継者世代が都市部及び郊外に転居するなどの影響により中心市街地における少子高齢化も顕著なことから、町内会や子ども会の運営や、従来行われていた地域単位での文化活動や社会教育活動の存続が困難な状況にある。

伝統文化の継承と地域コミュニティの維持のためには、まちなかへの居住を促進し、人口減少の抑制を図っていくことが必要である。

- 中心市街地の人口 10,648 人 (H25) → 8,649 人 (R5)
- 中心市街地の高齢化率 39.1% (H25) → 44.1% (R5)



資料：高山市「住民基本台帳」

課題2 一部の観光地への観光客の集中

本市を訪れる観光客は、コロナ禍以前より一部の観光地に集中しており、観光地から離れた商店街の衰退や、まちなかの交通渋滞の発生につながっている。

高山のまちなかの魅力は「400年の歴史からなる通りの文化」にあり、古い町並、街道、寺院群、朝市通り、商店街などを回遊してはじめて魅力を実感できる場所であるが、その機能が十分に発揮されていないのは、結節点や案内機能が不十分であったり、人が集い交流する場が不足していることが主な要因といえる。

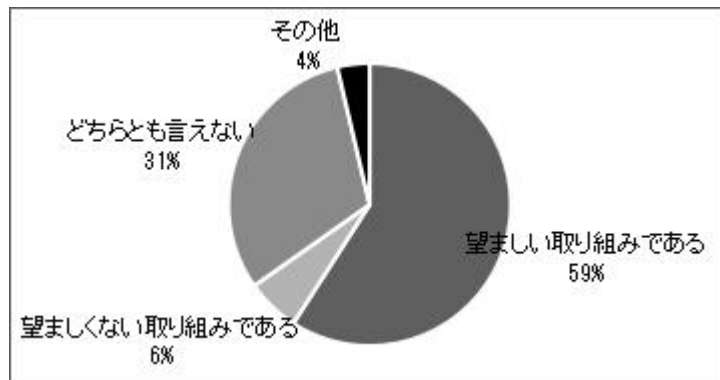
また、観光客の集中は、そこに暮らす人々の生活にも影響を及ぼしている。ごみのポイ捨てや騒音、狭い道を大型バスが通ることによる危険性などは、住む場所としての魅力の喪失にもつながっている。

住民の暮らしを守り、オーバーツーリズムによる観光客の満足度の低下を避けるためにも、さらなる回遊性の向上や、商店街・誘客施設等の魅力の向上、市街地への車両の流入対策を行う必要がある。

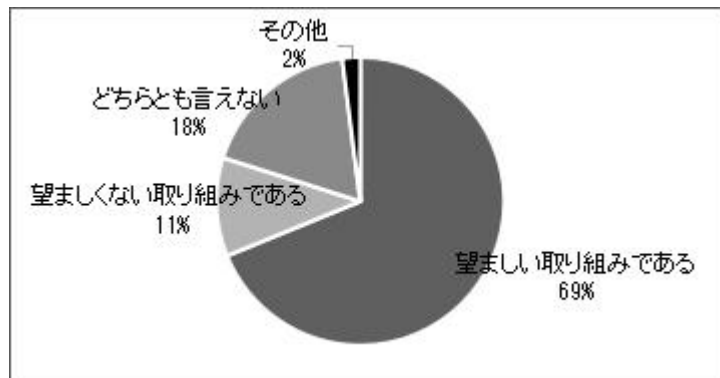
● 歩行者自転車通行量（R4 平日、休日）

本町通り（北） 977 人、2,185 人 さんまち通り 6,725 人、11,740 人

調査① パークアンドライド・パークアンドウォークの取り組みについてどう思うか



調査② 中橋付近での普通車等の流入を抑制し、安全で歩いて楽しめるまちづくりを検討していくことについてどう思うか



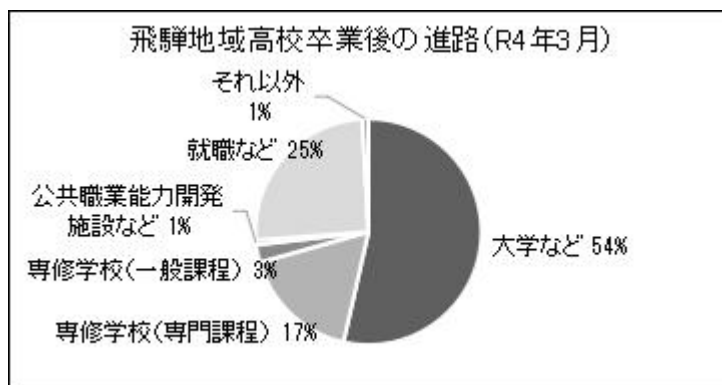
資料：高山市駐車場整備計画（R3 市民アンケート調査）

課題3 進学による市外への若者の流出

飛騨地域には、高校卒業後に進学する大学や専修学校がほとんどなく、進学する若者の多くは飛騨地域外へ転出している。また、大学などを卒業した後、都市部の企業に就職する若者が多い状況が続いている。この状況が続くと、人口減少と少子高齢化が加速し、地域や伝統、産業の担い手が減少するだけでなく、高山市の活力や魅力の低下につながることを懸念される。

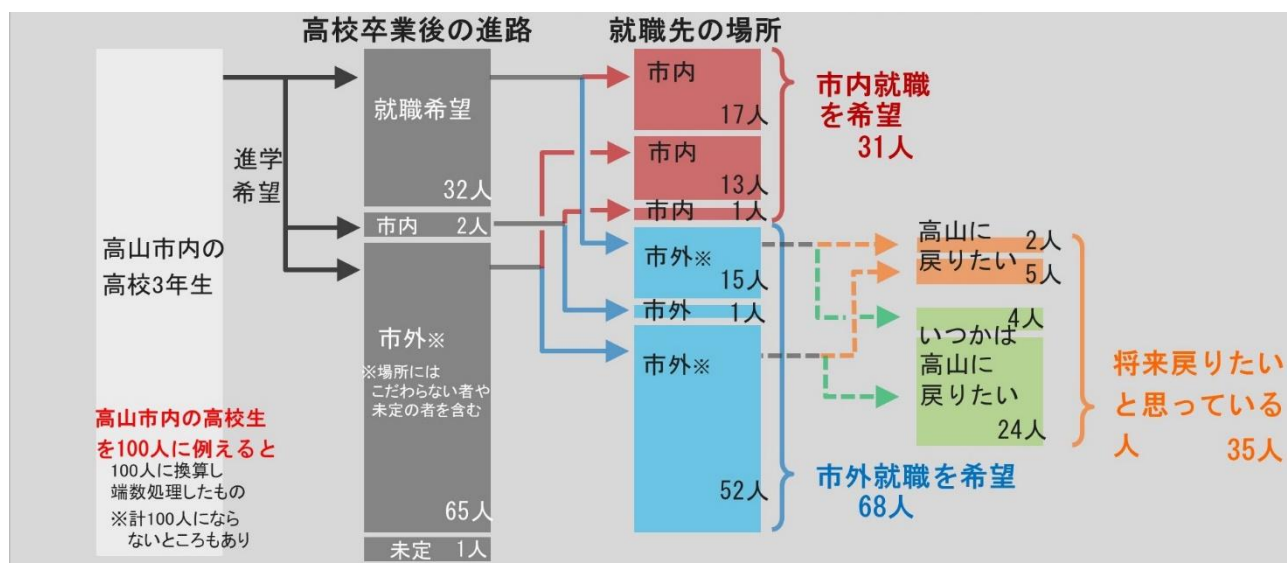
これからも魅力ある高山市を維持・発展させるためには、市内で就職・活躍する若者の存在が不可欠であることから、進学等で一度は本市を離れたとしても将来は戻りたいと思ってもらえるよう、市内で働く魅力の向上や市内での生活を支援することが必要である。

- 飛騨地域高校卒業後の進路（R4） 飛騨地域外への進学率 約7割
- 高校生の地元就職の意向調査（H30） 市内の高校生を100人に例えると
→将来高山市に戻りたいと思っている人 35人



資料：文部科学省：学校基本調査

○高校生の地元就職の意向



資料：高山市第八次総合計画見直しのためのアンケート
対象者：市内在住で飛騨地域の高校に通う3年生 847人
H30.8～10 学校を通じ配布回収 回収率：92.8%

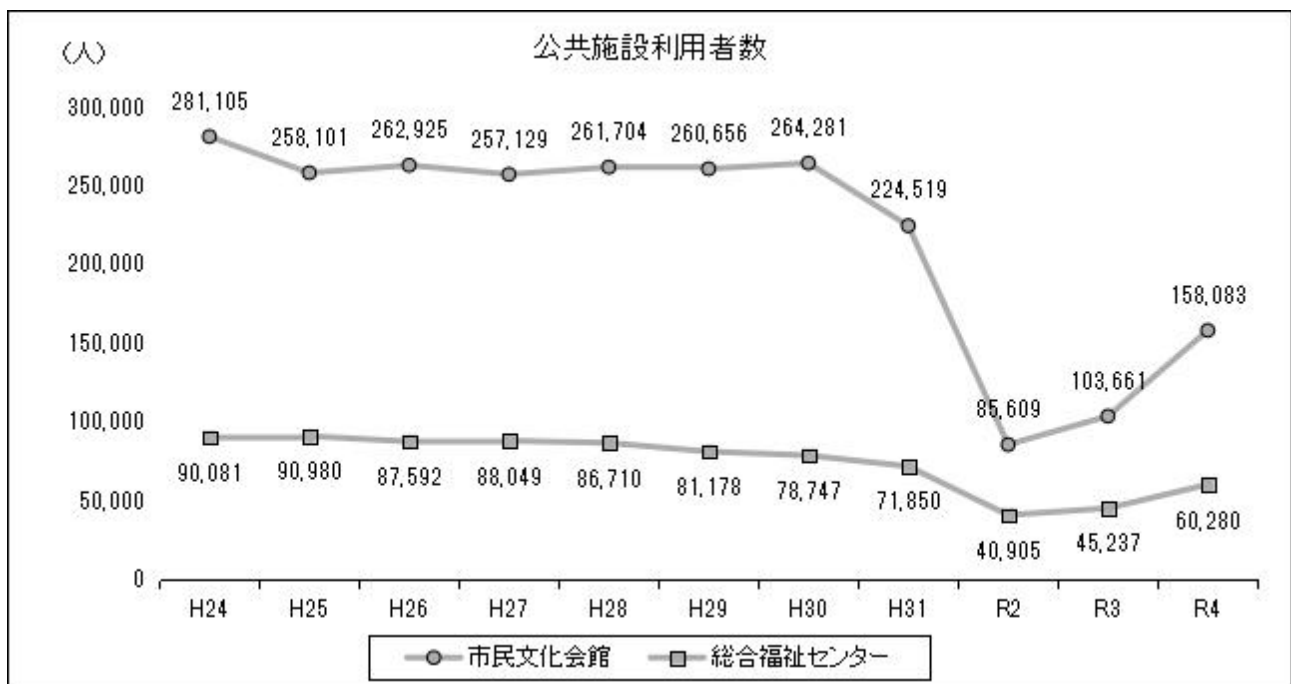
課題4 公共施設の老朽化

高山駅西地区における市の公共施設には市民文化会館と総合福祉センターがあるが、いずれの施設も老朽化が進んでおり、特に市民文化会館は設備の老朽化に加え、非構造部材の耐震化の必要性や、舞台への機材搬入などの課題や情報通信技術の導入などに対応する必要があるため、他施設との複合化や多機能化を基本とした新施設の整備が必要である。

その一方で、機能を集約することにより、施設利用者の集中による施設周辺の交通渋滞や利用制限・自粛など、利便性の低下や事業・活動の停滞を引き起こす可能性があることから、施設の配置にあたっては、利便性の追求とあわせて、人の流れの誘導や導線の整備、施設外への波及効果（面的なにぎわい創出）などを考慮する必要がある。

新施設の整備により、誰もが気軽に立ち寄ることができる場や機会を創出し、中心市街地への来訪意欲を促進することが求められている。

- 市民文化会館利用者数 281,105 人 (H24) → 158,083 人 (R4)
- 総合福祉センター利用者数 90,981 人 (H24) → 60,280 人 (R4)



資料：高山市生涯学習課、福祉課

[6] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）

(1) 基本的な考え方

人口減少や少子高齢化が進むなか、広大な市域を有する本市においては、様々な生活サービス、コミュニティ機能、地域産業等を維持し、持続可能な都市づくりをすすめる必要がある。

持続可能な都市づくりをすすめる上では、人口、商業・業務、観光、交通、歴史・文化資源、行政機能等が集中し、「まちの顔」となっている中心市街地が重要な役割を担うこととなるが、現在は人口減少や少子高齢化に加え、郊外への人口流出、公共施設の老朽化、空き家・空き店舗の増加などにより地域コミュニティの維持や賑わいの創出という面において多くの課題を有している。

本市の中心市街地は、高山駅東地区においては、古い町並や商店街などを有し、国内外から多くの観光客が訪れる地区となっており、高山駅西地区においては、市民利用を主目的とする公共施設や商業施設を有する地区となっている。

中心市街地の課題解決を図るためには、高山駅東西が相互の魅力や機能を高め、地区間の周遊性や連動性を向上させるため、高山駅東西の地区の役割を明確にしたまちづくりをすすめる必要がある。駅東地区においては、先人たちが守り育んできた固有の歴史・文化や美しい町並景観の維持・発展、質の高い商業空間の創出、様々な世代にとって快適な住環境の形成、車両流入抑制など市民生活と調和を図りながら、宮川河川軸を中心とした国道158号以南の上町周辺だけでなく、国道158号以北の下町周辺においても市民や観光客が歩いて楽しめるまちづくりを地域と協働してすすめていくことが重要となっている。駅西地区においては、利便性の高い住環境の形成に加え、交通の利便性を活かした多様な交流など市民生活に主眼をおいたまちづくりが重要となっている。

以上のことをふまえ、中心市街地におけるまちの魅力・価値の向上を図り、市民はもとより世界各国・全国から多くの人々が集い、居住人口及び交流人口が増加するとともに、若者等が生き生きと働き挑戦できるまちを目指すため、3つの中心市街地活性化の方針を位置づけ、目指す中心市街地の都市像を「誰もが暮らしたい、訪れたい、チャレンジしたいまち」とする。

(2) 基本方針

中心市街地の活性化の基本的な考え方をふまえ、活性化に向けた基本方針を次のとおりとする。

基本方針1 誇りに思える「暮らしたいまち」づくり

住む人やこれから住む人がこれまで受け継がれてきたまちの歴史・文化や景観などを生活の中で誇りに感じられ、安全・安心・快適に過ごすことのできる住環境を形成することにより、「まちの顔」である中心市街地で暮らしたいと思えるまちづくりを推進する。

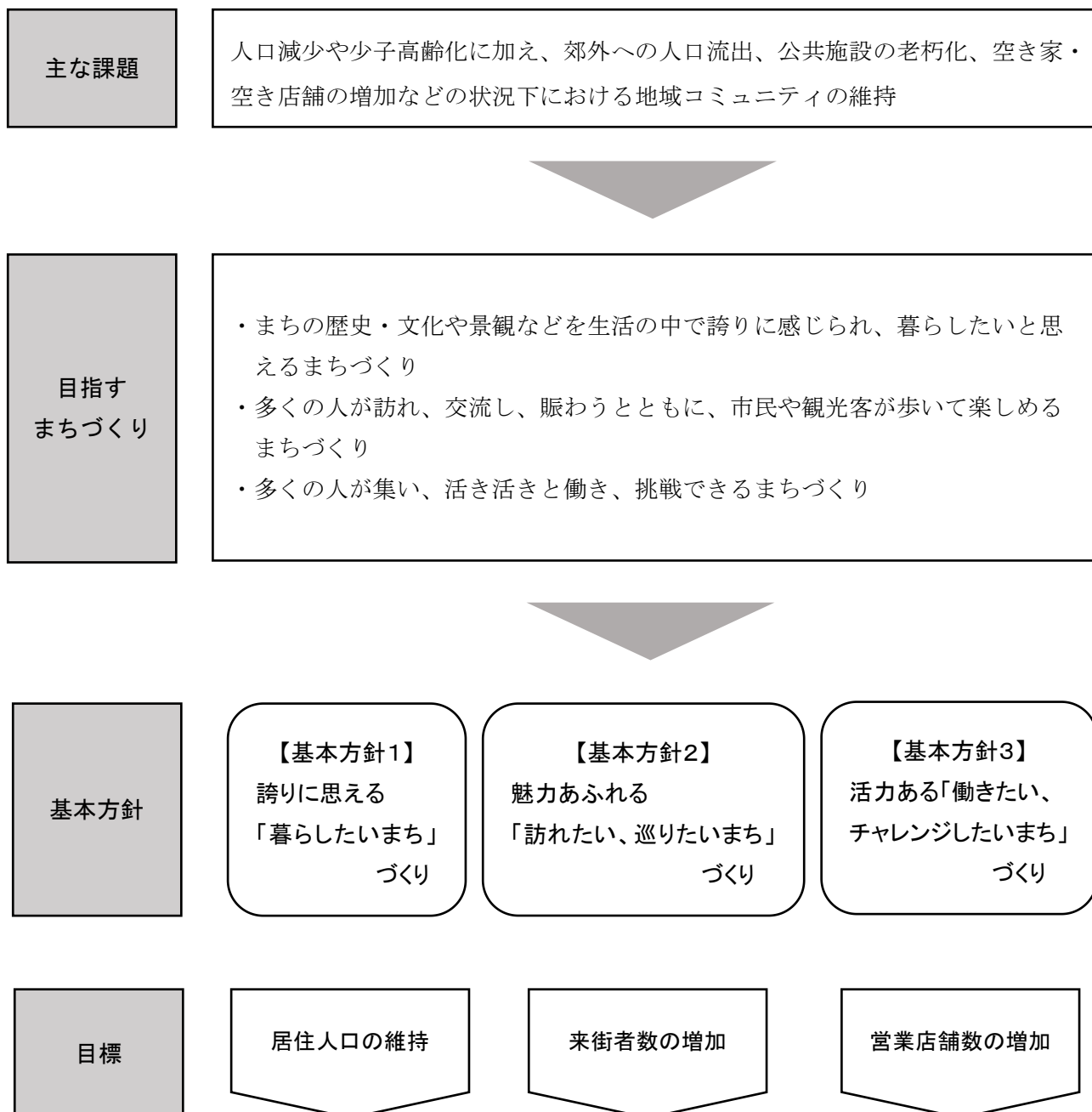
基本方針2 魅力あふれる「訪れたい、巡りたいまち」づくり

商業や居住、歴史、文化、芸術、景観、癒しなど、まちなかに混在する多様な機能の維持・発展を図ることにより、生活感のある魅力的な都市空間の形成を図り、多くの人々が訪れ、交流し、賑わうとともに、市民や観光客が歩いて楽しめる空間形成と利便性の高い交通体系の連動により、まちなかの交通混

雑の解消が図られ、回遊性の向上や滞在時間の延長がもたらされるまちづくりを推進する。

基本方針3 活力ある「働きたい、チャレンジしたいまち」づくり

これまでまちの賑わいを創出してきた商いの継承と新たな産業の誘致・創出などを図り、若者の起業・創業支援や自主的な活動の支援などにより、多くの人が中心市街地へ集い、活き活きと働き、挑戦できるまちづくりを推進する。



目指す中心市街地の都市像
誰もが暮らしたい、訪れたい、チャレンジしたいまち

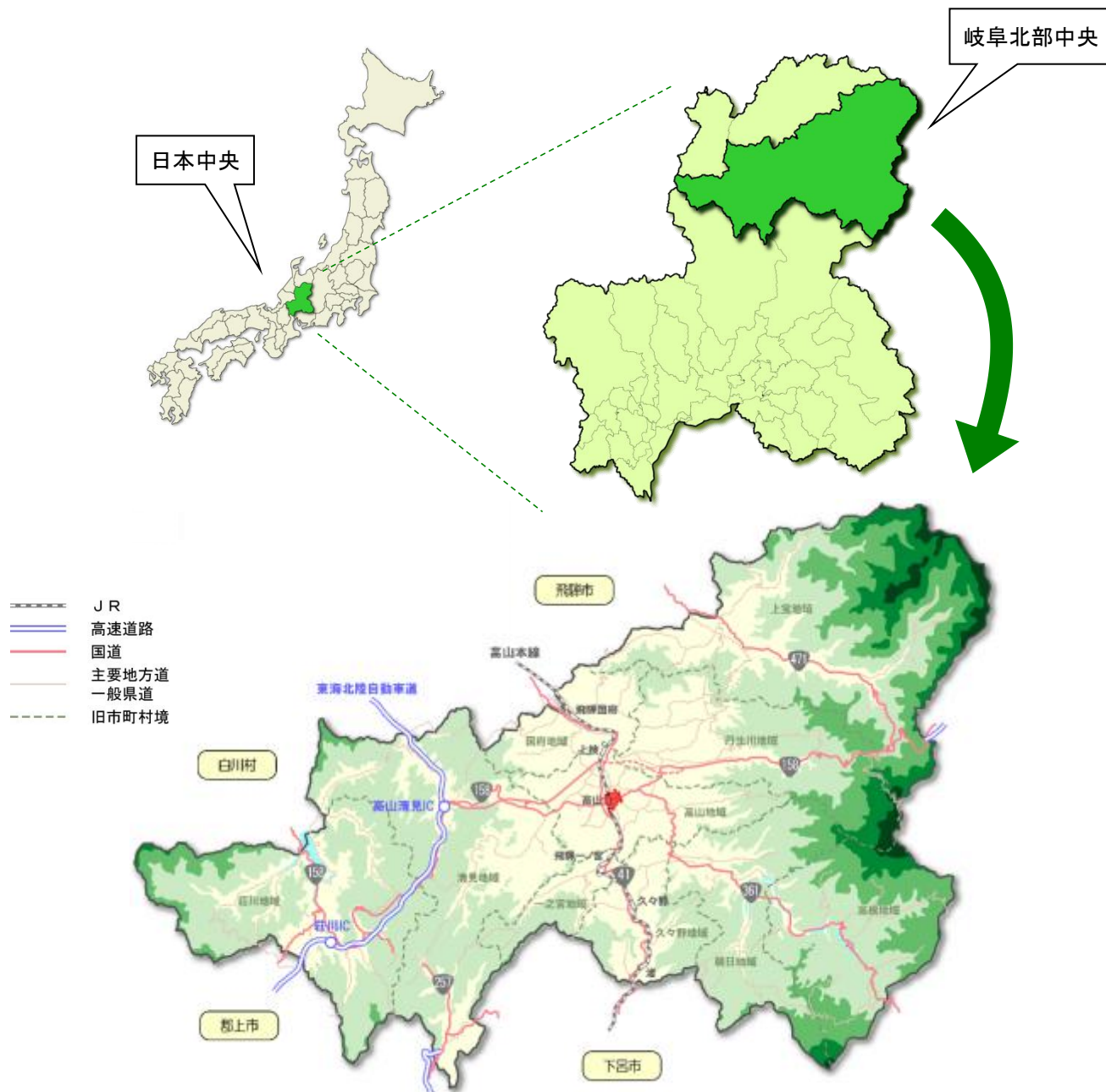
2. 中心市街地の位置及び区域

[1]位置

本市は岐阜県の北部中央に位置し、平成17年2月の合併により、面積2177.61㎢と日本一広い市域となった。

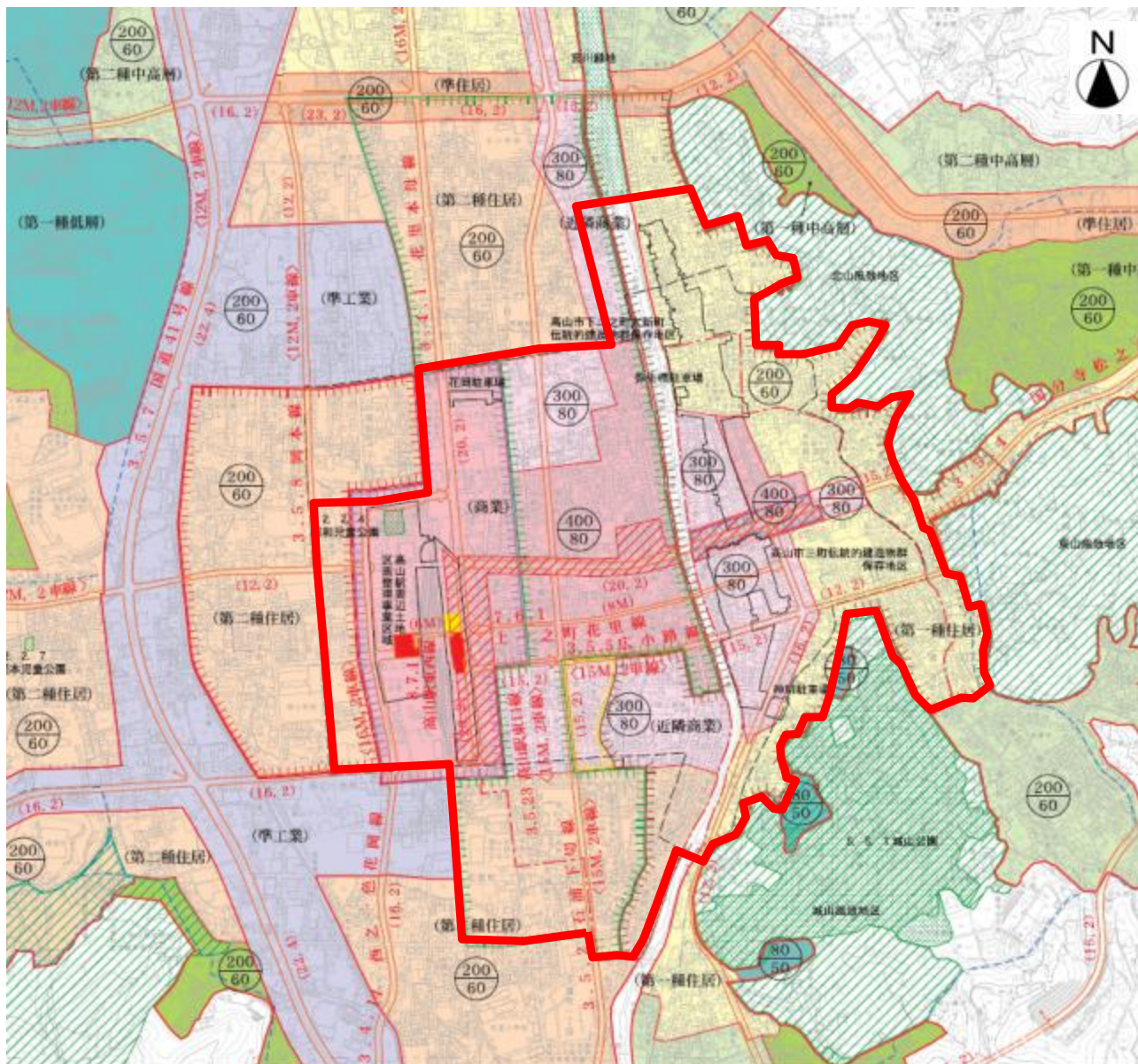
本計画に定める地区は本市のほぼ中央に位置するとともに、近世、飛騨を領国した金森氏が東西南北のすべての街道を城下町に引き込んでおり、現在にわたり飛騨地方の政治、経済、文化、交通の中心としての役割を担っている。また、城下町として栄えた地域は、歴史文化資源が色濃く残っており、国内外より多くの観光客が訪れる観光地として本誌の経済活動の拠点となっている。

中心市街地は本市の顔であり、歴史的な文化資源が数多く残る地区、鉄道やバスといった公共交通の拠点である高山駅周辺地区を含む地区を中心市街地とする。



[2]区域

歴史・文化資源が数多く残り観光客で賑わう地区、鉄道やバスなどの公共交通の拠点となっており、市民利用を主目的とした公共施設や商業施設を有する高山駅西地区を含む高山駅周辺地区、城下町と高山駅との間に位置する商業集積地区を基本とし、中心市街地に必要な都市機能を含む約 177ha を計画区域とする。



〔3〕中心市街地の要件に適合していることの説明

(1) 第1号要件

当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。



本市の中心市街地の面積は 177ha と全市域の 0.08%に過ぎないが、そのエリア内に約 15%の小売店舗が集積しているほか、市役所や合同庁舎、図書館などの公共施設も数多く立地していることから、第1号要件に適合する。

【小売商業者の集積状況】

本市の小売業を見ると、店舗数では全市の 14.8%、従業者数では全市の 8.3%が中心市街地に集積している。また、年間商品販売額は 4.6%となっている。

区分	中心商店街	市全体	割合
店舗数（店）	168	1,132	14.8%
従業者数（人）	478	5,793	8.3%
年間商品販売額（百万円）	5,079	110,960	4.6%

資料：高山市の商業、H26 経済センサス-活動調査

【都市機能の集積状況】

本市の中心市街地には、公共施設や文化施設、医療福祉施設などの都市機能が集積しており、公共施設は法務局や裁判所など様々な国の出先機関や、市役所本庁舎などの主要な行政施設が立地している。また、文化施設として市民文化会館や高山市図書館、医療福祉施設として高山赤十字病院や総合福祉センターが立地している。

区分	施設名称
行政施設	市役所本庁舎、裁判所、拘置所 合同庁舎（税務署、検察庁、法務局、公共職業安定所、自衛隊）
文化施設	市民文化会館、高山市図書館
医療福祉施設	高山赤十字病院、総合福祉センター

(2) 第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。

本市の中心市街地は市全体と比較しても高齢化がいち早く進行しており、歩いて暮らせるまちづくりが急務となっていることに加え、小売店舗数や従業者数も郊外大型集客施設などの立地等により減少が続くなど、経済活力の維持に支障を生じるおそれがあることから、第2号要件に適合する。

【中心市街地の人口動向】

本市の中心市街地の人口は近年、減少傾向にあり、全市を上回るペースで人口減少が進んでいる。それに加えて特に高齢化率が高く、市全体と比較して約10%も高い水準で高齢化が進んでいる状況にある。

区分		H25	H27	H29	R1	R3	R5
総人口（人）		10,648	10,338	9,963	9,551	9,068	8,649
65歳以上人口（人）		4,168	4,255	4,190	4,131	3,972	3,817
高齢化率（%）		39.1	41.2	42.1	43.3	43.8	44.1
（参考） 市全体	総人口（人）	92,328	90,904	89,328	87,740	85,649	83,461
	高齢化率（%）	28.5	30.4	31.5	32.3	33.1	33.6

資料：高山市住民基本台帳（各年10月1日現在）

【中心市街地の小売業の状況】

本市の中心市街地における小売業は年々縮小傾向にあり、平成16年から平成24年の間に、店舗数は約25%、従業者数と年間商品販売額は約30%減少した。（平成24年までと平成26年は、集計対象範囲の変更があったため、接続しない。）

これは、中心市街地の周辺地域に大規模小売店舗が出店したことや、オンラインショッピングの普及が主な要因であると考えられる。

区分	H16	H19	H24	H26
店舗数（店）	362	348	271	168
従業者数（人）	1,216	1,060	839	478
年間商品販売額（百万円）	13,145	11,216	9,014	5,079

資料：高山市の商業、経済センサス-活動調査

(3) 第3号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。

本市は平成 17 年の市町村合併により、10 市町村が一つの市となり、非常に広範囲な市域に居住区域が点在するとともに、数多くの公共施設や道路などのインフラ施設を有している。このことから、高山市都市基本計画においては、持続可能な都市づくりをすすめるために「コンパクトな拠点をネットワークで結ぶ都市構造」の構築を目指している。そのコンパクトな拠点の核ともなる中心市街地を活性化させることは、支所地域を含めた市全域の活性化に寄与するだけでなく、生活圏を一体とする周辺市村の発展にも有効かつ適切であり、第 3 号要件に適合する。

【高山市都市基本計画】

今後の都市づくりにおいては「コンパクトな拠点をネットワークで結ぶ都市構造」の構築を目指すこととし、地域における交通結節点であり公共施設等が集積するエリアを「都市活動拠点」に設定している。そのうち市全体の中心部（市街地中心部）を「都市拠点」、支所地域における生活や交通等の拠点を「地域拠点」と位置付け、都市拠点と地域拠点をネットワークで結ぶことにより、持続可能な都市づくりに取り組んでいる。

また、都市拠点のうち、J R 高山駅を中心とした多様な都市機能が集積する区域を中心商業業務区域と位置付け、各地域や他都市とのアクセス向上等を方針として掲げており、「都市拠点」である中心市街地を活性化させることは、支所地域を含めた市全域、周辺市村の発展にも有効性がある。

図 目指すべき都市構造のイメージ



3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標及び目標指標

高山市第八次総合計画に掲げた将来像「人・自然・文化がおりなす 活力とやさしさのあるまち 飛騨高山」を感じられる中心市街地の構築を目指して、次の方針に基づく取り組みを計画的に推進するとともに、方針ごとの目標及びその達成状況を図るための目標指標を設定し、定期的にフォローアップを行うことで確実な事業実施へとつなげる。

基本方針	目標	目標指標
1 誇りに思える 「暮らしたいまち」づくり	居住人口の維持	中心市街地への 転入・転居者数
2 魅力あふれる 「訪れたい、巡りたいまち」づくり	来街者数の増加	歩行者通行量
3 活力ある 「働きたい、チャレンジしたいまち」づくり	営業店舗数の増加	中心商店街 営業店舗数

[2] 計画期間の考え方

本計画の計画期間は、令和6（2024）年4月から令和11（2029）年3月までの5年間とする。

令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
計画期間（5年間）				

〔3〕 基本方針ごとの目標指標及びフォローアップの考え方

(1) 基本方針1 誇りに思える「暮らしたいまち」づくり

「誇りに思える『暮らしたいまち』づくり」の効果を検証するために、「居住人口の維持」を目標として設定する。また、目標指標を、高山市住民基本台帳における各年度の「中心市街地への転入・転居者数」とする。

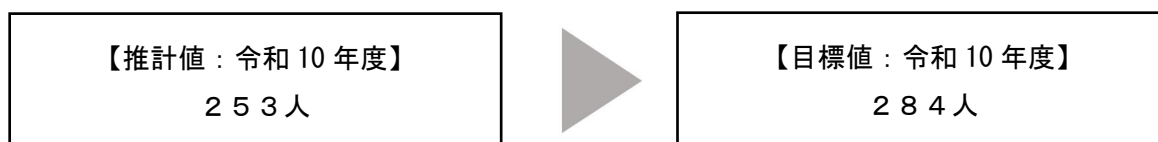
目標指標名	基準値 (令和4年度)	推計値 (令和10年度)	事業による 増加数	目標値 (令和10年度)
中心市街地への 転入・転居者数	353 人	253 人	31 人	284 人

① 推計値の算出

本指標については、平成27年度以降の高山市住民基本台帳の異動人口の実績値から、中心的な分布傾向を基に回帰直線を描くトレンド関数を用いて、特段の方策を講じない場合の将来推計値を算出する。

② 目標値の設定

計画の掲載事業により見込まれる具体的な成果を推計値に積み上げて、目標年度における目標値を定める。



【目標値の積算】

積算根拠	数値
ア 若者地元就職支援補助金	21 人
イ 空き店舗等活用支援事業	4 人
ウ 結婚新生活支援補助金	6 人
エ 「飛騨高山暮らし案内人」制度の運営	—

ア 若者地元就職支援補助金による効果（実施時期：R5～）

市内就職する若者を対象とした奨励金の支給及び市内のアパート等の契約時に必要な初期費用を助成する支援制度により、将来を担う若者の地元就職・定住を促進するとともに、若者の生活を支援することで、中心市街地への転入・転居者数が 21人 増加するものと見込まれる。

申請者 90 人（※1）×区域内居住者の割合 17%（※2）×世帯平均人数 1.4 人（※3）=21 人

※1 H29～R4 実施事業「若者定住促進事業（家賃補助）」の年間平均申請者数

※2 若者定住促進事業の申請者に占める中心市街地区域内居住者の割合

※3 R4 若者定住促進事業の受給者の世帯平均人数

イ 空き店舗等活用支援事業による効果（実施時期：R6～）

空き家・空き店舗を活用する所有者や居住者、事業者、商店街等に対し改修費・家賃等の支援を行うことにより、店舗兼用住宅の空き店舗部分を分離し貸し出すことや、1 階で小さな商いをして 2 階で暮らす職住一体のライフスタイルを促進することで、中心市街地への転入・転居者数が 4 人 増加するものと見込まれる。

申請者 2 人（※1）×世帯平均人数 2.0 人（※2）=4 人

※1 新規事業のため推計

※2 R5.3.31 中心市街地に含まれる町丁の人口/世帯数の平均

ウ 結婚新生活支援補助金による効果（実施時期：H31～）

市民が安心して結婚及び子育てできる環境を整備するため、経済的な支援を必要とする新婚世帯に対し住居費、リフォーム費用、引越費用を支援することで、中心市街地への転入・転居者数が 6 人 増加するものと見込まれる。

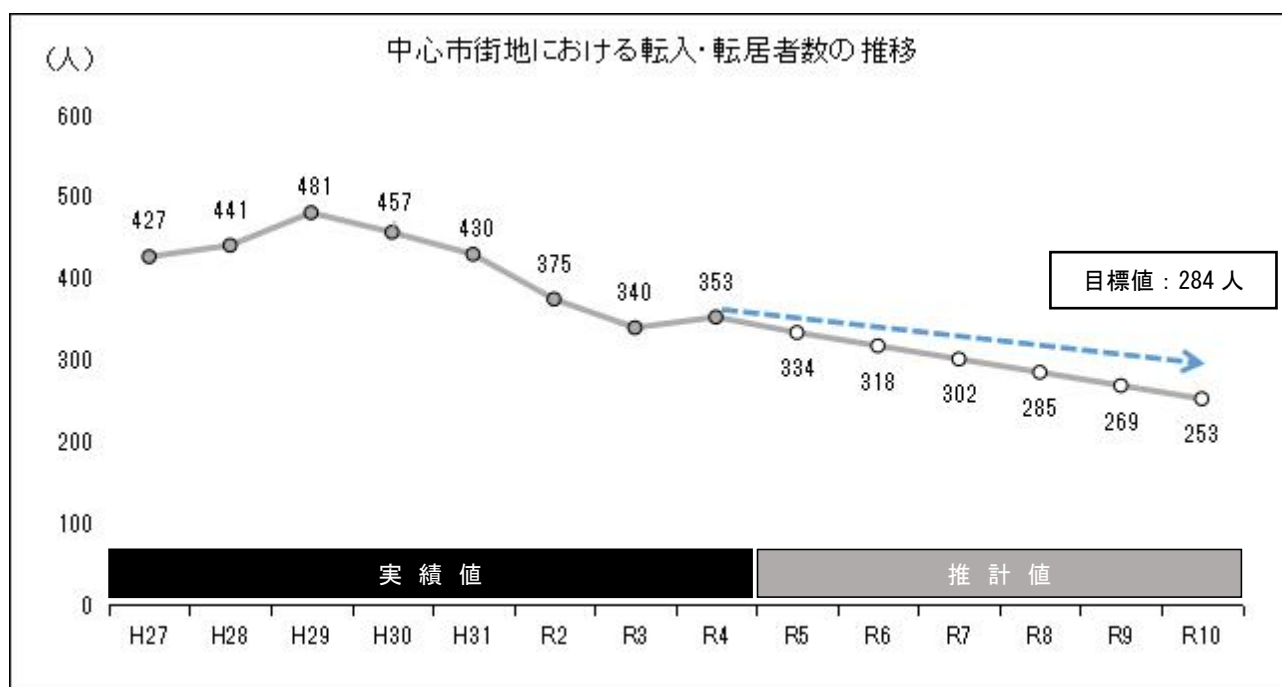
申請者 38 人（※1）×区域内居住者の割合 8%×世帯人数 2 人=6 人

※1 H31～R4 年間平均申請者数

※2 H31～R4 の申請者のうち、新居が中心市街地内の割合

エ 「飛騨高山暮らし案内人」制度の運営による効果（実施時期：R4～）

移住を希望する人が安心して移住を決断し、移住後も地域に溶け込みながら楽しく安定した生活ができるよう、移住コーディネーター「飛騨高山暮らし案内人」制度を運営し、移住経験者や地域の方からの相談支援を受けられる体制を構築して、移住者の定住につなげる。（積算数値なし）



③ フォローアップの時期及び方法

【フォローアップの時期】

本指標にかかる数値は、毎年度の高山市住民基本台帳の異動人口とし、各事業の進捗や目標値の達成状況についてのフォローアップを翌年度の4月～5月に行う。

【フォローアップの方法】

事業の進捗状況の評価から実績値に対する検証を行うが、各事業の効果以外の要素が認められる場合は別に分析する。

また、目標設定に用いた各事業の計測値を元に、目標設定における計算式により各事業の効果を算出し、その合計を事業による計算上の効果とすることで、実績値と比較検証する。

【事業ごとの計測値】

事業名	計測値
ア 若者地元就職支援補助金	本事業による申請者数
イ 空き店舗等活用支援事業	本事業による申請者数
ウ 結婚新生活支援補助金	本事業による申請者数

【フォローアップに基づく対応】

毎年、各事業の進捗及び目標値の達成状況を検証し、その検証結果を定期的に中心市街地活性化協議会に報告するとともに、必要に応じて事業の追加や事業内容の変更などの目標達成に向けた改善措置を講じる。

(2) 基本方針2 魅力あふれる「訪れたい、巡りたいまち」づくり

「魅力あふれる『訪れたい、巡りたいまち』づくり」の効果を検証するために、「来街者数の増加」を目標として設定する。また、目標指標を、A I 顔認識システムによる人流量計測（J R 高山駅観光案内所前、飛騨高山賑い交流館「大政」前、古い町並の3箇所）における「歩行者通行量」の各年度1日あたりの平均値とする。

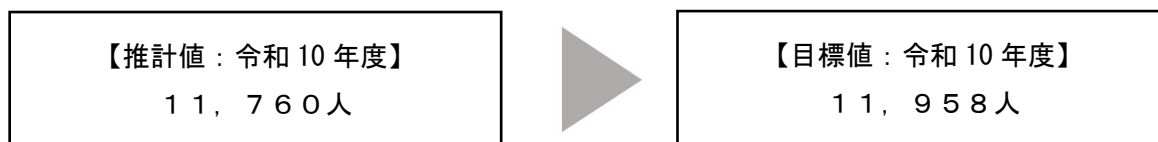
目標指標名	基準値 (令和4年度)	推計値 (令和10年度)	事業による 増加数	目標値 (令和10年度)
歩行者通行量	10,192人	11,760人	198人	11,958人

① 推計値の算出

本指標については、(株)まちづくり会社が毎年11月（平日、休日各1日）に実施している「歩行者通行量調査」の平成20年度から令和4年度までの実績値から、中心的な分布傾向を基に回帰直線を描くトレンド関数を用いて、令和4年度におけるA I 顔認識システムによる人流量計測の実績値を基準に推計値を算出する。

② 目標値の設定

計画の掲載事業により見込まれる具体的な成果を推計値に積み上げて、目標年度における目標値を定める。



【目標値の積算】

積算根拠	数値
ア 飛騨高山にぎわい交流館「大政」運営事業	24人
イ 市営駐車場市民割引事業（実証実験）	150人
ウ 車両流入抑制事業（自家用車割引）	24人

ア 飛騨高山にぎわい交流館「大政」運営事業による効果（実施時期：R4～）

R4年4月、コロナ禍の中オープンした「大政」において観光案内や周辺地域の情報提供等を行うことにより、下町エリアを中心とした中心市街地の回遊性向上と滞在時間の延長、賑わいが創出され、同時に商店街活性化支援事業（商店街等が実施するイベントやSNS・HP作成等に対する支援（実施時期：R6～））による、新たなイベント開催や広報の強化が、中心市街地への来街機会の創出につながり、歩

行者通行量が 24 人 増加するものと見込まれる。

$$87,798 \text{ 人} (\text{※1}) \times 10\% (\text{※2}) = 8,779 \text{ 人/年} \rightarrow \underline{24 \text{ 人/日}}$$

※1 R4 年間利用者数

※2 増加率推計

イ 市営駐車場市民割引事業（実証実験）による効果（実施時期：R6～）

中心市街地の中心にある市営駐車場について市民割引を実施することにより、市民の来街機会が増えることで、歩行者通行量が 150 人 増加するものと見込まれる。

$$50 \text{ 台} (\text{※1}) \times 1.5 \text{ 人} (\text{※2}) \times \text{往復} = \underline{150 \text{ 人/日}}$$

※1 新規事業のため推計（対象市営駐車場の1日あたりの平均空車台数）

※2 1台あたりの乗車人数推計

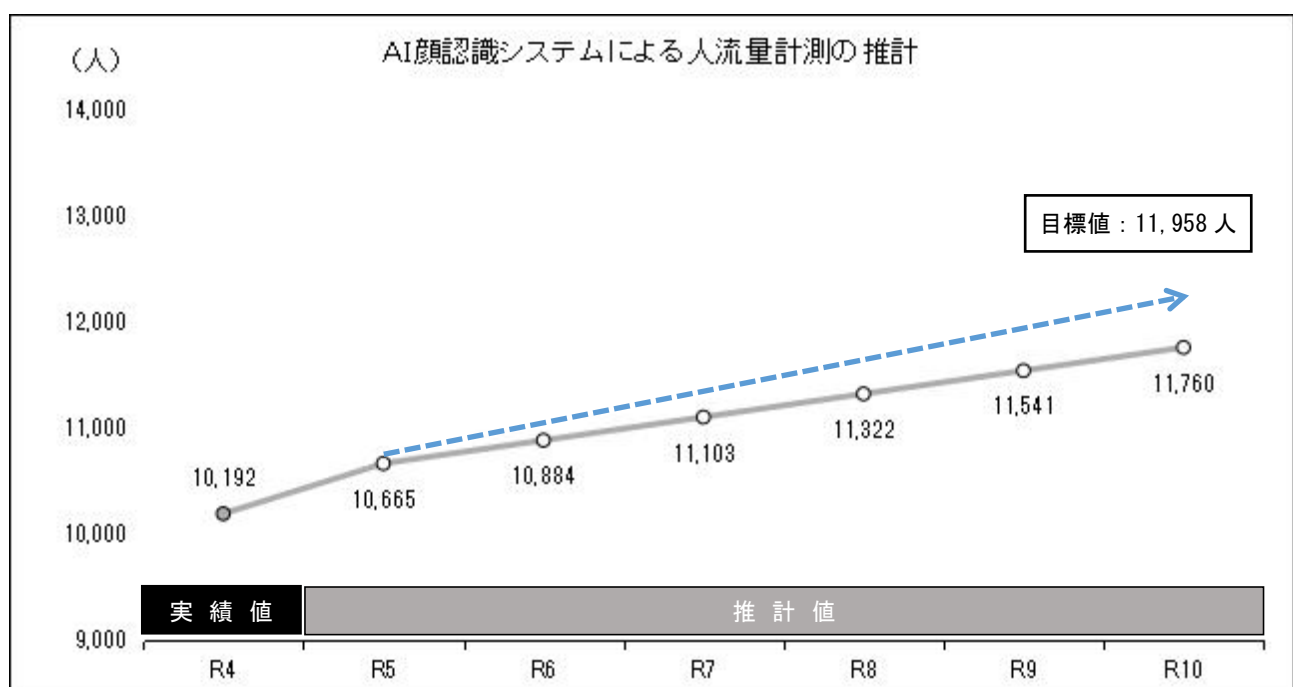
ウ 車両流入抑制事業（自家用車割引）による効果（実施時期：R2～）

市街地外縁部駐車場（天満駐車場・不動橋駐車場・高山駅西駐車場）に駐車し、観光特化型バス（匠バス）を利用した場合の駐車料金の割引（3時間無料・普通車のみ）を実施することで、歩行者通行量が 24 人 増加するものと見込まれる。

$$2 \text{ 台} (\text{※1}) \times 2 \text{ 人} (\text{※2}) \times \text{往復} \times 3 \text{ 箇所} = \underline{24 \text{ 人/日}}$$

※1 1日あたりの駐車料金割引見込み台数

※2 1台あたりの乗車人数推計



③ フォローアップの時期及び方法

【フォローアップの時期】

本指標にかかる数値は、A I 顔認識システムによる人流量計測結果とし、各事業の進捗や目標値の達成状況についてのフォローアップを翌年度の4月～5月に行う。

【フォローアップの方法】

事業の進捗状況の評価から実績値に対する検証を行うが、各事業の効果以外の要素が認められる場合は別に分析する。

また、目標設定に用いた各事業の計測値を元に、目標設定における計算式により各事業の効果を算出し、その合計を事業による計算上の効果とすることで、実績値と比較検証する。

【事業ごとの計測値】

事業名	計測値
ア 飛騨高山にぎわい交流館「大政」運営事業	本事業による利用者数
イ 市営駐車場市民割引事業（実証実験）	本事業による利用者数
ウ 車両流入抑制事業（自家用車割引）	本事業による利用者数

【フォローアップに基づく対応】

毎年、各事業の進捗及び目標値の達成状況を検証し、その検証結果を定期的に中心市街地活性化協議会に報告するとともに、必要に応じて事業の追加や事業内容の変更などの目標達成に向けた改善措置を講じる。

(3) 基本方針3 活力ある「働きたい、チャレンジしたいまち」づくり

「活力ある『働きたい、チャレンジしたいまち』づくり」の効果を検証するために、「営業店舗数の増加」を目標として設定する。また、目標指標を、(株)まちづくり飛騨高山が毎年実施している「営業店舗、空き店舗調査」の各年度における「中心商店街営業店舗数」とする。

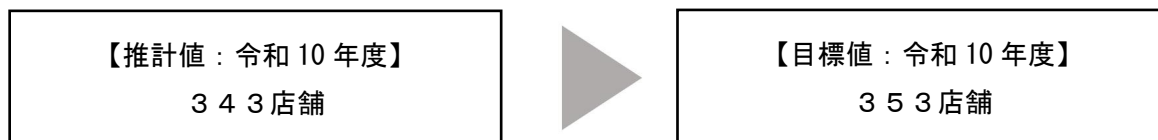
目標指標名	基準値 (令和4年度)	推計値 (令和10年度)	事業による 増加数	目標値 (令和10年度)
中心商店街 営業店舗数	350 店舗	343 店舗	10 店舗	353 店舗

① 推計値の算出

本指標については、(株)まちづくり飛騨高山が毎年実施している「営業店舗、空き店舗調査」のうち、中心商店街における営業店舗数の平成20年度以降の実績値から、中心的な分布傾向を基に回帰直線を描くトレンド関数を用いて推計値を算出する。

② 目標値の設定

計画の掲載事業により見込まれる具体的な成果を推計値に積み上げて、目標年度における目標値を定める。



【目標値の積算】

積算根拠	数値
ア 空き店舗等活用支援事業	10 店舗
イ 総合的な空き家、空き店舗活用促進事業	—

ア 空き店舗等活用支援事業による効果（実施時期：R6～）

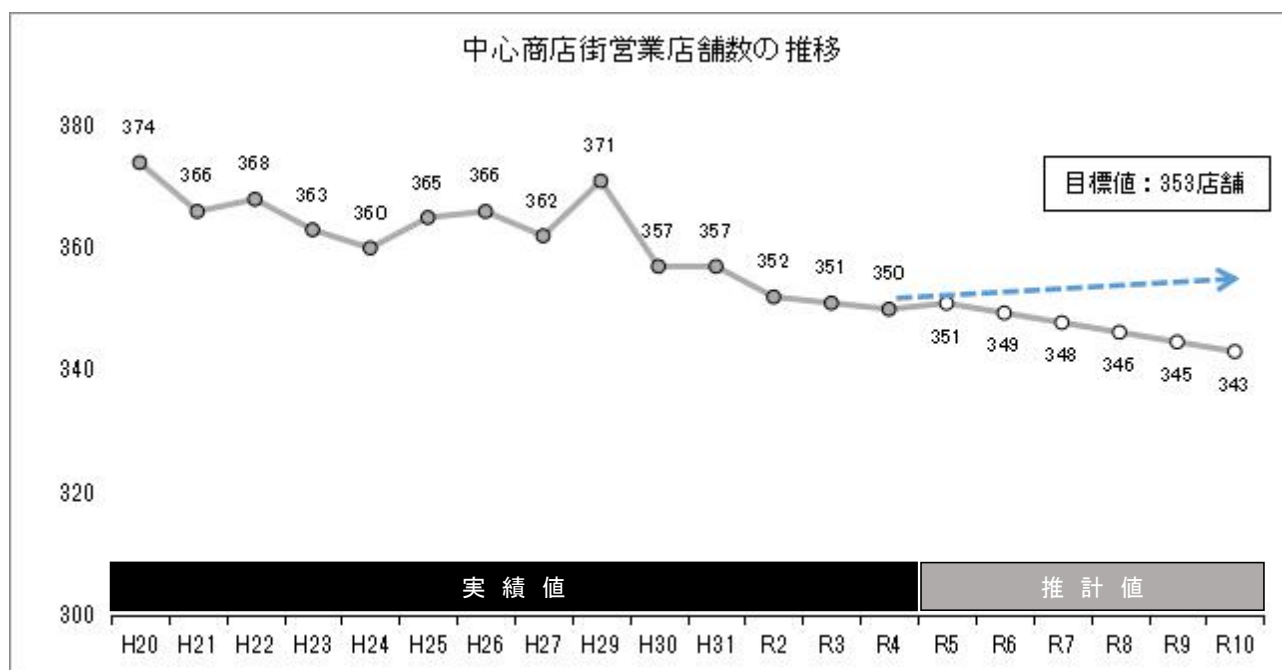
中心市街地の空き家・空き店舗を活用する所有者や居住者、事業者、商店街等に対し改修費・家賃等の支援を行うことで、中心商店街営業店舗数が毎年2店舗増加することが見込まれることから、5年間で10店舗増加するものと見込まれる。

申請者12件－廃業者10件（※1）×5年間＝10店舗

※1 店舗の入れ替わりを含む

イ 総合的な空き家、空き店舗活用促進事業による効果（実施時期：H27～）

中心市街地内の物件所有者に対する意向等の調査を行うとともに、中心市街地で新たに起業しようとする人や居住しようとする人などの希望する物件情報を聞き、空き家・空き店舗の情報を提供する。（積算数値なし）



③ フォローアップの時期及び方法

【フォローアップの時期】

本指標にかかる数値は、毎年度実施する店舗数調査による中心商店街における営業店舗数とし、各事業の進捗や目標値の達成状況についてのフォローアップを翌年度の4月～5月に行う。

【フォローアップの方法】

事業の進捗状況の評価から実績値に対する検証を行うが、各事業の効果以外の要素が認められる場合は別に分析する。

また、目標設定に用いた各事業の計測値を元に、目標設定における計算式により各事業の効果を算出し、その合計を事業による計算上の効果とすることで、実績値と比較検証する。

【事業ごとの計測値】

事業名	計測値
ア 空き店舗等活用支援事業	本事業による申請者数

【フォローアップに基づく対応】

毎年、各事業の進捗及び目標値の達成状況を検証し、その検証結果を定期的に中心市街地活性化協議会に報告するとともに、必要に応じて事業の追加や事業内容の変更などの目標達成に向けた改善措置を講じる。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地は、ＪＲ高山駅を中心に商店街や行政機関、観光施設が立地していることにより、多くの人々が行き交うエリアとなっている。

前計画において実施した、橋上駅舎化、東西自由通路やＪＲアンダーパスの整備等により、駅を中心とした東西を往来しやすい環境が整ったことで、観光客が増加し車の往来が増えたが、まちなかでは交通渋滞が発生するようになり、市民の中には生活のしづらさや、通行に不安を感じる人も出てきている。

このことから、徒歩や自転車、公共交通機関による移動を主体とした市民や観光客にやさしいまちづくりへの転換が求められている。

(2) 市街地の整備改善の必要性

高山駅西のエリアは、近年に駅周辺整備事業により土地区画が整理された地域を含み、福祉施設や文化施設、官公署、大型駐車場があるほか、中規模のスーパーや飲食店などがある地域であるが、さらなる活性化を図るためには、完成から 40 年近くが経過し老朽化が進んでいる市民文化会館及び総合福祉センターの再整備が必要である。施設の再整備にあたっては、ＪＲ高山駅の西に位置する高山駅西駐車場についても、必要な供給量を満たす台数を備えた駐車場として再整備を行う一方で、まちなかの渋滞緩和のため、外縁部駐車場の一つとして位置づけてパークアンドライド・パークアンドウォークを推進すると同時に、中心市街地へ訪れやすい環境を整えることで、市街地中心部への車両流入を抑制する必要がある。また、計画策定にあたって実施した中心市街地に関する市民アンケート（以下、市民アンケートという。）では、駅西エリアの現在のイメージは「商業活動と住環境が調和したエリア」の割合が最も多く、将来目指すべきイメージは「商業活動と住環境が調和したエリア」に次いで「娯楽や交流の場としてにぎわうエリア」の割合が多くなっている。また、中心市街地全体においては「芝生公園や遊具公園」「公園・ベンチ・休憩場所」を求める声が多く、施設の再整備によるにぎわいの創出とあわせ、住民をはじめ、誰もが訪れやすい憩いの場についても整備する必要がある。

(3) フォローアップの考え方

基本計画に位置付けた事業等の進捗状況について確認するため、毎年調査を行い、目標指標への効果を把握しながら、状況に応じて事業促進のために必要な措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置

① 認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】高山駅西複合・多機能施設（仮称）整備事業

事業実施時期		令和 6 年度～令和 10 年度	
実施主体		高山市	
事業内容		高山駅西地区まちづくり構想に基づき、必要な拠点・機能の形成を図るため、複合・多機能施設等を整備する。	
の位置づけ及び必要性	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	交流、行政機能などの都市機能の集積と強化のため、複合・多機能施設（仮称）等の整備を行い、中心市街地において、ふれあい・にぎわい・つながりを創出する拠点形成を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）	
支援措置実施時期		令和 7 年度～令和 10 年度	支援主体 国土交通省
その他特記事項			

【事業名】商店街アーケード等整備支援事業

事業実施時期		令和 6 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		アーケード等の公共的空間の安全・安心・景観向上及び商店街の機能向上のための環境整備に要する費用の一部を助成する。	
の位置づけ及び必要性	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	まちの景観の統一・向上により、市民や観光客など多くの人が快適で訪れたい歩行空間を整備し、まちの価値を向上させることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		中心市街地再活性化特別対策事業	
支援措置実施時期		令和 6 年度～令和 10 年度	支援主体 総務省
その他特記事項		区域内	

【事業名】車両流入抑制事業（実証実験）

事業実施時期		令和 6 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		中心市街地外縁部の市営駐車場におけるバスの駐車料金の割引や、神明駐車場のバス駐車区画廃止等の実証実験を行う。なお、実証実験の結果を検証したうえで本格運用につなげる。	
の位置づけ及び必要性	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	大型バスの一部を中心市街地の外縁部へと誘導し、市街地中心部への大型バスの流入を抑制することで、渋滞緩和及び歩行者の安全確保を図ることは、まちなかを歩いて訪れやすい環境づくりにつながり、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		中心市街地活性化ソフト事業	
支援措置実施時期		令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月	支援主体 総務省
その他特記事項		区域内	

② 認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業名】歴史的地区環境整備街路無電柱化事業

事業実施時期		平成 29 年度～令和 6 年度		
実施主体		高山市		
事業内容		景観及び防災の観点から計画的に無電柱化事業を実施し、安全な道路環境と良好な景観を創出する。（市道上一之町花里線）		
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加	
		目標指標	歩行者通行量	
		活性化に資する理由	観光資源である歴史的なまちなみの景観を保全し、多くの観光客をまちなかへ誘引することは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）		
支援措置実施時期		令和 6 年度～令和 10 年度	支援主体	国土交通省
その他特記事項				

【事業名】歴史的地区環境整備街路再生整備事業

事業実施時期		平成 31 年度～令和 6 年度		
実施主体		高山市		
事業内容		高山駅から歴史的町並への動線の舗装のリニューアルにより東西の歩行者軸を整備する。（市道上一之町花里線）		
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加	
		目標指標	歩行者通行量	
		活性化に資する理由	観光資源である歴史的なまちなみの景観を保全し、多くの観光客をまちなかへ誘引することは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）		
支援措置実施時期		令和 6 年度～令和 10 年度	支援主体	国土交通省
その他特記事項				

【事業名】景観重要建造物等修景事業（景観重要建造物）

事業実施時期		平成 26 年度～		
実施主体		高山市		
事業内容		景観重要建造物の修景工事に要した費用の一部を助成する。		
の位置づけ及び必要性 活性化を実現するため	目標	来街者数の増加		
	目標指標	歩行者通行量		
	活性化に資する理由	観光資源である歴史的なまちなみの景観を保全し、多くの観光客をまちなかへ誘引することは、目標指標の増加に寄与するため。		
支援措置名		社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）		
支援措置実施時期		令和 6 年度～令和 10 年度	支援主体	国土交通省
その他特記事項				

【事業名】景観重要建造物等修景事業（市街地景観保存区域）

事業実施時期		平成 26 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		市街地景観保存区域において、建築物の新築、増築、改築時に一定の要件を満たした建築工事に対し、その費用の一部を助成する。	
の位置づけ及び必要性	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	観光資源である歴史的なまちなみの景観を保全し、多くの観光客をまちなかへ誘引することは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	
支援措置実施時期		令和 6 年度～令和 10 年度	支援主体 国土交通省
その他特記事項			

【事業名】 塀等設置補助事業

事業実施時期		平成 26 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		景観に配慮した塀等を設置する事業に対し助成する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	観光資源である歴史的なまちなみの景観を保全し、多くの観光客をまちなかへ誘引することは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	
支援措置実施時期		令和 6 年度～令和 10 年度	支援主体 国土交通省
その他特記事項			

【事業名】 生け垣等設置補助事業

事業実施時期		平成 26 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		緑豊かな生活環境の創出のため、都市計画区域内で道路に面している生け垣及び道路から眺望できる部分に設置する生け垣の整備に対し助成する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	まちなかの緑地の確保により、多くの観光客をまちなかへ誘引することは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	
支援措置実施時期		令和 6 年度～令和 10 年度	支援主体 国土交通省
その他特記事項			

【事業名】高山の景観にふさわしい看板設置補助事業

事業実施時期		平成 26 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		中心市街地区域の良好な景観の創出を図るため、看板の設置または撤去に対し助成する。	
の位置づけ及び必要性	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	観光資源である歴史的なまちなみの景観を保全し、多くの観光客をまちなかへ誘引することは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	
支援措置実施時期		令和 6 年度～令和 10 年度	支援主体 国土交通省
その他特記事項			

【事業名】スポット等整備事業

事業実施時期		平成 29 年度～		
実施主体		高山市		
事業内容		休憩施設や情報揭示施設等を備えたまちかどスポットを「憩いの場」として整備し、併せて駐車場の目隠し等を整備する。		
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加	
		目標指標	歩行者通行量	
		活性化に資する理由	市民や観光客の憩いの場となる「まちかどスポット」を人の流れを考慮して配置することで回遊性を向上させるとともに、歩いて楽しむことができる魅力ある空間を形成することは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）		
支援措置実施時期		令和 6 年度～令和 10 年度	支援主体	国土交通省
その他特記事項				

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】道路施設バリアフリー整備事業

事業実施時期		平成 26 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		誰もが安全で快適に通行できる歩行者空間を形成するため、歩道段差解消等の整備を行う。	
の位置づけ及び必要性	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	歩行者が安全で快適に利用できる歩行空間づくりに向け、歩道段差解消など道路のバリアフリー化を推進することは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		防災・安全交付金（道路事業）	
支援措置実施時期		令和 6 年度～令和 10 年度	支援主体 国土交通省
その他特記事項			

【事業名】消融雪側溝整備事業

事業実施時期		平成 26 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		除雪費用の軽減と快適で安全なまちづくりを推進するため、消融雪側溝を整備する。	
の位置づけ及び必要性	目標	居住人口の維持 / 来街者数の増加	
	目標指標	中心市街地への転入・転居者数 / 歩行者通行量	
	活性化に資する理由	高齢者や女性でも無理なく安全に利用でき、地域住民が協働で除雪に取り組める環境整備を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		防災・安全交付金（道路事業）	
支援措置実施時期		令和 6 年度～令和 10 年度	支援主体 国土交通省
その他特記事項			

【事業名】西之一色花岡線整備事業

事業実施時期		令和 6 年度～		
実施主体		高山市		
事業内容		都市計画道路を整備する。		
の位置づけ及び必要性 活性化を実現するため	目標	居住人口の維持 / 来街者数の増加		
	目標指標	中心市街地への転入・転居者数 / 歩行者通行量		
	活性化に資する理由	車両や歩行者などの安全性や利便性、沿線の快適な居住環境の向上を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。		
支援措置名		社会資本整備総合交付金（道路事業）		
支援措置実施時期		令和 6 年度～令和 10 年度	支援主体	国土交通省
その他特記事項				

【事業名】歴史的町並保存事業

事業実施時期		昭和 54 年度～		
実施主体		高山市		
事業内容		伝統的建造物群保存地区内の建築物の修理修景事業に対し助成する。		
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	居住人口の維持 / 来街者数の増加	
		目標指標	中心市街地への転入・転居者数 / 歩行者通行量	
		活性化に資する理由	伝統的建造物群保存地区の町並みの修理修景事業により、保存地区における歴史的建造物の保存を図り住みやすいまちを実現すること、また、観光資源として保全することで多くの観光客をまちなかへ誘引することは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		伝統的建造物群基盤強化事業		
支援措置実施時期		令和 6 年度～令和 10 年度	支援主体	文部科学省
その他特記事項				

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】ポイ捨て等および路上喫煙禁止条例の遵守

事業実施時期		平成 20 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		ポイ捨て及び路上喫煙禁止啓発パトロールを実施する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	居住人口の維持 / 来街者数の増加
		目標指標	中心市街地への転入・転居者数 / 歩行者通行量
		活性化に資する理由	清掃活動や路上喫煙禁止パトロールの実施、各種イベントにおける啓発活動の実施によって中心市街地の美化を図り、美しい町並を保全することは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		市町村海洋ごみ発生抑制対策事業費補助金	
支援措置実施時期		令和 6 年度～令和 10 年度	支援主体 岐阜県
その他特記事項			

【事業名】民間事業者のバリアフリーへの取り組み促進

事業実施時期		平成 10 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		民間施設のバリアフリー改修等に対し助成する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	既存の施設のバリアフリー化改修等に対する補助金の交付により、安全・安心・快適なまちづくりを推進することは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】一般開放型民間施設整備事業（民間便所一般開放）

事業実施時期		平成 21 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		民間事業者が既存便所を一般開放するため改修する工事に対し助成する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	観光資源である歴史的風致維持向上計画の重点区域内における一般開放型トイレを増やし、多くの観光客がまちなかを安心して散策できる環境とすることは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】緑地保全推進事業（緑のパートナー制度）

事業実施時期		平成 13 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		緑のパートナー制度により、登録団体に対し苗木等の配布を行い、市民等との協働による緑化を推進する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	市内の公園、スポット、街路樹等の清掃や草取りなどの活動を自主的に行っている団体や個人を「緑のパートナー」として登録し、予算の範囲内で花苗、樹木を支給し市街地景観を適正に維持することは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】緑地保全推進事業（里山保全）

事業実施時期		平成 10 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		里山を保全することにより、緑豊かな自然環境と美しい景観の保全を図るため、契約緑地に対し奨励金を交付する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	観光資源である歴史的なまちなみから望む緑地を保全し、多くの観光客をまちなかへ誘引することは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】駐車場運営事業

事業実施時期		平成 18 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		インターネットなどによる情報提供を図る。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	市営駐車場の満車・空車情報の適切な提供により中心市街地の混雑解消を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】車両流入抑制事業（自家用車割引）

事業実施時期		令和２年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		市街地外縁部駐車場に駐車し観光特化型バス（匠バス）を利用した場合の駐車料金の割引を実施する。	
の位置づけ及び必要性	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	市営天満駐車場、不動橋駐車場、高山駅西駐車場を利用して匠バスに乗車する場合の駐車料金３時間分を無料とすることにより、まちなかへの車両流入を抑制し、渋滞緩和及び歩行者の安全確保を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		－	
支援措置実施時期		－	支援主体 －
その他特記事項			

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

〔1〕 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地には、小学校、市民文化会館、図書館、まちの博物館などの教育文化施設、総合福祉センター、子育て支援施設、多世代交流施設、保健センターなどの社会福祉施設、介護老人保健施設やデイサービスセンター等の介護施設、総合病院などの医療施設など主要な都市機能が集積しており、社会生活、日常生活において多くの市民等が利用するために訪れる地域となっている。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

高山駅西のエリアに立地する市民文化会館及び総合福祉センターは、完成から40年近くが経過し老朽化が進んでいるため、最新の耐震基準への対応、環境負荷の軽減が求められている。

また、既存施設の機能の充実・複合利用や稼働率の低い施設の運営内容を見直すなど、今までに整備・蓄積された基盤施設の有効利用に努める必要がある。

一方、宮川から東のエリアは、近世に城下町として形成され、歴史的建造物が多く残り、周辺において歴史的景観が保たれているほか、高山祭や町並み保存の活動など、歴史と伝統が息づく地域となっている。市民アンケートの結果によると、現在のイメージでは「観光客でにぎわうエリア」の割合が最も多く、将来目指すべきイメージでは「観光客でにぎわうエリア」に次いで多いのが「文化芸術に触れられるエリア」となっている。市民が暮らしの中で文化を感じられるまちづくりが求められている。

(3) フォローアップの考え方

基本計画に位置付けた事業等の進捗状況について確認するため、毎年調査を行い、目標指標への効果を把握しながら、状況に応じて事業促進のために必要な措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置

① 認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】高山駅西複合・多機能施設（仮称）整備事業（再掲）

事業実施時期		令和 6 年度～令和 10 年度	
実施主体		高山市	
事業内容		高山駅西地区まちづくり構想に基づき、必要な拠点・機能の形成を図るため、複合・多機能施設等を整備する。	
の位置づけ及び必要性	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	交流、行政機能などの都市機能の集積と強化のため、複合・多機能施設（仮称）等の整備を行い、中心市街地において、ふれあい・にぎわい・つながりを創出する拠点形成を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）	
支援措置実施時期		令和 7 年度～令和 10 年度	支援主体 国土交通省
その他特記事項			

② 認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】結婚新生活支援補助金

事業実施時期		平成 31 年度～		
実施主体		高山市		
事業内容		市民が安心して結婚及び子育てできる環境を整備するため、経済的な支援を必要とする新婚世帯に対し住居費、リフォーム費用、引越費用を助成する。		
の位置づけ及び必要性	目標	居住人口の維持		
	目標指標	中心市街地への転入・転居者数		
	活性化に資する理由	これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に新生活のスタートアップにかかる費用の支援を行い、結婚に伴う経済的な不安である「住居費」を解消することは、目標指標の増加に寄与するため。		
支援措置名		地域少子化対策重点推進交付金（結婚新生活支援事業）		
支援措置実施時期		令和 6 年度～令和 10 年度	支援主体	こども家庭庁
その他特記事項				

【事業名】児童センター等運営事業

事業実施時期		昭和 58 年度～		
実施主体		高山市		
事業内容		子どもに健全な遊びを提供するために、児童センター及び児童館を運営する。		
の位置づけ及び必要性	目標	来街者数の増加		
	目標指標	歩行者通行量		
	活性化に資する理由	主に乳幼児親子が集えたり、子育て相談ができる場を市街地中心部に設置することで、買い物等の用事も中心部で済ませることができ利便性が高まることは、目標指標の増加に寄与するため。		
支援措置名		子ども・子育て支援交付金		
支援措置実施時期		令和 6 年度～令和 10 年度	支援主体	こども家庭庁
その他特記事項				

【事業名】つどいの広場運営事業

事業実施時期		昭和 58 年度～		
実施主体		高山市		
事業内容		子育て中の親子同士のふれあいやコーディネーターとの交流により、子育てに関する相談等ができるつどいの広場を運営する。		
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加	
		目標指標	歩行者通行量	
		活性化に資する理由	主に乳幼児親子で集えるつどいの場を市街地中心部に設置することで、買い物等の用事も中心部で済ませることができ利便性が高まることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		子ども・子育て支援交付金		
支援措置実施時期		令和 6 年度～令和 10 年度	支援主体	こども家庭庁
その他特記事項				

【事業名】ファミリーサポート事業

事業実施時期		令和 4 年度～		
実施主体		高山市		
事業内容		子育て世帯の不安や負担の軽減などを図るため、託児やＳＮＳ等を活用した相談支援を行う。		
の位置づけ及び必要性	目標	来街者数の増加		
	目標指標	歩行者通行量		
	活性化に資する理由	市民（保護者）のリフレッシュや通院時など、少しでも子どもを預かってほしい等のニーズに対応する場を市街地中心部に設置することで、一度に用事を済ませることができ子育て世帯の負担軽減を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。		
支援措置名		子ども・子育て支援交付金		
支援措置実施時期		令和 6 年度～令和 10 年度	支援主体	こども家庭庁
その他特記事項				

【事業名】高齢者健康教室事業

事業実施時期		平成 16 年度～		
実施主体		高山市		
事業内容		公民館等を利用した健康教室や介護予防活動を支援する。		
の位置づけ及び必要性	目標	来街者数の増加		
	目標指標	歩行者通行量		
	活性化に資する理由	中心市街地活性化区域内に所在する地域福祉の拠点施設において、介護予防に資する健康教室を開催することは、目標指標の増加に寄与するため。		
支援措置名		地域支援事業交付金		
支援措置実施時期		令和 6 年度～令和 10 年度	支援主体	厚生労働省
その他特記事項				

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】医療確保等支援事業

事業実施時期		平成 19 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		へき地における医療体制、救急医療体制の確保と充実を推進するため、市内の中核病院に対し助成する。	
の位置づけ及び必要性 活性化を実現するため	目標	居住人口の維持	
	目標指標	中心市街地への転入・転居者数	
	活性化に資する理由	中核病院の地域医療、救急医療体制が安定的に確保されることで、医療を必要とする市民等が必要な時に利用できる環境を整えることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】救急医療対策事業

事業実施時期		平成 17 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		救急医療対策に関わる事業に対する助成及び休日の医科・歯科診療所を運営する。	
の位置づけ及び必要性 活性化を実現するため	目標	居住人口の維持	
	目標指標	中心市街地への転入・転居者数	
	活性化に資する理由	休日や夜間等の救急医療、緊急時の医療体制が確保されることで、市民の安心安全な生活の維持が図られることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】温泉保養施設等利用費助成事業

事業実施時期		平成 16 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		温泉保養施設等の利用費を助成する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	健康保持増進、閉じこもり予防を目的として温泉保養施設等の利用費を助成することは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		－	
支援措置実施時期		－	支援主体 －
その他特記事項			

【事業名】銭湯でまちづくり（公衆浴場設備改善事業）

事業実施時期		昭和 57 年度～		
実施主体		高山市		
事業内容		市内公衆浴場業者が設備の維持・改善のために行う改修等整備・改善の費用に対し助成する。		
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加	
		目標指標	歩行者通行量	
		活性化に資する理由	公衆衛生の向上と公衆浴場業者の経営安定に資することで、市民等の外出機会の創出につなげることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—		
支援措置実施時期		—	支援主体	—
その他特記事項				

【事業名】まち歩きのススメ（健康づくり推進事業）

事業実施時期		平成 22 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		市内ウォーキングコースの案内看板を整備する。	
の位置づけ及び必要性 活性化を実現するため	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	地域資源を活用したウォーキングコースの整備を通して、健康への意識高揚を図りながら地域の魅力を感じられることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】健康づくり推進事業

事業実施時期		平成 2 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		市民と行政が一体となった健康に関するイベントを開催する。	
の位置づけ及び必要性 活性化を実現するため	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	健康づくりの取り組みを行う団体や市民の健康への意識向上を図るとともに、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援するイベントを開催することは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】児童遊園地管理事業

事業実施時期		昭和 43 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		中心市街地域内に設置されている、東・一本杉・北児童遊園を管理する。	
の位置づけ及び必要性 活性化を実現するため	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	下校後や休日に遊べる公園を設置し、市街地中心部に子どもが遊べる場所を提供することは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】老人福祉施設管理事業

事業実施時期		平成 19 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		福祉センター、老人いこいの家を設置し管理運営する。	
の位置づけ及び必要性 活性化を実現するため	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	健康づくりのための保健体育事業や趣味・教養を高めるための文化活動事業を行う老人福祉センターや、高齢者の余暇活動や交流の場である老人いこいの家を市街地中心部に設置することで利便性が高まることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】 まちの縁側事業

事業実施時期		平成 21 年度～	
実施主体		(株) まちづくり飛騨高山	
事業内容		空き店舗を活用し、多世代交流などコミュニティ形成の場として設置したまちの縁側を管理運営する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	誰もが気軽に立ち寄れる休憩所型コミュニティ施設をまちなかに設置し、多世代交流などコミュニティ形成の場を提供することは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】 高山市若者等活動事務所「村半」運営事業

事業実施時期		令和 4 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		若者による地域活性化を進めるための市の事務所として整備した「若者等活動事務所村半」を管理運営する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	「村半」の管理運営を行うことにより、次代を担う若者たちが、歴史文化や地域の魅力を学び、学校や年代を超えた仲間づくりを行い、地域の大人も交え互いに高めあうことは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】図書館（煥章館）運営事業

事業実施時期		平成 16 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		市民の多様な学習活動を促進するため、生涯学習の拠点として図書館を管理運営する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	図書館機能のほか、学習室、交流スペース、生涯学習ホールなどを備えた生涯学習の拠点としての図書館を運営し、市民の学習活動や交流を促進することは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】市民文化会館運営事業

事業実施時期		昭和 57 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		市民の文化芸術の振興を図るため、文化芸術活動の拠点として市民文化会館を管理運営する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	大小ホール、展示室、音楽室などを備えた文化芸術活動の拠点としての文化会館を運営し、市民による文化芸術活動や交流を促進することは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】文化芸術活動支援事業

事業実施時期		令和 5 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		市民主体の文化芸術活動を支援することで、市民や観光客が文化芸術に触れる機会や交流人口を増やし、地域の活性化を図る。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	市民が主体となって取り組む文化芸術活動に対し支援を行うことで、まちなかにおける文化芸術分野の人材育成や誘致を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】飛騨高山まちの博物館管理事業

事業実施時期		平成 23 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		城下町高山を中心とした歴史文化について、展示及び資料収集・保管、調査研究、教育普及などの事業を実施する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	城下町高山を中心とした歴史文化に関する資料の展示や特別展等の事業を実施し、歴史ある中心市街地の魅力を高め、多くの市民や観光客をまちなかへ誘引することは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】飛騨高山まちの体験交流館管理事業

事業実施時期		平成 30 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		伝統文化をテーマとした文化交流拠点施設として整備した「まちの体験交流館」を管理運営する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	伝統文化をテーマとした防災機能を併せ持つ文化交流拠点施設として飛騨高山まちの博物館と一体的な活用を図り、歴史ある中心市街地の魅力を高め、多くの観光客をまちなかへ誘引することは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】歴史遺産等保存活用事業

事業実施時期		令和 3 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		日本遺産を活用したスタンプラリー、フォトラリーを実施する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	中心市街地におけるイベントを実施することにより賑わいを創出することは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】文化財保護事業

事業実施時期		昭和 52 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		指定文化財等の保存団体又はその所有者、保持者、管理者が行う文化財の保護、管理及び伝承者の育成等の活動に対し助成する。	
位置づけ及び必要性	目標	居住人口の維持 / 来街者数の増加	
	目標指標	中心市街地への転入・転居者数 / 歩行者通行量	
	活性化に資する理由	高山祭屋台や伝統的建造物群保存地区に代表される国・県・市指定文化財等の歴史的建造物や伝承芸能、史跡などの保存、活用に対する支援を行い、郷土の歴史遺産や伝統文化の継承を図ること、また、観光資源として保全し多くの観光客をまちなかへ誘引することは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】無形文化遺産伝承支援事業

事業実施時期		平成 19 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		ユネスコ無形文化遺産である「高山祭の屋台行事」の保存団体が行う祭礼衣装等の復興事業に対し助成する。	
の位置づけ及び必要性	目標	居住人口の維持 / 来街者数の増加	
	目標指標	中心市街地への転入・転居者数 / 歩行者通行量	
	活性化に資する理由	高山祭の屋台行事の維持、継承に支援を行うことにより、文化財の保護意識の向上や地域への愛着と誇りを持つようになることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		岐阜県文化財保護事業補助金（無形文化遺産伝承事業）	
支援措置実施時期		令和 6 年度～令和 10 年度	支援主体 岐阜県
その他特記事項			

【事業名】語り部養成事業（歴史ガイドボランティア育成事業）

事業実施時期		平成 22 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		語り部養成講座や歴史ガイドボランティア養成講座の開催により、市民参加型によるガイドの育成・確保を図る。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	居住人口の維持 / 来街者数の増加
		目標指標	中心市街地への転入・転居者数 / 歩行者通行量
		活性化に資する理由	郷土の歴史文化を易しく語ることができる人材を育成することにより、文化財の保護意識の向上や伝統文化の担い手の増加を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】小中学校郷土教育推進事業

事業実施時期		令和 4 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		外部講師を招聘しての地域学習の実施や、社会科副読本「飛騨の高山」の作成及び活用を行う。また、特色ある学校経営推進事業補助金を交付する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	居住人口の維持
		目標指標	中心市街地への転入・転居者数
		活性化に資する理由	地域学習のために中心市街地を訪れたり、副読本を活用した学習をすることで、中心市街地の成り立ちなどについて学び、児童生徒に興味を持たせることは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

〔1〕 まちなか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地の人口増減率は、平成 25 年から令和 5 年までの 10 年間でマイナス 18.8%となっており、市全体のマイナス 9.6%の 2 倍のペースで人口減少が進んでいる。このような急激な人口減少の結果、まちづくり会社が行っている中心市街地区域における空き家調査の結果によると、平成 22 年 194 戸であったのが令和 4 年には 574 戸とおおよそ 3 倍に増加している。

また、高齢化の進行スピードも速く、65 歳以上の高齢者が人口に占める割合は 44.1%と、市全体と比べて約 10%も高い値となっている。

毎年春と秋に中心市街地で行われる「高山祭」では、このような居住人口の減少や少子高齢化による担い手不足により、祭屋台の存続が課題となっている。

その一方で、市民アンケートにおいては、中心市街地に対するイメージとして「役所や銀行などが近く日常生活の利便性が高い」「通勤・通学が便利である」「食品の買い物に便利である」などの意見が多く、生活をする場としては評価されている状況がうかがえる。また、区域内居住者の 9 割近くが中心市街地に住みたいと回答し、区域外居住者も 3 割近くが中心市街地への居住意向があることから、まちなか居住のニーズは高い状況にあるといえる。

(2) まちなか居住の推進の必要性

観光エリアでもある伝統的建造物群保存地区やその周辺の市街地景観保存区域の魅力を維持していくには、そこに人が暮らしていることが重要であり、空き家が増加することでまちの魅力が徐々に失われていくことが懸念されることから、魅力的なまちづくりのためには、まちづくり会社が主体となって空き家の積極的な活用を図ることが必要である。

また、現在居住している人が長年暮らしてきた住宅に住み続けられる施策と併せ、市外・県外からの移住者が定住へとつながる施策を実施することで居住人口減少の抑制を図り、特に若者にとって魅力的な居住エリアとなるための施策が求められる。

(3) フォローアップの考え方

基本計画に位置付けた事業等の進捗状況について確認するため、毎年調査を行い、目標指標への効果を把握しながら、状況に応じて事業促進のために必要な措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置

① 認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】 まちなか定住促進事業

事業実施時期		平成 22 年度～	
実施主体		(株) まちづくり飛騨高山	
事業内容		高山市外から中心市街地へ移住を促進するため、「高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例」に基づくまちづくりの方針に適合する、自己居住用の住宅の新築・取得・改修をしようとする移住者に対し、工事や取得等に要する費用の一部を助成する。	
の位置づけ及び必要性	目標	居住人口の維持	
	目標指標	中心市街地への転入・転居者数	
	活性化に資する理由	誰もが安心して快適に住み続けられる居住環境の整備および中心市街地への移住促進は、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		中心市街地活性化ソフト事業	
支援措置実施時期		令和 6 年 4 月～令和 11 年 3 月	支援主体 総務省
その他特記事項		区域内	

【事業名】空き店舗等活用支援事業

事業実施時期		令和 6 年度～	
実施主体		(株) まちづくり飛騨高山	
事業内容		中心市街地の空き家・空き店舗を活用する所有者や居住者、事業者等に対し改修費・家賃等の費用の一部を助成する。	
の位置づけ及び必要性	目標	居住人口の維持 / 営業店舗数の増加	
	目標指標	中心市街地への転入・転居者数 / 中心商店街営業店舗数	
	活性化に資する理由	地域の商業機能及びまちの顔としての伝統・文化を維持するため、中心市街地区域内の関係人口の増加を図り、空き家・空き店舗の利活用を促進することは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		中心市街地活性化ソフト事業	
支援措置実施時期		令和 6 年 4 月～令和 11 年 3 月	支援主体 総務省
その他特記事項		区域内	

② 認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】結婚新生活支援補助金（再掲）

事業実施時期		平成 31 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		市民が安心して結婚及び子育てできる環境を整備するため、経済的な支援を必要とする新婚世帯に対し住居費、リフォーム費用、引越費用を助成する。	
の位置づけ及び必要性	目標	居住人口の維持	
	目標指標	中心市街地への転入・転居者数	
	活性化に資する理由	これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に新生活のスタートアップにかかる費用の支援を行い、結婚に伴う経済的な不安である「住居費」を解消することは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		地域少子化対策重点推進交付金（結婚新生活支援事業）	
支援措置実施時期		令和 6 年度～令和 10 年度	支援主体 こども家庭庁
その他特記事項			

【事業名】建築物等耐震化促進事業

事業実施時期		平成 20 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		古い基準で建てられた住宅や多数の者が利用する建築物の耐震診断や改修工事に要する経費に対し助成する。	
の位置づけ及び必要性	目標	居住人口の維持	
	目標指標	中心市街地への転入・転居者数	
	活性化に資する理由	住宅・建築物ストックの最低限の安全性確保を総合的かつ効率的に促進するため、住宅・建築物の耐震性等の向上に資する取り組みを行うことは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）	
支援措置実施時期		令和 6 年度～令和 10 年度	支援主体 国土交通省
その他特記事項			

【事業名】自家消費型太陽光発電設備等導入補助金

事業実施時期		令和４年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		市民が自ら居住する住宅への太陽光発電設備及び蓄電池の設置に対し助成する。	
の位置づけ及び必要性	目標	居住人口の維持	
	目標指標	中心市街地への転入・転居者数	
	活性化に資する理由	脱炭素の推進と災害時の安心安全の確保は、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	
支援措置実施時期		令和４年度～令和５年度	支援主体 環境省
その他特記事項			

【事業名】脱炭素先行地域づくり事業

事業実施時期		令和 6 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入を促進し、中心市街地の脱炭素化をすすめる。	
の位置づけ及び必要性	目標	居住人口の維持	
	目標指標	中心市街地への転入・転居者数	
	活性化に資する理由	小水力発電や木質バイオマス発電の整備促進等により将来的に中心市街地の脱炭素化を進め、地域住民の暮らしの向上、地域経済の循環につなげることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	
支援措置実施時期		令和 6 年度～令和 10 年度	支援主体 環境省
その他特記事項			

【事業名】伝統的建造物群保存地区拡大事業

事業実施時期		令和 2 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		寺町・空町地区の伝統的建造物群保存地区選定に向けて取り組む。	
の位置づけ及び必要性	目標	居住人口の維持	
	目標指標	中心市街地への転入・転居者数	
	活性化に資する理由	観光資源でもある歴史的な町並みの景観を保全する区域を拡大し、住環境の魅力を高めることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		伝統的建造物群基盤強化事業	
支援措置実施時期		令和 2 年度～令和 5 年度	支援主体 文部科学省
その他特記事項			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】移住交流促進事業

事業実施時期		平成 19 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		飛騨地域外から移住するため、自己居住用に空き家を賃借、取得・改修しようとする方に対し、賃借料や取得等に要する費用の一部を助成する。	
の位置づけ及び必要性 活性化を実現するため	目標	居住人口の維持	
	目標指標	中心市街地への転入・転居者数	
	活性化に資する理由	中心市街地の空き家の解消、中心市街地への移住の促進は、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】飛騨高山移住定住サポートセンターの運営

事業実施時期		令和 3 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		様々な移住者相談にワンストップで応じるため、飛騨高山移住定住サポートセンターを運営する。	
の位置づけ及び必要性 活性化を実現するため	目標	居住人口の維持	
	目標指標	中心市街地への転入・転居者数	
	活性化に資する理由	移住戦略に基づき相談体制の充実を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】「飛騨高山暮らし案内人」制度の運営

事業実施時期		令和4年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		移住検討者が、安心して移住を決断し、移住後も地域に溶け込みながら楽しく安定した生活ができるよう、移住コーディネータ「飛騨高山暮らし案内人」制度を運営し、移住経験者や地域の方からの相談支援を受けられる体制を構築する。	
の位置づけ及び必要性 活性化を実現するため	目標	居住人口の維持	
	目標指標	中心市街地への転入・転居者数	
	活性化に資する理由	移住戦略に基づき移住者のアフターフォローを図ることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】飛騨高山移住者ネットワーク「ツラッテ」の運営

事業実施時期		令和4年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		移住者同士の交流促進のため、飛騨高山移住者ネットワーク「ツラッテ」を運営する。	
の位置づけ及び必要性 活性化を実現するため	目標	居住人口の維持	
	目標指標	中心市街地への転入・転居者数	
	活性化に資する理由	移住戦略に基づき移住者同士の交流の促進を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】総合的な空き家、空き店舗活用促進事業

事業実施時期		平成 27 年度～	
実施主体		(株) まちづくり飛騨高山	
事業内容		中心市街地内の物件所有者に対する意向等の調査を行うとともに、中心市街地で新たに起業しようとする人や居住しようとする人など希望する物件情報を聞き、空き家・空き店舗の情報を提供する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	居住人口の維持 / 営業店舗数の増加
		目標指標	中心市街地への転入・転居者数 / 中心商店街営業店舗数
		活性化に資する理由	空き家・空き店舗の再利用に向けたワンストップでの支援による空き家・空き店舗の解消は、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】高山市空き家紹介事業

事業実施時期		平成 20 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		空き家の所有者から提供された物件情報を、空き家購入希望者に紹介する空き家バンクを運営する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	居住人口の維持
		目標指標	中心市街地への転入・転居者数
		活性化に資する理由	空き家の売却または賃貸を希望する所有者と、空き家の購入または賃貸を希望する方のマッチングを支援する事業を実施することは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】障がい者住宅改造助成事業

事業実施時期		平成 6 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		在宅の障がい者の自立や介護者負担の軽減を図るため、住宅改造等に要する費用の一部を助成する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	居住人口の維持
		目標指標	中心市街地への転入・転居者数
		活性化に資する理由	障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにし、障がい者の生活維持向上と自立につなげることは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】高齢者住宅改造費補助事業

事業実施時期		平成 6 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		日常生活に支障のある高齢者等が住み慣れた住宅で安心して健やかに生活できるよう、住宅改造等に要する費用の一部を助成する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	居住人口の維持
		目標指標	中心市街地への転入・転居者数
		活性化に資する理由	高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにし、高齢者等の生活維持向上と自立につなげることは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】匠の家づくり支援事業

事業実施時期		平成 21 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		市産材を使った木造建築物の建築に対し、主な構造材への市産材の使用量に応じ、1 m ³ あたり 2 万円を助成する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	居住人口の維持 / 来街者数の増加
		目標指標	中心市街地への転入・転居者数 / 歩行者通行量
		活性化に資する理由	市産材を使った木造建築を支援することにより、中心市街地の魅力向上につなげ、多くの観光客をまちなかへ誘引することは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】木質バイオマス活用促進事業補助金

事業実施時期		平成 21 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		木質バイオマスストーブ・ボイラーの導入に対し助成する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	居住人口の維持
		目標指標	中心市街地への転入・転居者数
		活性化に資する理由	地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入による脱炭素社会の推進及び資金の域外流出を低減し地域内経済を循環させることは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】地域の課題解決に向けた活動に対する助成

事業実施時期		令和 5 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		地域課題を解決するための活動プランを募集し、プランコンテストを開催して審査を行い、特に優秀なプランについてはモデル事業として助成する。	
の位置づけ及び必要性	目標	居住人口の維持	
	目標指標	中心市街地への転入・転居者数	
	活性化に資する理由	中心市街地の地域コミュニティの維持、改善、振興を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】協働のまちづくり推進事業補助金

事業実施時期		平成 27 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		地域を維持、改善、振興する活動を支援するため、各地区のまちづくり協議会の取り組みに対し助成する。	
の位置づけ及び必要性	目標	居住人口の維持	
	目標指標	中心市街地への転入・転居者数	
	活性化に資する理由	中心市街地の地域コミュニティの維持、改善、振興を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】地域コミュニティデジタル化推進事業

事業実施時期		令和 5 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		情報共有アプリ等のデジタル技術の活用により地域コミュニティ組織の運営、活動を支援する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	居住人口の維持
		目標指標	中心市街地への転入・転居者数
		活性化に資する理由	中心市街地の地域コミュニティの維持、改善、振興を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】市民活動支援事業

事業実施時期		令和 6 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		市内のコミュニティ財団との連携により市民活動団体への専門性を活かした支援を行うことで市民活力の向上を図るとともに、地域等との協働による地域課題の解決を促進する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	居住人口の維持
		目標指標	中心市街地への転入・転居者数
		活性化に資する理由	中心市街地の地域コミュニティの維持、改善、振興を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】若者交流促進事業

事業実施時期		令和 6 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		若者が出会い交流する機会を確保することで、若者同士のつながりを広げ、地域の活性化を図る。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	居住人口の維持
		目標指標	中心市街地への転入・転居者数
		活性化に資する理由	若者の多様な出会いや交流機会を創出し、結婚につなげることは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】若者地元就職支援補助金

事業実施時期		令和 5 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		若者の市内就職を促進するとともに、生活を支援するため、市内事業所で就労する若者に対して、借家等を借りた際の初期費用の一部を助成する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	居住人口の維持
		目標指標	中心市街地への転入・転居者数
		活性化に資する理由	若者の地元への就職及び移住定住並びに中心市街地への居住促進は、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】若者地元就職支援金

事業実施時期		令和 5 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		若者の市内就職を促進するとともに、生活を支援するため、市内事業所で就労する若者に対して支援金を支給する。	
の位置づけ及び必要性 活性化を実現するため	目標	居住人口の維持	
	目標指標	中心市街地への転入・転居者数	
	活性化に資する理由	若者の地元への就職及び移住定住並びに中心市街地への居住促進を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】奨学金返済支援事業

事業実施時期		平成 28 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		若者の市内就職を促進するとともに、若者の生活を支援するため、市内事業所で就労する若者に対して奨学金返済額の一部を助成する。	
の位置づけ及び必要性 活性化を実現するため	目標	居住人口の維持	
	目標指標	中心市街地への転入・転居者数	
	活性化に資する理由	若者の地元への就職及び移住定住並びに中心市街地への居住促進を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

(1) 現状分析

本市の中心商店街は、J R 高山駅から歴史的観光エリアにかけて 10 商店街で形成されているが、郊外型店舗の進出やモータリゼーションの進展に加え、インターネットショッピングの普及が販売額の低下や空き店舗の増加などにつながり、10 商店街の空き店舗数（率）は平成 24 年度の 55 店舗（13.3%）と比較し、令和 4 年度には 68 店舗（16.3%）となっており、中心市街地の活力が減退している状況にある。

平成 31 年度に約 470 万人を超え過去最高を記録した観光客数は、新型コロナウイルス感染症の影響により一旦落ち込みを見せたものの、令和 4 年度以降は増加傾向となっている。観光客の多くはコロナ禍以前と同様、観光名所となっている「古い町並」を中心とした一部の地域を訪れており、その結果、「古い町並」付近の商店街と離れた商店街との間に通行量の差が生まれ、空き店舗率にも影響が表れている。

(2) 経済活力の向上の必要性

高山駅東から宮川までのエリアは、昭和 9 年の高山駅の開業以降に都市開発が進み、商店街や飲食店等が連なる通りが多くあるほか、官公署や病院などが存在する地域となっている。市民アンケートの結果によると、現在のイメージでは「観光客でにぎわうエリア」の割合が最も多く、将来目指すべきイメージでは「商業活動と住環境が調和したエリア」の割合が最も多くなっており、観光客だけでなく、市民も訪れやすく、暮らしやすいまちづくりが求められている。

旧計画では、まちづくり会社を積極的に活用し、空き店舗等所有者と利用希望者とのマッチングや家賃助成等の支援をすすめてきたが、店舗（1 階）と居住スペース（2 階）が分離されていないことで居住しながら店舗部分を貸すことができず、長期に渡り空き店舗となっている物件の存在が課題として浮かび上がってきた。そこで、店舗兼住居を分離する工事（水回り設備の追加工事、2 階の居住スペースに直接出入りするための工事等）に対する支援を行うことで、更なる空き家・空き店舗の活用を図る。

また、旧計画に位置付け整備した「飛騨高山まちの博物館」及び「飛騨高山にぎわい交流館大政」は観光客の回遊性向上としての役割を果たしていることから、これらの施設の利用者増加の取り組みをすすめ、一部の地域に観光客が滞留しないよう、引き続き回遊性の向上を目指す。

市民アンケートでは、「中心市街地活性化に必要な取り組み」として「駐車場の整備」を求める意見が多く、駐車場が中心市街地への来訪の足かせとなっている状況にあることがわかる。中心市街地には公営駐車場のほか、数多くの民営駐車場が整備されているが、駐車場代負担の軽減や、高山駅西エリアに予定している複合・多機能施設に市民が魅力を感じる機能を持たせるなど、駐車場代を払ってでも行きたいと思えるまちの価値を高める取り組みが必要である。

あわせて、本市では高校卒業後に市外の大学へ進学した若者の多くはそのまま市外で就職し地元へ戻ることが少ないことから、若者の流出を防ぐための施策が必要である。中でも、計画策定にあたり実施したワークショップにおいては、一度も高山を離れることなく、地元に残る選択をした若者に対する支援を求める意見も出されており、U I J ターン就職をした若者に対する支援にとどまらない、新たな施策が求められている。

(3) フォローアップの考え方

基本計画に位置付けた事業等の進捗状況について確認するため、毎年調査を行い、目標指標への効果を把握しながら、状況に応じて事業促進のために必要な措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置

① 認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】高山駅西複合・多機能施設（仮称）整備事業（再掲）

事業実施時期		令和6年度～令和10年度	
実施主体		高山市	
事業内容		高山駅西地区まちづくり構想に基づき、必要な拠点・機能の形成を図るため、複合・多機能施設等を整備する。	
の 位 置 づ け 及 び 必 要 性	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	交流、行政機能などの都市機能の集積と強化のため、複合・多機能施設（仮称）等の整備を行い、中心市街地において、ふれあい・にぎわい・つながりを創出する拠点形成を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）	
支援措置実施時期		令和7年度～令和10年度	支援主体 国土交通省
その他特記事項			

【事業名】市営駐車場市民割引事業（実証実験）

事業実施時期		令和 6 年度～		
実施主体		高山市		
事業内容		中心市街地の市営駐車場において、市民割引の実証実験を行う。なお、実証実験の結果を検証したうえで本格運用につなげる。		
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加	
		目標指標	歩行者通行量	
		活性化に資する理由	市街地中心部にある市営駐車場の駐車料金を割引することにより、市民の来街者を増加させるとともに、駐車場を有しない店舗の活用を促進することは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		中心市街地活性化ソフト事業		
支援措置実施時期		令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月	支援主体	総務省
その他特記事項		区域内		

【事業名】空き店舗等活用支援事業（再掲）

事業実施時期		令和 6 年度～		
実施主体		(株) まちづくり飛騨高山		
事業内容		中心市街地の空き家・空き店舗を活用する所有者や居住者、事業者等に対し改修費・家賃等の費用の一部を助成する。		
の位置づけ及び必要性	目標	居住人口の維持 / 営業店舗数の増加		
	目標指標	中心市街地への転入・転居者数 / 中心商店街営業店舗数		
	活性化に資する理由	地域の商業機能及びまちの顔としての伝統・文化を維持するため、中心市街地区域内の関係人口の増加を図り、空き家・空き店舗の利活用を促進することは、目標指標の増加に寄与するため。		
支援措置名		中心市街地活性化ソフト事業		
支援措置実施時期		令和 6 年 4 月～令和 11 年 3 月	支援主体	総務省
その他特記事項		区域内		

【事業名】まちの魅力アップ応援事業（事業実施支援）

事業実施時期		令和 6 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		商店街等がまちづくり協定又はまちづくり計画に基づき実施する既存建物の内外装の改修や機能強化を伴う工事、ストリートファニチャー等の新設、改修等の事業に要する費用の一部を助成する。	
の位置づけ及び必要性	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	商店街等のめざす姿を描くまちづくり計画等を策定する機運を醸成し、計画に基づく自主的な取り組みによる調和のとれた魅力あふれるまちづくりを支援することは、中心市街地に位置する商店街のまちの魅力・価値向上につながり、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		中心市街地活性化ソフト事業	
支援措置実施時期		令和 6 年 4 月～令和 11 年 3 月	支援主体 総務省
その他特記事項		区域内	

【事業名】まちの魅力アップ応援事業（まちづくり計画策定支援）

事業実施時期		令和 6 年度～	
実施主体		高山市、(株) まちづくり飛騨高山	
事業内容		商店街等におけるまちづくり計画及びまちづくり協定の策定支援並びに策定及び計画に位置付ける事業実施に対する支援に係るアドバイザー等の派遣費用の一部を助成する。	
位置づけ及び必要性	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	中心市街地内の商店街等のまちの魅力・価値向上のため、めざす姿を描くまちづくり計画等を策定する機運を醸成し、計画に基づく自主的な取り組みによる調和のとれた魅力あふれるまちづくりを支援することは、中心市街地に位置する商店街のまちの魅力・価値向上につながり、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		中心市街地活性化ソフト事業	
支援措置実施時期		令和 6 年 4 月～令和 11 年 3 月	支援主体 総務省
その他特記事項		区域内	

【事業名】商店街活性化支援事業

事業実施時期		令和 6 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		岐阜県が実施する商店街活性化支援事業に対して上乘せして助成する。	
の位置づけ及び必要性	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	中心市街地の商店街で行われるイベント等の実施を支援することにより、イベントの開催を促進し、イベントによる商店街の魅力発掘と集客性向上等により、中心市街地の賑わい創出を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		中心市街地活性化ソフト事業	
支援措置実施時期		令和 6 年 4 月～令和 11 年 3 月	支援主体 総務省
その他特記事項		区域内	

【事業名】まちなか活性化イベント事業

事業実施時期		平成 27 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		中心市街地において市民が実施するイベント等の事業に要する費用の一部を助成する。	
の位置づけ及び必要性	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	中心市街地で行われるイベント等の実施を支援することによりイベントの開催を促進し、イベントによる魅力発掘と集客性向上等により、中心市街地の賑わい創出を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		中心市街地活性化ソフト事業	
支援措置実施時期		令和 6 年 4 月～令和 11 年 3 月	支援主体 総務省
その他特記事項		区域内	

【事業名】飛騨高山サマーフェスティバル事業

事業実施時期		平成 27 年度～	
実施主体		(株) まちづくり飛騨高山	
事業内容		7～8 月に中心市街地においてクイズラリーや仮装盆踊り大会、手筒花火等のイベントを一体的に行う飛騨高山サマーフェスティバルに係る費用の一部を助成する。	
の位置づけ及び必要性	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	中心市街地におけるイベントの実施を支援することにより、イベントの開催を促進し、イベントによる魅力発掘と集客性向上により、まちなかに賑わいを創出することは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		中心市街地活性化ソフト事業	
支援措置実施時期		令和 6 年 4 月～令和 11 年 3 月	支援主体 総務省
その他特記事項		区域内	

② 認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】まちひとぷら座かんかこかん運営事業

事業実施時期		平成 17 年度～		
実施主体		商店街振興組合連合会		
事業内容		空き店舗を利用して実施される多世代交流施設「まちひとぷら座かんかこかん」を管理運営する。		
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加	
		目標指標	歩行者通行量	
		活性化に資する理由	市民・観光客への託児提供やベビーカーの貸し出しなど、保護者にとってまち歩きしやすい環境を提供することは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		子ども・子育て支援交付金		
支援措置実施時期		令和 6 年度～令和 10 年度	支援主体	こども家庭庁
その他特記事項				

【事業名】よって館運営事業

事業実施時期		平成 19 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		空き家や空き店舗を利用して実施される多世代交流施設「よって館」を運営する。	
の位置づけ及び必要性	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	まちなかで健康教室自主活動や各種教室を実施することは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		地域支援事業交付金	
支援措置実施時期		令和 6 年度～令和 10 年度	支援主体 厚生労働省
その他特記事項			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】総合的な空き家、空き店舗活用促進事業（再掲）

事業実施時期		平成 27 年度～	
実施主体		(株) まちづくり飛騨高山	
事業内容		中心市街地内の物件所有者に対する意向等の調査を行うとともに、中心市街地で新たに起業しようとする人や居住しようとする人など希望する物件情報を聞き、空き家・空き店舗の情報を提供する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	居住人口の維持 / 営業店舗数の増加
		目標指標	中心市街地への転入・転居者数 / 中心商店街営業店舗数
		活性化に資する理由	空き家・空き店舗の再利用に向けたワンストップでの支援による空き家・空き店舗の解消は、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】若者地元就職支援補助金（再掲）

事業実施時期		令和 5 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		若者の市内就職を促進するとともに、生活を支援するため、市内事業所で就労する若者に対して、借家等を借りた際の初期費用の一部を助成する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	居住人口の維持
		目標指標	中心市街地への転入・転居者数
		活性化に資する理由	若者の地元への就職及び移住定住並びに中心市街地への居住促進は、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】若者地元就職支援金（再掲）

事業実施時期		令和 5 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		若者の市内就職を促進するとともに、生活を支援するため、市内事業所で就労する若者に対して支援金を支給する。	
の位置づけ及び必要性 活性化を実現するため	目標	居住人口の維持	
	目標指標	中心市街地への転入・転居者数	
	活性化に資する理由	若者の地元への就職及び移住定住並びに中心市街地への居住促進を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】奨学金返済支援事業（再掲）

事業実施時期		平成 28 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		若者の市内就職を促進するとともに、若者の生活を支援するため、市内事業所で就労する若者に対して奨学金返済額の一部を助成する。	
の位置づけ及び必要性 活性化を実現するため	目標	居住人口の維持	
	目標指標	中心市街地への転入・転居者数	
	活性化に資する理由	若者の地元への就職及び移住定住並びに中心市街地への居住促進を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】環境配慮行動へのポイント等付与に対する支援

事業実施時期		令和4年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		地元企業と連携し、SDGsの目標達成につながる環境配慮行動を行った市民に地域通貨を提供する事業に対し助成する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	国のグリーンライフポイント推進事業を活用し、顧客の環境配慮行動の促進に取り組む事業者が負担する費用の一部を市が助成し、市内の環境配慮行動を増やすことは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】ICTを活用したまちづくり

事業実施時期		令和2年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		産官学連携協定に基づき、AIカメラを活用した人流計測を行いDXによるまちづくりを推進する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	中心市街地内における観光客等の人流を把握し、データに基づく賑わい創出に利活用し、蓄積データに基づく入込予測により、混雑の回避、効率的な観光客のおもてなしや満足度の向上を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】来訪者まちかど案内事業

事業実施時期		平成 22 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		空き家、空き店舗を活用し、パンフレットや観光端末を設置することで来訪者に情報提供をする。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	空き家等を活用した観光案内（まちかど案内所の運営）により、来訪者に情報提供を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】観光案内機能の強化

事業実施時期		平成 21 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		観光案内所などの施設の強化や、中心市街地マップのデジタル化、SNS 等を利用した情報提供を行い、回遊性の向上を図る。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	散策マップの作成やデジタルサイネージを活用した案内情報の強化により、誘客促進並びに回遊性の向上を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】 バリアフリー観光の推進

事業実施時期		平成 27 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		障がい者等のバリアフリー観光を実施する団体の育成や観光ツアーの催行に対し助成する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	HPやガイドブックでバリアフリー観光情報を提供することで賑わいを創出することは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】 観光振興事業費

事業実施時期		令和 3 年度～	
実施主体		高山市、(一社) 飛騨・高山観光コンベンション協会	
事業内容		国内市場シェアが最も高いオンライン観光予約サイト上に、市内で利用可能なクーポンを発行する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	観光客はもとより、市民にも新たな気づきとなる地域資源を活かした体験プログラムを周知し、且つクーポンを発行することで利用促進を図り、賑わいを創出することは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】SNSを活用した集客、またその勉強会の開催

事業実施時期		令和2年度～	
実施主体		高山市、(一社)飛騨・高山観光コンベンション協会	
事業内容		市と観光コンベンション協会との連携により共通の公式サイトを運用し、SNS発信についても同様の対応を行う。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	市と観光コンベンション協会との連携により共通の公式サイトを運用し、SNS発信についても同様の対応を行うことは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】アニメをテーマにしたイベント事業

事業実施時期		平成27年度～	
実施主体		飛騨高山観光客誘致推進協議会	
事業内容		高山市を題材としたアニメをテーマにイベントを実施する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	高山市に関するアニメをテーマにしたイベントや誘客促進をすることで、若年層を中心としたファンによる賑わいを創出することは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】市民も楽しめるイベントの実施

事業実施時期		昭和 57 年度～	
実施主体		高山市、（一社）飛騨・高山観光コンベンション協会	
事業内容		飛騨高山酒蔵のん兵衛まつりや飛騨の味まつり、我楽多市等、市民も楽しめるイベントを季節ごとに実施する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	観光客だけではなく、市民も楽しめる各種イベントを市街地において実施することは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】交流広場にぎわい創出イベント事業

事業実施時期		平成 27 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		高山駅西口交流広場においてイベントを開催する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	高山駅西口交流広場を有効に活用するため、まちづくり会社を始め、各種団体の参加と地域住民の協力を得てイベントを開催することは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】飛騨高山にぎわい交流館「大政」運営事業

事業実施時期		令和4年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		飛騨高山にぎわい交流館「大政」の管理運営を行い、まち歩きの楽しさを高めるための利便性や回遊性の向上などを促進する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	人の流れを「誘引」し、誘引した人を「滞留」させ、滞留した人を「誘導」する機能を持たせることで、回遊性の向上、賑わいの創出を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】「イータウン飛騨高山」運営事業

事業実施時期		平成29年度～	
実施主体		(株) まちづくり飛騨高山	
事業内容		誰もが気軽に立ち寄ることができる「イータウン飛騨高山」を管理運営する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	年々増加している外国人観光客を含む高山へ訪れる観光客の誘客を図り、商店街や近隣地域の回遊性を高めることは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】商店街駐車場利用促進事業

事業実施時期		平成 13 年度～	
実施主体		(株) まちづくり飛騨高山	
事業内容		商店街の店舗利用者に対して駐車券を発行する事業に対し費用の一部を助成する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	中心市街地にある商店街等の来店者に対する無料駐車券の配布を促進し、来店者へのサービスの向上、商店街等のイメージアップ、来店者の増加、販売促進に寄与することは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】商店街機能強化事業

事業実施時期		平成 14 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		空き店舗を利用し整備された共同店舗である「四つ葉」の便所を一般公衆の利用に供するため、維持管理に要する費用の一部を助成する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	中心市街地における都市機能の向上を図り、快適で過ごしやすいまちづくりを行うことは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】商店街リバーサイド修景事業

事業実施時期		平成 22 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		宮川に面した良好な景観の創出と景観に配慮した公的空間景観を創出する商業施設などの整備に対し助成する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	宮川に面した商店街等の商店等が行う商業施設の整備の促進による、賑わいのある商業空間を創出することは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		－	
支援措置実施時期		－	支援主体 －
その他特記事項			

【事業名】宮川水辺景観整備事業

事業実施時期		平成 29 年度～		
実施主体		高山市		
事業内容		良好な水辺景観、親水空間を創出するため、河川施設等を整備する。		
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加	
		目標指標	歩行者通行量	
		活性化に資する理由	都市公園（宮川水辺ふれあい公園）を整備し、良好な水辺景観、親水空間を創出することは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		－		
支援措置実施時期		－	支援主体	－
その他特記事項				

【事業名】インターンシップ促進事業

事業実施時期		平成 28 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		学生の就労体験を受け入れる事業者に対して滞在費や交通費など受け入れに要する費用の一部を助成する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	居住人口の維持
		目標指標	中心市街地への転入・転居者数
		活性化に資する理由	事業者の負担軽減と将来の高山市を担う若者の中心市街地への就職、定住を促進することは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】雇用促進事業

事業実施時期		平成元年度～	
実施主体		雇用促進協議会	
事業内容		合同企業説明会やセミナーの実施、求人情報の発信などを実施し、雇用の促進を図る。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	営業店舗数の増加
		目標指標	中心商店街営業店舗数
		活性化に資する理由	労働全般にわたる情報の収集、提供を行い、子どもたちに地元企業を知る機会を提供することにより、中心市街地における産業の担い手とするためのきっかけづくりとすることは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】企業誘致推進事業

事業実施時期		平成 19 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		新たな雇用機会の創出拡大による定住促進と産業振興を図るため、市内への企業立地並びにサテライトオフィスの設置に要する費用の一部を助成する。	
の位置づけ及び必要性	目標	営業店舗数の増加	
	目標指標	中心商店街営業店舗数	
	活性化に資する理由	市内におけるサテライトオフィスの立地を促進し、地元雇用や移住の促進、ビジネス機会の創出による地域経済の好循環の創出を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】特定創業支援事業

事業実施時期		平成 28 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		市内における創業を促進するとともに創業時の経営基盤の安定化を図るため、創業時に要する初期経費の一部を助成する。	
の位置づけ及び必要性	目標	営業店舗数の増加	
	目標指標	中心商店街営業店舗数	
	活性化に資する理由	中心市街地を含め、市内で起業しやすい環境を整備することは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】創業支援事業

事業実施時期		平成 28 年度～	
実施主体		高山市、高山商工会議所	
事業内容		高山市、金融機関、商工会議所・商工会、信用保証協会、よろず支援拠点 が連携して、起業前から開業後も安定して事業が継続できるよう支援する。	
の位置づけ及び必要性	目標	営業店舗数の増加	
	目標指標	中心商店街営業店舗数	
	活性化に資する理由	中心市街地を含め、起業者の育成や創業後の継続的な支援などにより起業・創業を促進することは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】創業者持続化支援セミナーの開催

事業実施時期		令和 5 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		創業から 3 年程度経過した市内事業者のフォローアップを目的として、経営のステップアップを図るために必要な知識・スキルを習得するセミナーを開催する。	
の位置づけ及び必要性	目標	営業店舗数の増加	
	目標指標	中心商店街営業店舗数	
	活性化に資する理由	中心市街地を含め、創業から 3 年程度経過した市内事業者の事業継続を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】インキュベーション推進事業

事業実施時期		平成 28 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		起業家の増加による市内産業のイノベーションを創出するため、インキュベーション施設を管理運営する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	営業店舗数の増加
		目標指標	中心商店街営業店舗数
		活性化に資する理由	中心市街地にインキュベーション施設を設置し新たな業種・職種を創出することは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】子ども夢創造事業

事業実施時期		平成 25 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		子どもの夢や創造力を伸ばす学習機会の提供のため、子ども夢創造事業（しごと体験、文化芸術、科学、スポーツ）を開催する。	
の位置づけ及び必要性	活性化を実現するため	目標	来街者数の増加
		目標指標	歩行者通行量
		活性化に資する理由	市内の子どもたちに、地方都市では体験できないような高いレベルの体験学習を提供することにより、子どもたちが大きな夢を育み、様々な分野への興味関心を喚起するとともに、より深く学ぶための契機とする事業を開催することは、目標指標の増加に寄与するため。
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】小中学生の職場体験支援事業

事業実施時期		令和3年度～	
実施主体		雇用促進協議会	
事業内容		子どもたちに市内企業とタイアップした職業体験の場を提供するため、飛騨高山フューチャープロジェクトが行う「お仕事発見隊」の取り組みに要する費用の一部を助成する。	
の位置づけ及び必要性	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	地域で活動する企業、お店で小中学生が職業体験する「お仕事発見隊」の取り組みを支援し、地元の子どもや保護者が、子どもの将来の働き方について考える機会を提供することは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】若者活動支援事業

事業実施時期		令和5年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		若者が地域でやりがいと生きがいをもって活躍できるまちづくりをすすめるため、若者が主体的に活動を始める第一歩を支援することを目的とした若者活動支援事業補助金を交付する。	
の位置づけ及び必要性	目標	居住人口の維持	
	目標指標	中心市街地への転入・転居者数	
	活性化に資する理由	若者が主体的に活動する団体が、地域の活性化又は地域の魅力の向上・発信に取り組む活動を支援することは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】外国人観光客への販売環境の充実

事業実施時期		平成 27 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		観光関係事業者向けに研修会の開催や海外市場開拓、輸出展開を図る事業者への支援など、事業者による来訪者及び海外への販売促進のための意欲向上と取り組みを促す。	
の位置づけ及び必要性	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	事業者が海外展開を行うことで、外貨の獲得並びに地域経済の活性化を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】産学官金協働によるまちづくり

事業実施時期		平成 21 年度～	
実施主体		(一財) 飛騨高山大学連携センター	
事業内容		事業者と学生や金融機関による商品開発や開発した商品の販売を通じて、まちづくりへの参画を促進する。	
の位置づけ及び必要性	目標	営業店舗数の増加	
	目標指標	中心商店街営業店舗数	
	活性化に資する理由	多様な主体のまちづくりの参画を支援することにより、中心市街地活性化に資する新たな取り組み等の創出につながることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】地産地消推進事業

事業実施時期		平成 22 年度～	
実施主体		高山市地産地消推進会議	
事業内容		生産者、消費者、流通業者、飲食店等が地産地消の地域内連携の強化に向けて意見交換を実施する。また、学校給食における地元農産物の積極的な活用に対し助成する。	
の位置づけ及び必要性	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	地産地消を推進し、中心市街地を含め多くの店舗で地元の食材を味わう機会を増やすことで、中心市街地における賑わいを創出することは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

〔1〕 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

(1) 現状分析

市街地中心部においては、観光客が集中し賑わいがもたらされている一方で、大型バスなどの車両の通行量が多いエリアでもあり、特に休日等においては交通渋滞が発生している。

また、市民アンケートでは、「観光客が長時間滞在するよう、ウォーカブルな（居心地が良く歩きたくなる）中心市街地を形成する」「車の運転ができなくなったときに、飲食を含め日常的な買い物をどうするかという懸念がある」「車が無くても生活できる街にしないと住み続けられなくなる」との意見が出されている。

(2) 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

まちなかの駐車場に集中するバスの一部を中心市街地の外縁部へと誘導することで、市街地中心部へのバスの流入を抑制し、渋滞緩和及び歩行者の安全確保を図る必要がある。

市民アンケートでは、日常的に利用している交通手段として9割近くが自家用車と回答しているが、高齢化率は市全体で33.6%、中心市街地区域で44.1%となっており、過度に自家用車に依存しないためにも公共交通のさらなる利便性向上を図っていくことが不可欠である。

(3) フォローアップの考え方

基本計画に位置付けた事業等の進捗状況について確認するため、毎年調査を行い、目標指標への効果を把握しながら、状況に応じて事業促進のために必要な措置を講じる。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置

① 認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】市営駐車場市民割引事業（実証実験）（再掲）

事業実施時期		令和 6 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		中心市街地の市営駐車場において、市民割引の実証実験を行う。なお、実証実験の結果を検証したうえで本格運用につなげる。	
の位置づけ及び必要性	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	市街地中心部にある市営駐車場の駐車料金を割引することにより、市民の来街者を増加させるとともに、駐車場を有しない店舗の活用を促進することは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		中心市街地活性化ソフト事業	
支援措置実施時期		令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月	支援主体 総務省
その他特記事項		区域内	

② 認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】中心市街地における公共交通の利便性の向上

事業実施時期		平成 22 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		のらマイカー及びまちなみバスを運行する。	
の位置づけ及び必要性	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	市民や観光客に配慮した中心市街地の主要施設を循環するバスを運行することは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		地域公共交通確保維持改善事業	
支援措置実施時期		令和 6 年度～令和 10 年度	支援主体 国土交通省
その他特記事項			

【事業名】新たな公共交通手段の導入

事業実施時期		令和 5 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		バスロケーション（位置情報）システム、キャッシュレス決済を導入する。	
の位置づけ及び必要性	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	GPS などを利用してバスの位置情報を収集し、バスの定時運行の調整への活用や、バスの現在地や停留所への到着予測時間などの配信により公共交通の利便性を高めることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		共創モデル実証プロジェクト	
支援措置実施時期		令和 6 年度	支援主体 国土交通省
その他特記事項			

(4) 国の支援がないその他の事業

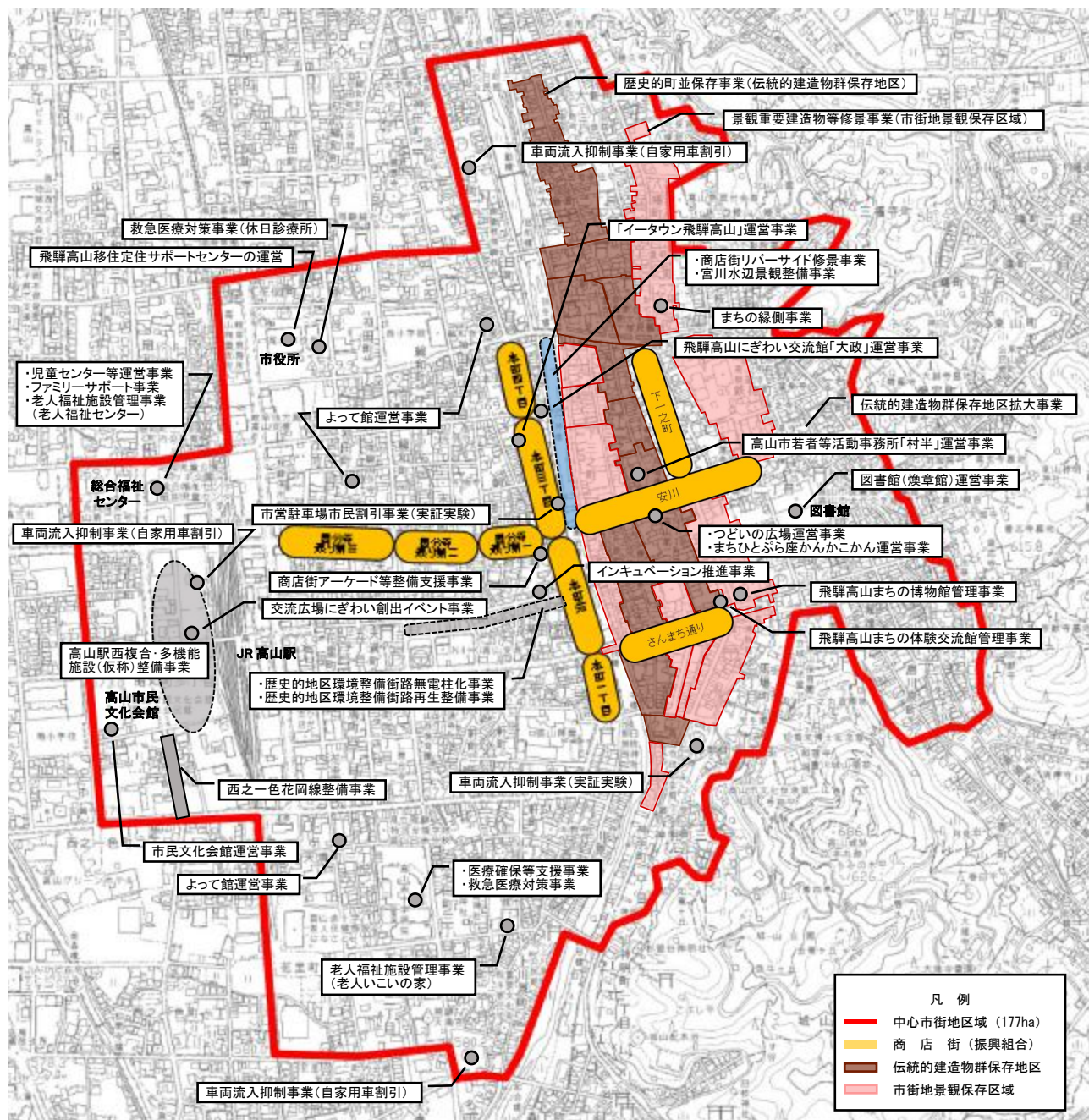
【事業名】観光特化型バス運行事業

事業実施時期		令和 2 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		観光特化型バス（匠バス）を運行する。	
の位置づけ及び必要性 活性化を実現するため	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	観光客の利用を主眼とした観光特化型バスを運行することで、利便性や回遊性の向上、市街地中心部への車両の流入抑制を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】臨時駐車場対策事業（特定日シャトルバス運行）

事業実施時期		平成 8 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		春・秋の高山祭等の駐車場特定日に、市中心部と郊外に臨時駐車場を開設する。また郊外の臨時駐車場からはシャトルバスを運行し、市内の交通渋滞を防止する。	
の位置づけ及び必要性 活性化を実現するため	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	市内中心部への車両の流入を抑制することで、中心市街地の安全・安心な歩行空間を確保することは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

○4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



[実施箇所が特定されない事業]

- 景観重要建造物等修景事業 (景観重要建造物)
- 塀等設置補助事業
- 生け垣等設置補助事業
- 高山の景観にふさわしい看板設置補助事業
- スポット等整備事業
- 道路施設バリアフリー整備事業
- 消融雪側溝整備事業
- ポイ捨て等および路上喫煙禁止条例の遵守
- 民間事業者のバリアフリーへの取り組み促進
- 一般開放型民間施設整備事業 (民間便所一般開放)
- 緑地保全推進事業 (緑のパートナー制度)
- 緑地保全推進事業 (里山保全)
- 駐車場運営事業
- 結婚新生活支援補助金
- 高齢者健康教室事業
- 温泉保養施設等利用費助成事業
- 銭湯でまちづくり (公衆浴場設備改善事業)
- まち歩きのスヌメ (健康づくり推進事業)
- 健康づくり推進事業
- 児童遊園地管理事業
- 文化芸術活動支援事業
- 歴史遺産等保存活用事業
- 文化財保護事業
- 無形文化遺産伝承支援事業
- 語り部養成事業 (歴史ガイドボランティア育成事業)
- 小中学校郷土教育推進事業
- まちなか定住促進事業
- 空き店舗等活用支援事業
- 建築物等耐震化促進事業
- 自家消費型太陽光発電設備等導入補助金
- 脱炭素先行地域づくり事業
- 移住交流促進事業
- 「飛騨高山暮らし案内」制度の運営
- 飛騨高山移住者ネットワーク「ツラッパ」の運営
- 総合的な空き家、空き店舗活用促進事業
- 高山市空き家紹介事業
- 障がい者住宅改造成助成事業
- 高齢者住宅改造成費補助事業
- 匠の家づくり支援事業
- 木質バイオマス活用促進事業補助金
- 地域の課題解決に向けた活動に対する助成
- 協働のまちづくり推進事業補助金
- 地域コミュニティデジタル化推進事業
- 市民活動支援事業
- 若者交流促進事業
- 若者地元就職支援補助金
- 若者地元就職支援金
- 奨学金返済支援事業
- まちの魅力アップ応援事業 (事業実施支援)
- まちの魅力アップ応援事業 (まちづくり計画策定支援)
- 商店街活性化支援事業
- まちなか活性化イベント事業
- 飛騨高山サマーフェスティバル事業
- 環境配慮行動へのポイント等付与に対する支援
- ICTを活用したまちづくり
- 来訪者まちかど案内事業
- 観光案内機能の強化
- バリアフリー観光の推進
- 観光振興事業費
- SNSを活用した集客、またその勉強会の開催
- アニメをテーマにしたイベント事業
- 市民も楽しめるイベントの実施
- 商店街駐車場利用促進事業
- 商店街機能強化事業
- インターンシップ促進事業
- 雇用促進事業
- 企業誘致推進事業
- 特定創業支援事業
- 創業支援事業
- 創業者持続化支援セミナーの開催
- 子ども夢創造事業
- 小中学生の職場体験支援事業
- 若者活動支援事業
- 外国人観光客への販売環境の充実
- 産学官協働によるまちづくり
- 地産地消推進事業
- 中心市街地における公共交通の利便性の向上
- 新たな公共交通手段の導入
- 観光特化型バス運行事業
- 臨時駐車場対策事業 (特定日シャトルバス運行)

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市の推進体制の整備等

(1) 中心市街地活性化を統括する組織

本市は、中心市街地活性化基本計画に関する事務を所掌する都市政策部都市計画課と、商店街・中心市街地の活性化に関する事務を所掌する商工労働部雇用・産業創出課とで連携を図りながら中心市街地活性化の取り組みを進めている。

(2) 庁内の連絡調整のための会議

本市は、中心市街地活性化に関する施策を総合的かつ一体的に計画し、推進していくため、「高山市中心市街地活性化推進会議」を組織し、関係部局の連携・総合調整を行っている。

本計画認定後は、事業の進捗管理を当該会議で共有し、各事業が総合的かつ一体的に進められるようにするため、連携を密に図ることとしている。

また、推進会議の設置にあわせて中心市街地活性化に向けての具体的取り組みを検討するため、関係課長で構成する「幹事会」を設置している。

① 中心市街地活性化推進会議

■名簿

	職名		職名
委員長	西倉副市長	委員	市民保健部長
副委員長	清水副市長	委員	森林・環境政策部長
委員	市長公室長	委員	農政部長
委員	総合政策部長	委員	商工労働部長
委員	総務部長	委員	飛騨高山プロモーション戦略部長
委員	財務部長	委員	建設部長
委員	市民活動部長	委員	都市政策部長
委員	福祉部長	委員	教育委員会事務局長

■開催状況

開催日	議題
令和5年5月26日	高山市中心市街地活性化基本計画（素案）について

② 中心市街地活性化推進会議 幹事会

■名簿

	職名		職名
幹 事	危機管理課長	幹 事	環境政策課長
幹 事	総合政策課長	幹 事	ごみ処理場建設推進課長
幹 事	地域政策課長	幹 事	森林政策課長
幹 事	行政経営課長	幹 事	農務課長
幹 事	財政課長	幹 事	商工振興課長
幹 事	税務課長	幹 事	雇用・産業創出課長
幹 事	協働推進課長	幹 事	ブランド戦略課長
幹 事	生涯学習課長	幹 事	観光課長
幹 事	スポーツ推進課長	幹 事	建設課長
幹 事	福祉課長	幹 事	維持課長
幹 事	子育て支援課長	幹 事	都市計画課長
幹 事	高年介護課長	幹 事	建築住宅課長
幹 事	健康推進課長	幹 事	教育総務課長
幹 事	医療課長	幹 事	文化財課長

■開催状況

開催日	議題
令和 5 年 3 月 29 日	高山市中心市街地活性化基本計画の策定に向けた取り組みについて

(3) 高山市議会における中心市街地活性化の審議

開催日	会議名	主な審議内容
令和 5 年 3 月 17 日	産業建設委員会	高山市中心市街地活性化基本計画の策定に向けた基本的な考え方等について
令和 5 年 9 月 19 日	産業建設委員会	高山市中心市街地活性化基本計画の策定について

〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 中心市街地活性化協議会の概要

中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、高山商工会議所が設立者となり、平成 22 年 1 月 27 日に高山市中心市街地活性化協議会を設立した。事務局は高山商工会議所が担当している。

(2) 構成員

高山商工会議所、株式会社まちづくり飛騨高山のほか有識者や関係団体を構成員とする。

役職	所属	役職	根拠法令
会長	高山商工会議所	会頭	法第 15 条第 1 項
	株式会社まちづくり飛騨高山	社長	法第 15 条第 1 項
副会長	高山商工会議所商業部会	部会長	法第 15 条第 4 項
副会長	一般社団法人飛騨・高山観光コンベンション協会	会長	法第 15 条第 4 項
委員	高山市景観町並保存連合会	会長	法第 15 条第 4 項
委員	高山市商店街振興組合連合会	理事長	法第 15 条第 4 項
委員	高山市町内会連絡協議会	副会長	法第 15 条第 4 項
委員	社会福祉法人高山市社会福祉協議会	会長	法第 15 条第 4 項
委員	高山市教育委員会	委員	法第 15 条第 4 項
委員	高山金融協会	会長	法第 15 条第 4 項
委員	高山警察署	署長	法第 15 条第 4 項
委員	一般社団法人高山青年会議所	副理事長	法第 15 条第 4 項
委員	特定非営利活動法人まちづくりスポット	専務理事	法第 15 条第 4 項
委員	高山商工会議所交通運輸部会	部会長	法第 15 条第 4 項
委員	高山商工会議所女性会	会長	法第 15 条第 4 項
委員	高山商工会議所青年部会	会長	法第 15 条第 4 項
委員	株式会社まちづくり飛騨高山	タウンマネージャー	法第 15 条第 4 項
オブザーバー	飛騨県事務所	所長	—

(3) 開催状況

開催日	議題
令和5年2月10日	高山市中心市街地活性化基本計画の策定について (基本的な考え方、基本方針、区域、計画期間、施策のポイント)
令和5年9月13日	高山市中心市街地活性化基本計画の策定について (計画に位置付ける事業)
令和6年1月9日	高山市中心市街地活性化基本計画の策定について (基本計画案について、基本計画案に対する意見書)

(4) 法第15条への適合状況

中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項第1号ロに規定する会社(まちづくり会社)の政令で定める要件については、当該会社が株式会社である場合にあっては総株主の議決権に占める市の有する議決権の割合が百分の三以上であることとされている。(株)まちづくり飛騨高山における市の議決権割合は41.9%であり、この規定に適合している。

(5) 中心市街地活性化協議会による意見書（写し）

令和6年1月24日

高山市長 田 中 明 様

高山市中心市街地活性化協議会
会 長 北 村



高山市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

高山市が令和6年4月から令和11年3月までを期間として策定される高山市中心市街地活性化基本計画（案）につきまして、中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき意見書を提出いたします。

記

【基本計画について】

高山市の中心市街地を活性化させる計画として概ね妥当であると認める。

【付帯意見】

なお、基本計画案は高山市の中心市街地活性化のために総合的、一体的に取り組むべき具体的な施策を明示したものであるが、より実効性を高めるため、次の意見を申し添える。

1. 事業の実施にあたっては、(株)まちづくり飛騨高山などと継続的に連携し、地域の意見をきめ細かく聴取すること。
2. 中心市街地の活性化や目標の達成に有効な事業の検討は継続して行い、必要に応じて事業を追加するなど、柔軟に計画の見直しを行うこと。
3. 自分たちのまちを守りたいという思いが市民の心に育まれるよう、計画が市民に認識され、市民の意見を反映し、市民のための計画となる取り組みをすすめること。

(6) 高山市中心市街地活性化協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、高山市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、高山市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、その目的を達成するために、次の活動を行う。

(1) 高山市が作成する中心市街地活性化基本計画及びその実施に必要な事項について総合的に調整し意見を提出する

(2) 高山市中心市街地の活性化に関する委員相互の意見及び情報交換

(3) 高山市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施

(4) 高山市中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換

(5) 協議会活動の情報発信

(6) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、高山商工会議所内に置く。

(委員)

第5条 協議会の委員は、次の者をもって組織する。

(1) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に該当するもの

(2) 法第15条第4項の規定に該当するもの

(3) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(役員)

第6条 協議会に会長、副会長を置き、会長は、高山商工会議所会頭が就任する。また、副会長は、会長が選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に都合あるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、（以下「会議」という。）会長が招集する。

2 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第8条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

第9条 協議会の委員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければな

らない。

(事務局)

第 10 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

(経費の負担)

第 11 条 協議会の運営に要する経費は、補助金及び負担金、その他の収入により負担するものとする。

(補則)

第 12 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 22 年 1 月 27 日から施行する。

〔3〕 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

〔1〕 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

① 統計的データの客観的な把握・分析

統計的データの客観的な把握・分析は、「1 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「〔2〕地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析」において、統計データより地域の現状を把握し、分析を行っている。

② 地域住民のニーズの客観的な把握・分析

地域住民のニーズ客観的な把握・分析は、「1 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「〔3〕地域住民のニーズ等の把握」において、アンケート結果より分析を行っている。

③ 前基本計画に基づく取り組みの把握・分析

前基本計画に基づく把握・分析は、「1 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「〔4〕これまでの中心市街地活性化に関する取り組みの検証」において、指標の達成状況及び定性的評価より分析を行っている。

〔2〕 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

① 高山市中心市街地活性化協議会の開催

高山商工会議所と連携し、中心市街地活性化協議会の場を通じて、事業者や地域住民等と意見交換を行いながら、中心市街地活性化基本計画に基づく事業の推進や事業主体間の相互連携、活性化に向けた目標達成のための調整などを行っている。

② 中心市街地活性化検討ワークショップの開催

本計画の策定にあたっては、課題把握や事業提案などにおいて、様々な分野から活発な意見を聴取するため、民間事業者やNPO法人、まちづくり協議会、市民公募など幅広い分野からの参画によるワークショップを開催した。

ア 開催概要

回	開催日	テーマ	参加人数
第1回	令和4年6月29日（水）	・ 中心市街地における課題の整理 ・ 課題の解決に必要なもの・こと	11人
第2回	令和4年8月25日（木）	中心市街地の現状把握のための現地視察	10人
第3回	令和4年9月20日（火）	中心市街地の課題解決や活性化に必要な 取り組み（居住系）	7人
第4回	令和4年9月30日（金）	中心市街地の課題解決や活性化に必要な 取り組み（商業・観光系）	8人

イ 開催結果

統計データ、アンケート結果等の情報共有や高山駅西地区まちづくり構想の方向性等の説明、現地視察などにより現状や課題等についての認識が深まり、グループワークによる活発な意見交換により、居住環境や地域コミュニティ、移住、商店街、店舗など様々な視点から中心市街地の活性化や将来のまちづくりにとって必要と思われる施策・事業が提案された。

第1回

1. 日 時 令和4年6月29日（水） 13時30分～15時35分
2. 場 所 高山市役所3階 302会議室
3. 出席者 メンバー 11名（1名欠席）
事務局 都市計画課3名、雇用・産業創出課2名
4. 内 容
 - ①ワークショップの概要説明
 - ②中心市街地の現状・アンケート結果の説明
 - ③中心市街地における課題の整理、分類分け
 - ④課題解決のためにどこに何があるとよいかの検討
 - ⑤発表



第2回

1. 日 時 令和4年8月25日 10時00分～12時10分
2. 場 所 高山市若者等活動事務所 村半 大会議室
※概要説明後まち歩きを行い、帰路はまちなみバスに乗車
3. 出席者 メンバー 10名（2名欠席）
事務局 都市計画課2名、雇用・産業創出課2名、企画課1名
4. 内 容 ①概要説明
②現地視察（ポイントごとに施設等の説明・意見交換、高山駅西地区まちづくり構想の方向性等の説明）



第3回

1. 日 時 令和4年9月20日 10時00分～12時10分
2. 場 所 高山市役所2階 201会議室
3. 出席者 メンバー 7名（5名欠席）※欠席者の意見は後日聴取
事務局 都市計画課2名、雇用・産業創出課2名
4. 内 容 ①前回までのワークショップの振り返り等
②中心市街地の課題解決や、中心市街地の活性化、将来のまちづくりにとって必要と思われる取り組みについて検討
[テーマ]居住環境、施設、地域の維持、地域コミュニティ、伝統継承、移住
若者、子ども、高齢者、医療・健康、空き家、防犯
③発表



第4回

1. 日 時 令和4年9月30日 10時00分～12時10分
2. 場 所 高山市役所2階 201会議室
3. 出席者 メンバー 8名（4名欠席）※欠席者の意見は後日聴取
事務局 都市計画課2名、雇用・産業創出課2名
4. 内 容 ①前回ワークショップの振り返り
②中心市街地の課題解決や、中心市街地の活性化、将来のまちづくりにとって必要と思われる取り組みについて検討
[テーマ]空き店舗、商店街等、店舗、雇用、観光の対象、アクセス等、駐車場
公共交通、集客、観光スポット、観光客の影響、景観維持
③発表



③ パブリックコメントの実施

本計画の素案について広く市民等の意見を聴取するため、令和5年10月1日から10月31日までの31日間、パブリックコメントを実施した。

○意見の提出状況

提出方法	人数	件数
郵送	0	0
FAX	0	0
Eメール	0	0
持参	0	0
Webフォーム	2	6
合計	2	6

○主な意見の概要

項目	意見（概要）
基本計画に位置付ける事業に関する事	ショッピングモール、リユースモールがほしい。
中心市街地活性化の方針に関する事	交通弱者や子どもが気軽にまちなかへ行けるよう、補助や割引を行ってほしい。
基本計画に位置付ける事業に関する事	まちなかに市民が使える駐車場が少ないため、駐車場のある県外などに遊びに行くことが多い。地元でお金を回すためにも、駐車料金の市民割引を実施してほしい。
基本計画に位置付ける事業に関する事	婦人科医、漢方医が増えてほしい。
基本計画に位置付ける事業に関する事	飛騨高山にぎわい交流館「大政」をもっと市民に知ってもらい、より利用される施設運営を行ってほしい。
基本計画に位置付ける事業に関する事	小中学生の職場体験事業について、感想等を公開してほしい。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

〔1〕 都市機能の集積の促進の考え方

本市の都市形成については、高山市都市基本計画において、ＪＲ高山駅を中心とした多様な都市機能が集積する区域を中心商業業務区域と定め、商業・業務、観光・交流、行政機能等、多様な都市機能の集積や強化により、快適で利便性の高いまちづくりを推進する方針を掲げている。

また、高山市第八次総合計画の後半においては、まちづくりの方向性の一つとして「人と人がつながり、安全で美しさと利便さが共存する持続可能なまちをつくる」を掲げ、その中で「利便性の高い都市機能とネットワークの構築」をまちづくり戦略として位置づけ、高山駅周辺の都市機能の強化やまちなかにおける居住の促進、周遊性の向上などにより魅力ある中心市街地の形成を図ることとしている。

〔2〕 都市計画手法の活用

本市では、都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけ、多様な都市機能が集積、或いは配置された集約型都市構造へ転換し、自動車に過度に依存しない、高齢者を含めた多くの人たちにとって、生活の便利さや快適さが実感できる都市づくりを進めるため、都市構造やインフラに影響を与える大規模な集客施設が立地可能な地域については、商業地域及び近隣商業地域に限定し、多様な用途を許容する準工業地域においては、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を都市計画に定め、大規模集客施設の立地を規制している。

〔法手続き等の経緯〕

平成 22 年 2 月	住民説明会 都市計画案の縦覧
3 月	都市計画審議会
4 月	都市計画決定告示

〔3〕 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況

ＪＲ高山駅が立地する地域には、様々な行政機関のほか、観光客の増加に伴い建設が進んだ宿泊施設が集積している。また、高山地域の 10 商店街はすべて中心市街地に位置しており、商業機能の一大集積地となっている。

また、中心市街地は高山の城下町として発展した歴史を有する文化の中心地でもあり、高山陣屋や古い町並などの観光施設が立地している。

(2) 庁舎などの行政機関、病院学校等の都市福利施設の立地状況及び移転計画の状況

J R 高山駅が立地する地域には市役所や合同庁舎、裁判所、法務局など様々な行政機関が集中している。また、総合病院が立地していることから、中心市街地活性化に関する市民アンケートでは、中心市街地に住みたい（移り住みたい）理由として「市役所や銀行などが近い」「医療機関が近い」ことを挙げる意見が多くなっている。

教育施設については2つの小学校が立地しており、ほかにも保育所、子育て支援拠点施設なども立地している。また、文化施設である市民文化会館および福祉施設である総合福祉センターについては、老朽化により再整備を行うが、いずれも中心市街地区域内での建設を予定している。

(3) 市および周辺の大規模集客施設の立地状況及び今後の設置計画の状況

大規模小売店舗立地法による大型小売店の出店状況を「1－〔2〕－(2)－③ 大規模小売店舗の状況」に掲載している。

中心市街地内および周辺に立地するいずれの施設についても現時点で拡張の予定は把握していないが、駅西地区に計画している複合・多機能施設の具体的な整備方針（高山駅西地区複合・多機能施設整備基本計画）の策定にあたっては、商業・娯楽機能について民間事業者に対して調査を行い、整備の可能性を検討することとしている。

〔4〕 都市機能の集積のための事業等

分類	事業名
4 市街地の整備改善のための事業	・高山駅西複合・多機能施設（仮称）整備事業 ・商店街アーケード等整備支援事業
5 都市福利施設を整備する事業	・高山駅西複合・多機能施設（仮称）整備事業（再掲）
6 街なか居住の推進のための事業	・まちなか定住促進事業 ・空き店舗等活用支援事業 ・総合的な空き家、空き店舗活用促進事業
7 経済活力の向上のための事業	・高山駅西複合・多機能施設（仮称）整備事業（再掲） ・空き店舗等活用支援事業（再掲） ・総合的な空き家、空き店舗活用促進事業（再掲）
8 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業	・中心市街地における公共交通の利便性の向上

11. その他中心市街地の活性化に資する事項

〔1〕 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 高山駅西地区まちづくり構想の推進

① 構想の概要

中心市街地活性化基本計画は本市の中心市街地を区域を対象としているが、その中でも特にＪＲ高山駅西地区については、旧計画において実施した橋上駅舎化や東西自由通路等の整備により、高山駅を中心とした東西を往来しやすい環境が整ったが、市民文化会館や総合福祉センターなど既存施設の老朽化への対応、商業と調和した住環境の形成が求められていることから、市民アンケートの実施やワークショップの開催、駅西地区が校区となる小学校におけるまちづくりを題材とした授業などを通して、多様な主体からの意見聴取を行い、高山駅西地区については市全体の人々の交流の促進とさらなる地域活性化を図るため、地区の将来の姿やその実現に向けた方針を示すものとして「高山駅西地区まちづくり構想」を令和５年３月に策定した。

構想においては、まちづくりのコンセプトを「ふれあい×にぎわい×つながり～市民の夢や願いをかなえ、笑顔と心をはずませる駅西エリア～」と定め、そのコンセプトを実現するために３つのまちづくりの方向性を整理し、これらの方向性に基づいて個別の取り組みをすすめることとしている。

まちづくりのコンセプト

ふれあい×にぎわい×つながり
～市民の夢や願いをかなえ、笑顔と心をはずませる駅西エリア～

方向性1 「ふれあい」のまちづくり ～市民交流・生活支援～

- 1 多くの市民が集う交流・活動拠点の形成
- 2 子育てなど市民生活を支える支援拠点の形成

方向性2 「にぎわい」のまちづくり ～利便性・住環境～

- 1 魅力あふれるにぎわい創出拠点の形成
- 2 美しい景観と緑のある生活拠点の形成

方向性3 「つながり」のまちづくり ～公共交通・情報～

- 1 誰もが快適に利用できる交通拠点の形成
- 2 高山の存在感を伝える情報拠点の形成

② 構想と中心市街地活性化基本計画の関連性

高山駅西地区まちづくり構想の実現に向けたまちづくりの方向性と中心市街地活性化基本計画に位置付けた主な事業は次のとおりである。

方向性		計画に位置付けた主な事業
「ふれあい」のまちづくり ・多くの市民が集う交流・活動拠点の形成 ・子育てなど市民生活を支える支援拠点の形成	▶	●高山駅西複合・多機能施設（仮称）整備事業 ●市民文化会館運営事業 ●交流広場にぎわい創出イベント事業 ●児童センター等運営事業 ●ファミリーサポート事業
「にぎわい」のまちづくり ・魅力あふれるにぎわい創出拠点の形成 ・美しい景観と緑のある生活拠点の形成	▶	●高山駅西複合・多機能施設（仮称）整備事業（再掲）
「つながり」のまちづくり ・誰もが快適に利用できる交通拠点の形成 ・高山の存在感を伝える情報拠点の形成	▶	●高山駅西複合・多機能施設（仮称）整備事業（再掲）

〔２〕 都市計画等との調和

○ 高山市第八次総合計画（平成 27 年度～令和 6 年度）

将来のあるべき姿を「人・自然・文化がおりなす 活力とやさしさのあるまち 飛騨高山」として掲げ、3つのまちづくりの方向性と15のまちづくり戦略を定め施策を展開することとしている。

中心市街地の活性化は、まちづくりの方向性3「人と人がつながり、安全で美しさと便利さが共存する持続可能なまちをつくる」の、まちづくり戦略3-②「利便性の高い都市機能とネットワークの構築」の重視すべきポイントとして、高山駅西地区における施設整備などによる高山駅周辺の活性化、まちなかの空き店舗活用やまちづくり会社との連携、まちなか居住の促進、高山駅や中心市街地外縁部の大型駐車場の活用などによる市街地中心部の車両流入抑制、中心市街地における交通対策の検討をすすめることを位置付けている。

○ 高山市都市基本計画（令和 3 年 1 月策定）

高山市第八次総合計画において本市の将来のあるべき姿として掲げる都市像を踏襲し、計画における都市像を「人・自然・文化がおりなす 活力とやさしさのあるまち 飛騨高山」とし、「コンパクトな拠点をネットワークで結ぶ都市構造」を目指すべき都市構造と位置付けている。

中心市街地については、ＪＲ高山駅を中心とした多様な都市機能が集積する区域を中心商業業務区域として設定し、多様な都市機能の集積や強化による快適で利便性の高いまちづくりの推進などを土地利用の方針としている。

[中心商業業務区域の土地利用の方針]

- 商業・業務、観光・交流、行政機能等、多様な都市機能の集積や強化により、快適で利便性の高いまちづくりを推進します。
- 交通結節点としての機能の充実により、各地域や他都市とのアクセスの向上を図ります。
- 循環型公共交通の充実や歩行者にやさしい道路整備の推進により、回遊性の向上や歩いて暮らせるまちづくりをすすめます。
- 中心市街地の活性化や空き家、空き店舗等の有効活用の促進により、商店街の賑わい創出やまちなか居住の促進を図ります。
- 景観計画や歴史的風致維持向上計画に基づく、旧城下町区域の歴史的な町並み景観の保存と活用により、魅力あるまちづくりを推進します。

○ 高山市地域公共交通計画（令和２年度～令和６年度）

地域公共交通の目指す姿として、「多くの市民が通勤、通学、通院、買い物などに地域公共交通を利用している」及び「観光客が移動手段として地域公共交通を利用している」ことを掲げている。

また、計画に基づき整備する地域公共交通は、その持続性・自立性を確保することを前提とし、基本方針の一つとして「市民や観光客など、多くの人にメリットのある地域公共交通を整備する」ことに従って整備をすすめ、中でも「商業施設や観光施設など、市民や観光客をはじめ多くの人々が集まる施設やエリアに関しては、利便性の高い地域公共交通を整備し、高山市の活性化に寄与する」ことや「高山市街地中心部の交通対策など、様々な施策と連携した地域公共交通を整備する」ことで取り組みをさらに効果的にすることとしている。

○ 高山市産業振興計画（令和２年度～令和６年度）

産業振興のための基本的方向として掲げた「都市構造と産業振興施策の連動」の中で、施策の基本方針として「中心市街地への都市機能の集積と魅力創出」を位置づけ、「観光まちづくりの視点に立ち、まち歩き楽しさを高めるための利便性や回遊性の向上、魅力ある商業空間の創出、町並みの景観保全など、魅力ある中心市街地の形成を図る」としている。

○ 高山市歴史的風致維持向上計画計画（平成３０年度～令和６年度）

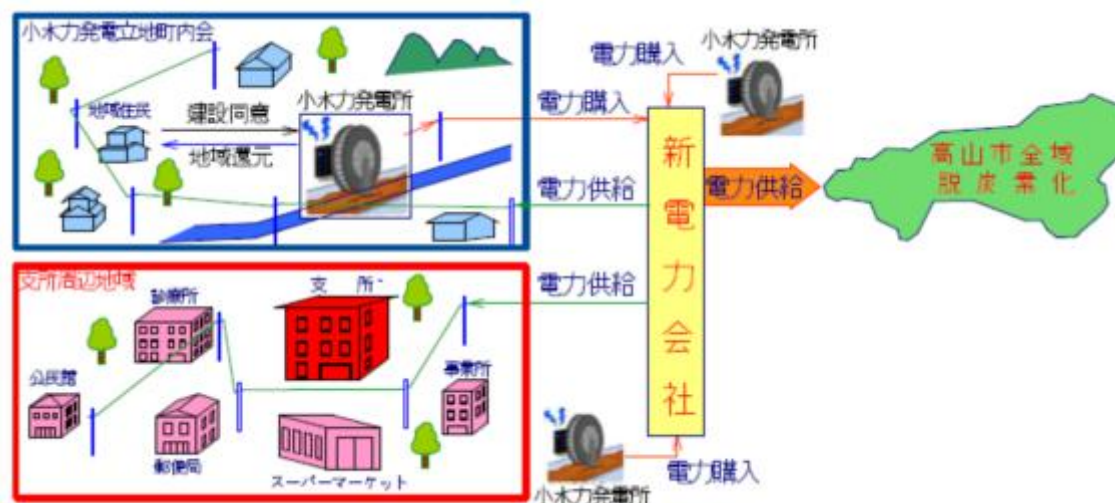
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）に基づく歴史的風致維持向上計画（第一期）を策定し、平成２１年１月１９日に国の認定を受けた。現在は、第二期計画を策定し（平成３０年３月２６日認定）、計画に基づき歴史的資源を活かしたまちづくりを進めている。

計画においては、当市のまちづくりを進めるうえでの柱の一つとして、継続的に歴史的風致の維持及び向上を図ることで市民の郷土愛を高め、今後５０年、１００年先にも本市固有の歴史的な街並みや伝統文化が継承されるとともに、取り組みから波及する交流人口の増加、定住の促進等による地域活性化につなげていくため事業を推進することとしている。

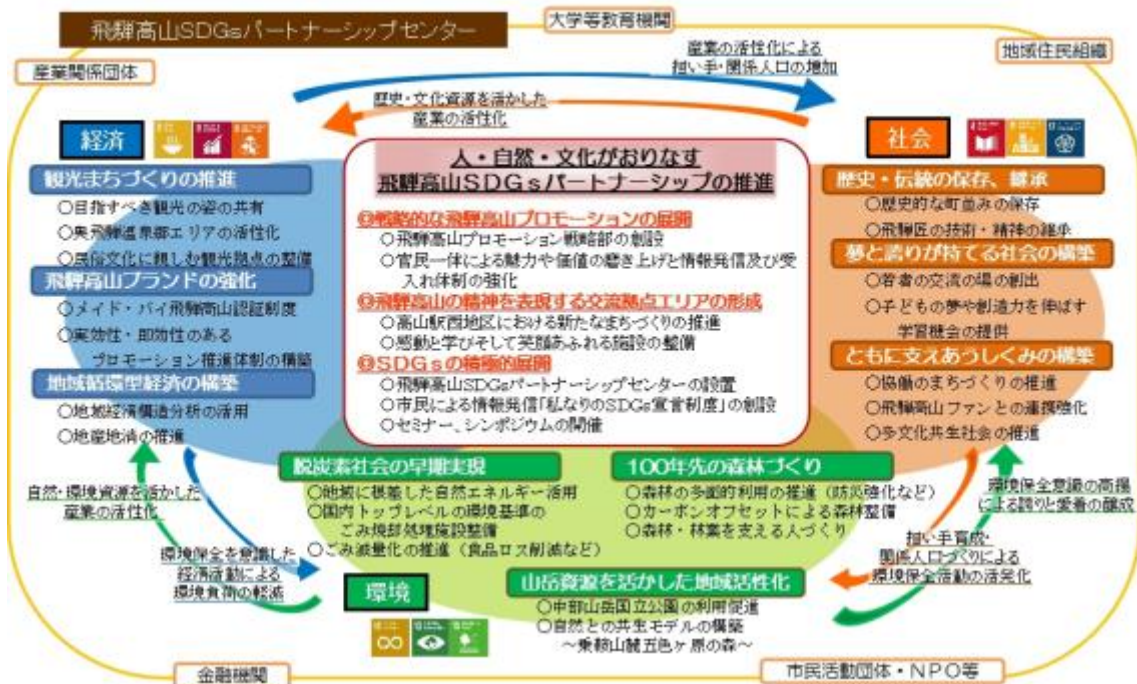
本計画では「潤いとやすらぎを感じることができる緑豊かな環境の保全・創出・活用」を基本理念とし、「身近な場所に質の高い緑の創出」を基本方針のひとつとして、スポット整備事業による憩いの場の整備、高山駅西地区の新たなまちづくりにおける緑化の推進（計画）などをすすめることとしている。

(1) 環境・エネルギー等への配慮

これらの取り組みをきっかけとして、自然エネルギーの地産地消と地域内経済循環による脱炭素社会の推進を図り、中心市街地を含めた 2050 年市全域ゼロカーボンの実現を目指す。



世界を魅了し続ける「国際観光都市 飛騨高山」の実現



12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	「3 中心市街地の活性化の目標」に記載
	認定の手続	「9 事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2 中心市街地の位置及び区域」に記載
	4 から 8 までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11 その他中心市街地の活性化に資する事項」に記載
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「4 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」から「8 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」に記載
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3 中心市街地の活性化の目標」に記載
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	事業ごとに掲載した「実施主体」に記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	事業ごとに掲載した「事業実施時期」に記載

高山市中心市街地活性化基本計画

令和 6 年 4 月

(令和 6 年 3 月 2 6 日認定)

発行 高山市

〒506-8555 岐阜県高山市花岡町 2 丁目 18 番地

電話 0577-32-3333 (代表)